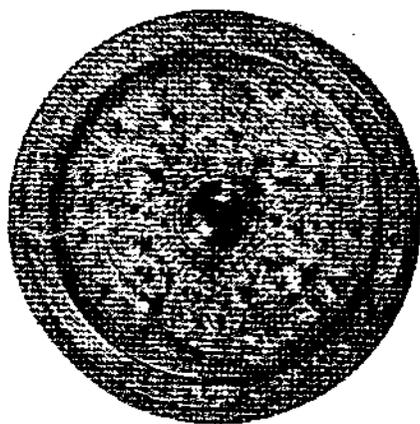


國學院大學

# 博物館學紀要

第 5 輯



1980

國學院大學博物館學研究室

國學院大學  
博物館學紀要

1980年 第5輯

特集・地方博物館史の展開 1

一 巻頭言 博物館への認識高揚と博物館学講座……………	加藤 有次………… 1
秋田県の博物館史……………	富樫 泰時………… 2
新潟県における明治時代の博覧会・博物館史……………	横山 秀樹………… 14
神奈川県博物館概史……………	三輪 修三………… 19
物産陳列館の一事例 —千葉県における場合— ……………	前川 公秀………… 26
金沢博物館の展開 初期地域博物館の動向—……………	四柳 嘉章………… 38
大分県における社会教育思想の展開……………	後藤 重巳………… 49
秩父宮記念三峰山博物館活動報告……………	馬場 直也………… 54
☆研究ノート☆ 地域文化とその展示機構……………	加藤 有次………… 60
☆書評☆ 樋口清之・加藤有次著『こんなに役立つ博物館』 親と子の知的レクリエーション—……………	金山 喜昭………… 61
博物館学講座要綱（昭和55年度）……………	62

## 博物館への認識高揚と博物館学講座

加 藤 有 次

本学に「博物館学講座」が開講されてこの方、今年で満24年の歳月を数えるに至った。そして講座開講以前の先輩卒業生はもとより、本学において学芸員資格を取得して、博物館・文化財関係でご活躍されている院友は、全国で約400名を越える数に至った。これも偏によき先輩院友の諸先生方の心あたまの結果で、先輩から後輩に、そしてその後輩へとといったように、また本学卒業生にかかわらず日頃友情を寄せて下さっている方々の良きご薫陶と導きあつての賜物と考える。それに対して本学講座の内容充実と発展の途は、社会的にも重大なる責務を背負っていることを知らなければならない。しかしまだまだその内容は充分とは決して言及できない。これから学内においての努力奮闘を惜まず、さらに諸先生方のご指導とご協力のもとに、是非共発展させたいと心意気をもつ次第である。

お蔭をもって学内では、昭和52年に博物館学研究室を独立設置することができた。これは学内において、ようやく博物館学が認知されたといつてよい。この紀要も永い間休刊していたが、昨年復刊して今年は第5輯を世に送る運びとなった。此の巻は、各地の院友が地域社会における博物館発達史に関心をもたれてきたことを契機に編集の焦点としたのであるが、この問題は今後地域社会における博物館の位置づけとその進展をみるためには極めて重要な課題といえる。今後益々各位においてご研究が積みあげられることを心から祈念するものである。そして地域に根ざした物質文化の研究の推進とその普及にふさわしい殿堂としての、良き博物館づくりに貢献したいものである。

幸いにして近年とみに博物館づくりの隆盛をみるに至り、昭和56年2月に朝日新聞社刊「日本のミュージアム（東日本編・西日本編）」の編集発刊のお手伝いをした結果、人文系博物館を中心に、主な自然科学系博物館を多少加えたにしても、1895館の数にのぼり、日本人の文化財に対する認識が高揚したことをよく物語っていると思う。

また大学進学受験生の中にも、博物館学講座の開講されている大学を選ぶという傾向がみられ、本学でも例年約400名程度の受講希望者がおり、社会的にも博物館の認識が高まっている証左といえよう。だが学芸員としての資格を取得して卒業するものは、現在約100名前後になり、あくまでも学芸員の資質の向上を日指さねばならないと考えている。

（國學院大學教授）

# 秋田県の博物館史<sup>(1)</sup>

The history of museums in Akita Prefecture

富 樫 泰 時<sup>(2)</sup>  
Yasutoki Togashi

1. はじめに
2. 明治時代（秋田博物館の設立と勸業博覧会）
3. 大正時代から昭和16年頃まで
  - a. 県立秋田図書館と博物館活動
  - b. 大正時代から昭和にかけての博物館設立運動
4. 戦後の博物館設立運動と博物館施設
5. おわりに

## 1. はじめに

秋田県は昭和50年5月、8年間の準備期間を経て秋田県立博物館を設立した。その設立経過は「秋田県立博物館研究報告」「博物館研究」などに詳細に報告されている。この博物館設立の方法と手順は博物館設立の一典型となり得るものと考えられる。その設立の仕事にたずさわっていた私は、当時（昭和45年頃）先輩から秋田県の博物館設立運動は現在をはじめたものではなく、過去いくたびか博物館設立運動のあったことを聞いていた。そこで仕事のかたわら「秋田県博物館設立運動史」のようなものをまとめ、新しく設立される博物館の何かに役立てばと考え、資料を集め、その史料集とも呼ぶべきものを秋田県文化財保護協会の機関紙「出羽路」に4回にわたって報告したのである。今回はそれを基礎にして秋田県の博物館史をまとめて報告したいと思う。

## 2. 明治時代（秋田博物館の設立と勸業博覧会）

明治時代以前に博物館的な働きをなしたのは神社仏閣であった。その働きは現在見て博物館的であって勿論博物館活動を意図しておこなわれたものではなかった。日本の博物館は他の諸科学等の場合と同じように本格的に

動き出したのは明治時代になってからであった。そしてそれは博覧会と密接な関係をもって発達した。

秋田県で最初に博物館建設を計画し、実行したのは石田県令で明治9年のことであった。その時の内容は次のようなものである。

博物館設立に付民有地建家御買上之儀に付伺

一、地坪七百五拾五坪合、表口貳拾八間三尺三寸 裏口同断 奥行貳拾六間三尺三寸、持主、佐竹義純

此沽券金百五円七拾九銭八厘

一、建家三棟、此建坪百九拾七坪半（持主、同人）

此相当代金百九拾四円貳拾銭貳厘、当県之如きは、北陔の僻上にして人民未開、耳目を開くの具に乏しく、依て博物館を置。広く物品を陳列し、偏く良器を募集致し度。就ては、地處は地券状記載の代価、建家は公商をして評価せしめ候處、不相当にも無之に付、書面之代価を以買上申度。右費金六之儀は、県税之内より支払致度。御許可之上は、右地所は官有地第二種に組替、除税之義者、大藏省へ相伺候積。仍之別紙図面併評価書相添此段相伺候。以上。

明治九年三月廿八日

秋田県権令 石田英吉代理

秋田県権参事 白根専一

内務卿 大久保利通殿

とあり、その場所は「第一大区一小区土手谷地町一番地」であった。許可は明治10年4月12日付けであり実行された。これによってできた博物館は「秋田博物館」と称し、明治10年5月にはこの博物館を会場にして秋田博覧会が明治10年5月15日～6月13日まで開催されていることから、明治10年4月頃には完成していたものと思われる。しかし許可になって開催するまでの期間は1ヶ月程であり、博物館としての改装が完備したとは考えられない。博物館設立の理由として「当県の如きは北陲の僻土にして人民未開、耳目の開く具に乏しく、依て博物館を置、広く物品を陳列し、偏く良器を募集致し度」とあるのは当時県内の状況から察すれば最もな理由であるが本来の目的は上記博覧会を開催する会場確保するためのものであった。この博覧会も長谷部哲郎氏が指摘しているように同年上野公園で開かれた第一回内国勸業博覧会への出品物を予選するところにその目的があった。

このようにして生まれた秋田博物館であったが、その後の博覧会は秋田市手形と八橋で開催されており、その後の秋田博物館の存在と活動は不明である。秋田県は第一回内国勸業博覧会の影響を受けたと考えられ、次の県の博覧会は会場の広い手形と八橋で開かれた。八橋につくられた勸業場の施設は農業会館二つ、美術館、博物館があった。この博物館等も明治14年9月の明治天皇行幸の折、県内から書画、古器物、古代陶器、土俗等が陳列された記録がある。明治16年前後の「庁下市街図」には二つの博物館、すなわち秋田博物館と八橋の博物館とが記されているが、その後この二つの博物館の記録はない。秋田博物館は故豊沢武、長谷部哲郎氏の話や秋田魁新聞などの記事によって推測すると明治16年

明徳小学校の敷地として利用され消滅したようである。明治10年に誕生した博物館は6年という短い命で終わってしまったのである。明治14年に誕生した函館博物館、その後できた大阪府立博物館が現在もその活動を続けているのを見ると秋田博物館の消滅は残念に思われてならない。また博物館を消滅せしめた秋田県民の意識にも問題があったであろう。

以後秋田県には昭和50年まで博物館は設立されなかった。しかし各時代それぞれに博物館設立を要望する声があった。その先駆的役割と世論の喚起をはかったのは秋田魁新聞であった。秋田魁新聞は明治36年から44年まで5回にわたって博物館の必要性を説いた。

最初の主張は明治36年1月10日「博物館」と題したものでその内容は次のようなものであった。

「本県には県立図書館の設置あり、巡回文庫等其の設備完全を極め、他の標準たらんとし、之に次いで郡立図書館も漸次増加せらんとし、学校教育と相俟ちて社会教育の方法整備せんとするは、広義なる教育上に於て、慶賀すべき現象たらざるを得ず。而して吾人は之を以て満足せず、益々知識を求め、教育を行ふの方法に於て望蜀の感なくんばあらず。

言うまでもなく図書館は文字の方法に依りて知識を求むるに在り。故に多少の文字あるものと雖も文も理解するに多少の困難を経ざるべからず。況んや文字なきものに於いてをや。諺に曰く、百聞一見に若かずと。告人は茲において博物館の必要を感じざるを得ず。蓋し、図書館、博物館たるの性質やして一、一を取り二を捨つべからず。図書館が文字の方法に依り知識を求むる比し、博物館は実物に依りて知識を得んとす。一は間接にして他は直接に、其の難、其の易固より同日の論にあらず。然かも博物館は図書館に比し、場所と費用とを要すること多きを以て、容易に之を企つべきにあらざるも、其の効果は却て之に倍蓰せざ

るを得ず云々……（中略）

吾人は図書館の完備と共に双輪双翼の關係ある博物館に想致し、知識を与うるの道を大にし、社会教育を盛んにする方法を完成せんことに論究したるものなり。希くは、此の閑日月に於て吾人の所論を玩味せられ、適當の時機を待たて、之を設置を企圖せられんことを、当局者及大方に向ひて切望せざるを得ざるなり。

とあり、図書館と博物館が一体となって、社会教育を進めるべきであることを説き、とくに文盲の多い時代に実物を通して教育することの効果を方説していることは注目される。さらに明治39年11月17日付けでは同じ「博物館」と題して次のように説いている。

吾人は嘗て、文明機関として、博物館の設立を唱道したることありき。然かも、今に之が設立の機運に接近するを得ず、亦本原財政の都合として、近き将来に於て、之を事実とすること、頗る至難の事なるべし云々……（中略）

博物館の種類は一にして止らず。或は古書古器物、或は美術、或は工芸等千差万別なりと雖も、一般観覧者として、其の智能を啓発せしめ、審美心を涵養せしむるの機関たること、吾人の言を須いざる処なり。然かも博物館は図書館に比し、実物の陳列に係るを以て、より多く一般の需要を満足せしむることも亦、其の比にあらざるなり。

更に博物館の餘益を挙げれば、其の所在地を通過するの旅客は之を観覧せんがため、必ず滞留するものにして、土地の紹介繁栄の動機とすること、劇場と同一にして欧米各回に於ては、其大都會とを問わず、博物館と劇場の設備なきの地は絶無なりと云うも亦証言にあらざるなり。

博物館は、其の種類の如何を問わず、割合に多くの設備費を要し、其他の教育勸業等必要の費用に比し、殆ど贅沢無用の如き観のあるを以て、我国に於ては政府又は一

二地方の外、之が設立を見るに及ばざるも、土地の繁栄を増益するの点に於ては、寧ろ拙劣なる勸業策に優るに処あるや必せり。茲に於いて、吾人は本県に於て、既に模範的劇場の設立せられたるに對し、殆ど双輪双翼の關係ある博物館設立の一日も速かにせられんことを唱道せざるを得ざるなり。

（中略）

勿論、博物館の種類は、必ずしも古書類、古器物に限らずと雖も、他の専門の目的を除くの外、歴史風俗等の参考品を蒐集するは、一般の必要を充たし得るものにして、殊に石器、土器類に於ては、翁の蒐集したるものに最も価値あるものを有するに於てをや。独り古書類古器物に限らず、他の美術品と雖も、祝融氏の災を免るもの少なく、自然に一任しなば、遂に其の跡を絶つに至らん。而して、我国今日の現情は、美術品に對しては、富豪の私有に係るもの多しと雖も、吾人は将来博物館の設立せらるるに當り、成るべく之を買収して公衆の觀賞に供せんとするの希望を有するものなり。

而して、斯る古書類、古器物及美術品は常に水火の災難あるのみならず、亦外国輸出の憂を有するものなり。故を以て吾人は其の多く散佚せざるに於て之を蒐集するの途を講じ、即ち財政の都合を見圖らえ、速に博物館を設立するの策に出でんことを切望せざるを得ざるなり。

とある。これは秋田県の第一部長邸宅火災にあい、その時の処置がきっかけとなって書かれたものである。文中翁とあるのは真崎勇助のことで考古資料その他の蒐集家として知られた人のことである。この論説は最初の論説を一步前進させて、博物館の種類とその具体的な資料まであげ、その散佚を心配したものである。幸い真崎コレクションはその後栗盛教育財団にひきとられ、現在大館市立栗盛記念図書館に一括して保存されているが、他のものは論者が心配したように散佚してしま

たものが多いものと思われる。

その後明治43年6月26日付けで「誇るべきものを加へよ」と題して、博物館設立を説きそこでは博物館設立されないことは常備品(展示品)に巨費を要することも一因と考えられるが、それは他の博物館(国立奈良・東京・京都)でも拝借品、寄託品が多いのだから、本県の場合もその方法をとれば「巨費を要せず、案ずるより産むが安き結果に出でん。」とて、「公立と私立とを問わず、博物館を計画し、図書館と相活用せしめ、公園、公会堂の外、図書館と共に精神的誇るべきものの一を加へんことを切望せざるを得ず。」と説き、物質的なものは見聞に入り易く模倣も容易であるが、精神的なものはそうは行かない。そこで博物館が必要であるというのであった。同年8月7日付けで「博物館並文書館の創設に付」と題して、文書館は図書館に併設するのがよい。しかし博物館は堅牢な建物が必要であるが、既建物・県会議事堂を利用するとよいこと、資料は佐竹侯爵の家藏品、箕崎翁の寄付又は寄託でもできることを訴えた。翌明治44年5月10日付けで「社会教育と博物館」と題して論じ、文部省が「文芸院費金二万余千円の内を割き、通俗教育の為に施設せんとす」ということに注目し、文部省のいう通俗教育は社会教育のことであり「社会教育の為に中央政府の奨励を講わざるは博物館の設立にありとす。百聞一見に若ず、博物館に於ける実物教育は百千の講話に優ること、殆ど吾人の縷説を要せざるものなり。

(中略)博物館の種類多しと雖も、我々に於て一日も設立を緩うすべからざるものは、歴史風俗に関するもの是なり。今に於て之を蒐集せざれば、後日に於てあらゆる努力を加へ金銭の額を尽すも、容易に其の目的を達すること能はざるべし。而して、今日に於て之に着手しなば、特に湮滅せんとする古書画、古器物も容易に世に出で、後日数百万金を要するものも、現在に於て数百万の一にて設備す

るを得べきなり。」として博物館設立を切望したが、論者も「博物館設立の事は、地方有識者の一部又は地方官に於いて、之が必要を認めつつあるものなり。されど、一般人心は未だ此の利益を知るに及ばざる為め、民間より設立するの声を聞くに至らざるを遺憾とす」として世論のもりあがりのなさを嘆いている。そして以後しばらく博物館の必要性を説く論説は発表されないのである。

### 3. 大正時代から昭和16年頃まで

#### a. 県立秋田図書館と博物館活動

県立秋田図書館は郷土史料及び、その関係図書の蔵書では全国的に見てもめずらしいほど充実していたという。そして、その方面の収集活動もさかんであったようである。このような関係もあってか、大正時代から昭和にかけて、秋田県の博物館活動は、この県立秋田図書館が中心的な働きをなしていたのである。

その名残りが、昭和47年4月頃まで県立秋田図書館入口の直ぐ右側にあった「郷土博物室」であった。しかし、これも47年度に入ってからなくなり、今では玄関ホールにその一部が展示されているだけとなった。

ここではまずこの「郷土博物室」の歴史をたどってみることにする。

県立図書館は明治12年にできているが、明治32年から40年度までの「秋田県立秋田図書館一覽」によれば、

「本館は秋田公園(千秋公園)ノ一隅ナル某存建物ヲ以テ之ニ充用セリ、全体ノ構造ハ或一部ヲ除クノ外総テ二層ヨリ成リ総坪百三坪五合一夕一オ、二階坪五十一坪三合三夕三オニシテ其第一層ハ玄関、特別閲覧室、貴重図書閲覧室、新聞室、事務室、応接室、宿直室、小使室、物置、便所等、第二層ハ男子閲覧室、女子閲覧室、新聞閲覧室、新聞閲覧室(湯呑場)等ニ配置シ外ニ一層二層ノ書倉ヲ有ス。」

とあり、郷土室あるいはそれに似た活動する部屋はない。

千秋公園の一隅にあった県立秋田図書館は大正8年6月、新しく秋田市東根小屋町に完成した新館に移っている。その新館の図面は大正8年度の秋田県立秋田図書館報に掲載されている。それによると、従来あった部屋に新しく、研究室（十七坪）、陳列室（二十七坪）、記念室（二十二坪）が設けられている。陳列室は二階に設けられた。これが図書館が博物館活動の形としてあらわれた最初である。これに対して、故豊沢武先生は「この陳列室は物を陳列する目的ではなく、閲覧室が小さく、近い将来閲覧室として使用する目的が主で、特別博物館的な働きをもたせようとして作った部屋ではなさそうだ」といっておられた。

県立秋田図書館がこの場所に移ることにきまったことから、その跡地をどうするか、という問題があった。このことについて大正4年7月8日付の秋田魁新報は跡地利用は「秋田博物館とせよ」という記事を掲載している。その内容は次のとおりである。

「県立図書館跡を何と処分する？」

秋田博物館とせよ一

本県の御大典記念事業の一として記念図書館を建設すべきは既報の如くなるが同図書館は市広小路の弥高神社を公園内に移転せしめたる其跡に土木を起すものなるが3年後には壕を隔てて記念会館と対して了才、ルネッサンス式の輪奐美を發揮すべく従って同館竣工の暁には公園二の丸にある従来の図書館は全く不用に掃すべきは論を俟たぬが其際当局者にて如何なるをすや計の難けれど我輩の考では小さけれど幸い土蔵もある事故藩主の宝物史料を始め本県に関する地理歴史参考品等に特有の動植物を網羅し往年ありし所謂秋田博物館を復活せしむべく現在の建物にて狭隘を感ずるならば更に増築して迄も之を完成せしめ又眞崎翁

の貴重なる歴史的所蔵品及び外当市史談会員諸氏所蔵の如きを保存するの祖道を講ずるは記念事業として意義あり又後進青年にも先賢古老を崇敬するの念傍を深からしめ東北唯一の公園としても必ずや此後の設備をなすは当然にて早晩佐竹中興の銅像も建設せらるる事故同館処分の際は予め当局者間に御意味を腹藏し協議に与えられたきものなりとは某辰動正銅像委員の談なりき」

その後の経過を、故豊沢武氏の「秋田県立秋田図書館郷土博物館」及び「秋田県立秋田図書館沿革誌」、「秋田県立秋田図書館沿革誌」によってたどると次のようになる。

大正十一年、秋田市橋山三枚橋の佐藤初太郎氏が長年かかって収集した男鹿半島の考古資料（土器、石器）二二六七点が石川埋紀之助翁の仲介で県立秋田図書館に譲渡された。

これらの資料をもとにして、また当時の郷土教育のさかんになりつつあった世相を反映してか、大正十三年には図書館自身で

- 一、図書館の民衆化を計ること
  - 一、社会教育的施設をなすこと。
  - 一、独学者に対して組織的系統的施設をなすこと
  - 一、地方図書館として施設を完備することの「四大綱領」を定めて努力している。この最後の「地方図書館として施設を完備すること」の細目の一つに「郷土室を特設して郷土文献並びに資料を蒐集すること」とあるが、これは昭和三年末になって実現した。
- すなわち

「本館事務室たりし処なりしが、該室を充當す。日下本市橋山三枚橋、佐藤初太郎氏蒐集の石器、土器、二二六七点を陳列す石は本県男鹿地方を中心とせるものにして、一地方に於て各多数蒐集せるは珍とすべきものとさる、尚本邦俳人の権威にして現状秋田魁新報社長安藤和風氏寄贈の「時雨庵文庫」約二千余冊本県平鹿郡角間川町元代議

土故最上直吉氏の遺書一千五百余冊も共に特別函として該室に保存しつつあるが、更に本県人の出版物及び先賢の遺墨愛帙を蒐集し、天然記念物写真等にも及び本県の過去現在に関する一大鳥瞰図たらしむべく計画を進めつつあり。

とあって、県立秋田図書館ではこの郷土室の充実を大きな仕事の一つとして進めたのであった。

昭和8年10月には秋田市社会教育委員会が設置された。この組織の中にいくつかの部が設けられ、その一つに菊地寛氏の提唱により博物部が置かれたのである。この博物部の事業として、博物館そのものを設けることは困難であったため、秋田図書館の郷土室を発展させて、市との共同施設として「秋田簡易郷土博物室」を県立秋田図書館内に創立したのである。その部屋は館内の元事務室外一室をこれを充ち、およそ二十坪程の広さであった。それから準備を進め翌九年六月一日に一般公開したのである。またこの簡易博物館室の活動として、昭和九年八月一日現在をもって簡易博物室陳列目録を刊行し、昭和十六年三月まで五回増補しつつ目録を発行している。

昭和十六年三月末日現在の目録が県立図書館にある。それによると、

昭和九年六月一日開設

昭和十六年三月末日現在

簡易郷土博物陳列目録

秋田県立秋田図書館

秋田市社会教育委員会

と表紙書きがある。そして一番最初の頁に「郷土博物室より御願」として、資料蒐集の目標、その他を記している。その内容は、

「本郷土博物室の資料蒐集の目標は次の如くである。

- 一、蒐集範囲は主として郷土関係のものとして限定しあまりに拡大ならしめぬ方針
- 二、郷土の過去現在につきその変遷発達の次第を物語る資料、

A、郷土の過去現在を物語る資料、

- 1 郷土地方の地盤を構成している岩石、
- 2 同地層中に埋藏されている化石、
- 3 地方に出現したる石器、土器、埴輪の類、
- 4 地方開拓の功勞者、治績を挙げたる領主、代官、名主篤志家等の肖像、遺品、伝記、昔の防火消防具、十手、補繩の類
- 5 地方産業に貢献したる人の肖像遺品、調査物、昔の紡織機の農具、漁具、工具、運搬具、貨幣等、
- 6 産業の変遷発達を物語る資料、昔の建築、家具、台所用具、茶器樂器その他の娯楽用品、玩具類等、
- 7 地方風俗の変遷発達を示す資料、乗物、衣裳、甲冑、武器類、
- 8 地方に起った大震災等を想起せしめる記念品、
- 9 地方出身の偉人、傑士、著名なる芸術家の肖像、遺品及作品、
- 10 郷土文化の発達につき記述描写したる図書、絵画、記録類、

三、郷土の現勢を示し将来の發展向上に資するための参考資料

B、郷土の現勢を認識せしめ、将来の發展を期するため必要なる資料、

- 1 郷土に関する各種地図  
地理模型、気象図、土性図、地盤を構成する岩石、鉱山物、土壤の標品類、
- 2 地方産鳥獸の剥製、昆虫、魚介その他の標品類、
- 3 地方産の木材、製板、製品、植物の腊葉、写生又は写真類、
- 4 地方の人口、生業、土地の利用、交通經濟等に関する統計表、
- 5 地方産業の改善に関する参考資料  
改良農具、漁具、農産品、水産品、

- 標品写真額類、
- 6 地方特有工具の器具、器機製造品の標品、
  - 7 副業の改善発達に関する参考資料、
  - 8 地方の衛生状態を示す図書、保健衛生に関するもの、
  - 9 家事育児に関する参考資料、
  - 10 史跡名勝天然記念物保存法により指名されたるものの実物写生又は写真、

右目標に依り将来本県郷土博物館として大発展を期するを以て右該当資料の所蔵者は特に寄贈なり寄託なりの方法に依り之が完成に後援せられたい。

というものである。このように「将来本県郷土博物館」とするという一大目標も、第二次大戦によって実現せずに終わってしまったのである。

#### b. 大正時代から昭和にかけての博物館設立運動

明治時代後半には秋田魁新報が記事あるいは論説で博物館設立を説いたが、具体的な形としてあらわれなかったことは前記したとおりである。

大正から昭和の初めにかけて、個人ならばに団体で博物館設立を望む声があった。

大正四年十二月には郷土教育の運動を進めた小田内通敏が「秋田郷土博物館の設立を望む一郷土的自覚の第一義」なる文を発表。大正十四年一月には深沢多市が「郷土博物館を設けるの儀」を発表したものである。

一方団体である秋田考古会、秋田県教育会などからも博物館設立運動があった。大正十四年十二月二十四日付で秋田考古会々長吉村定吉、秋田県教育会々長斎藤宇一郎の連名で秋田県知事あてに東宮殿下行啓記念として、県立博物館設立を建議したものである。また昭和二年十一月教育会長和田喜八郎から、天皇御即位大札記念事業として博物館建設に関する建議が秋田県知事へ提出されたのである。

小田内通敏は自己の郷土教育の考えをまず次のようにのべている。

「自治の完全なる体现は、行政上の解釈以外、其の町村民が其の郷土たる町村に関する知識を豊かにし、その山川風土の特色と其処に営まれたる祖先の業績を偲び、自から其の郷土を愛護するの温情を養はしむる事が最も必要の事と思はれる。(中略)かかる施設或ひは運動が骨董的の流弊に陥るを避けて、飽まで学術的の見地に立たねばならぬ事である。」

とし、その目的を達するには郷土博物館が必要であると説き、その陳列方法として第1は「歴史的秋田を知らしむる事」、第2には「秋田の現状を知らしむる事」とし、自分が東京府知事の嘱によって草した「東京郷土博物館私案」を抄録している。それは

「第一には(一)先史及び原始時代の遺跡(二)徳川時代以前、(三)徳川時代(住居、食、衣、土産物商業、娯楽信仰、年中行事、交通機関、人口、租税等経済状態を示す図表民政資料、諸各家の所持品；等に分類して之に教室をあて、第二には(一)人口、(二)産業、(三)事業、(四)地方との関係、(五)郊外農村の発達、(六)世界大都市との比較に分ち、別に参考として京都及び大阪との比較すべき材料を集め、なお図書室及び講演場をも置き陳列品の説明書を編纂する」

というものであったと紹介し、秋田郷土博物館が実現することを望んだのである。多市も略同様な内容で郷土博物館を要望したのであった。

このように秋田魁新報及び個人の要望がやっと世論を動かしたと考えられ、秋田考古会、秋田県教育会などの団体が設立運動をおこした。それは大正14年12月26日付け秋田魁新報夕刊に「東宮殿下行啓記念たる県立博物館設立の建議」として報じられた。その建議の内容は眞崎翁蒐集集を基礎として、東宮殿下行啓記念として県立博物館を設立してほしい

というもので、これは秋田考古会長吉村定吉、秋田県教育会長齋藤宇一郎の連名で提出された。その後昭和2年11月17日付けで「御即位記念事業トシテ記念博物館ヲ建設スルノ件建議」として秋田県教育会長和田喜八郎から知事に提出されている。これは昭和3年「博物館研究1-2」にも紹介されている。今までの設立運動に加えて、行政及び天皇即位記念事業として博物館を建設しようとした運動であったが、これも実現しなかったのである。

この時期は郷土教育がさかんにおこなわれた時期でもある。その具体的な資料を収集、保存し、活用する場として、郷土室あるいは社会科標本室が女学校、中学校などに置かれている。この時期の学校の平面図を見ると「博物学教室」とか「博物室」がある。これは「生物学、動物学、鉱物学等」を総称したものを博物学と呼んでいたようであり、今でいう理科教室のようなものであって、いわゆる博物館的な働きはなかったと考えられる。

昭和7年前後には秋田県教育会の主催で「秋田県郷土資料展覧会」が何回か開催されている。昭和7年5月1日-2日にわたって秋田高等女学校で開催された第2回秋田県郷土資料展覧会出品目録がある。それには528点が展示されており、内容も自然遺物から地図（城下絵図など）、松田柵木、詩文、書籍、写真など全県から出品されている。このような活動は郷土教育をさかんにし、各市町村の郷土誌、郷土教育資料を沢山つくらしめたが市町村立の博物館設立の動きは秋田市以外全くなかった。秋田市の中では秋田市社会教育委員会の中に博物部が置かれ、その必要性を説き、それが県立秋田図書館の郷土室を発展させたことは前述したとおりである。

昭和10年代に入ると博物館設立運動も、博物館活動も少くなる。それは戦争が大きな影響を与えていたことはいまでもないことである。

#### 4. 戦後の博物館設立運動と博物館施設

秋田県では昭和20年8月14日「上崎港の大空襲」があり、翌日終戦をむかえた。日本に大きな影響をおよぼした第二次世界大戦終結前後には食糧難とインフレをひきおこし、戦後には農地改革、選挙制度の改正案など、G.H.Qからの指示により改革され、世の中が激変していた時期でもあった。このような激しい動きとともに新しい日本を築くための動きがあった。昭和22年六、三、三制が実施されたのもその大きな動きの一つである。一方文化方面、とくに歴史の見方、考え方も多様になり、日本歴史を再評価しようとする動きも出てきたのである。

博物館関係へもこれらの動きが大きく影響をおよぼした。昭和21年6月日本博物館協会に「法律案、施設方針調査会」が発足、翌22年「国立博物館制」ができて、帝室博物館及び奈良分館が国立博物館及び同分館となった。同年4月からは社会教育法が検討され22年6月、第二案社会教育法草案ができ、その第26条-29条に博物館について規定したが、23年9月、図書館と博物館を社会教育法草案から全面削除し、単独法化を決定したのである。昭和24年6月社会教育法が制定され、その9条で「図書館及び博物館は社会教育のための機関とする。2、図書館及び博物館に関し必要な事項は別に法律をもって定める」としたのである。そして昭和25年4月図書館法制定。同5月文化財保護法が制定された。昭和26年12月1日、法律第285号として博物館法が公布されたのである。

秋田県の博物館設立運動もこのような動きの中から出てきたものと見てよいであろう。その先鞭をつけたのは昭和25年12月1日-15日まで県立児童会館で開催された県庁所蔵貴重資料公開展であった。これは秋田県総務部文書課が主体となっておこなった展示会で、その開催主旨は次のようなものであった。

「終戦後5年、国内の秩序も一応整い、外

来文化の導入により新しい文化国家を建設しようとするときに、父祖の培った古きをたづね新しきを知り、民族本来の基盤に立ち、新日本文化が建設されることを思い、県庁文庫に秘蔵されている佐竹藩政時代の古絵図、古文書並びに明治以後の県政資料等、本県の貴重な文化財をこのたび整備したので、その代表的なものを一般に公開し、郷土史の研究と文化財保護の一助にするものである。」<sup>19</sup>

というものである。展示品は、特別出品として御下賜品、皇室文庫、◎絵図の部、◎文書の部におけられ、「出羽一國御絵図」、「出羽七郡御絵図」などが展示され、他に賛助出品として好史家所蔵特別出品があり、武蔵鉄城の切支丹関係資料、弘田柵関係の考古資料、大友氏文書、石川先生関係資料、斎藤宇一郎先生関係資料などの他、仙北、平鹿方面関係資料、戊辰の役関係資料などが多くの個人が出品している。

この展覧会を機に再び博物館設立の機運が高まっていくのである。その関係資料を紹介してみよう。

秋田魁新報、昭和25年12月14日の社説で「秋田県立博物館設立の提唱」と題して論じている。それは次のようなものである。

「一、いま県児童会館を会場として開かれている県庁所蔵の貴重資料公開展が、大いに賑わって好評を得つつある事は誠に喜ばしい。熱心な参観者のなかには弁当もちで何日も通い続けている人があるという。それは単に老人の濃古趣味を満足させるだけでなく、今まで見るを得なかった文化財に接する喜びは、若いものにも特別な研究者にも、異常な興味となってあらわれたからである。よくこれだけの品々を保管してくれたと感謝する一方に、このあとはまた県庁の倉庫に死蔵されるだろうと思えば、もっとよい気候の時期に開いて、もっと多くの人に見られる便宜を与えてほしかったとき

え思われた。

二、ここで既に識者のあいだに要望された秋田博物館の設立を改めて提唱したい。博物館は単なる倉庫ではない。保管整理はもちろんのこと、系統的な陳列をして研究者のためには常に便宜を与えて必要な資料を提供するならば、今まで死蔵された文化財は立派に生かされて来る。展覧会場でノートを開いて記録している人を多数に見受けた。短期間の不完全な会場での展示であるから、粗雑な陳列ではらはらさせられたか、もっと充実したものが常時公開されていたらどんなにか好都合であろう。藩政時代からの各種資料であったが、それらは切離された過去ではなく、現代の生活につながっている広大な背景なのである。将来を示唆する大事な資料で、これをいかに活用するかは現代人の研究態度如何にかかっているわけである。

三、日本には偉人を崇敬して神社に祀る風があった。県人中にも神とされた幾人かがあり、神格化されようとした人もある。然し偉人の業績はこれを如実に示して後人の研究の端緒とするならば、一層心から敬慕されるに至るであろう。その名を列挙するまでもなく、本県出身者の偉大なる功績を残した文化人は数々ある。西欧では、一偉人の業績研究のためにすら独立した博物館様式のもの設けられているのに、わが国の施設は、はなはだふるわない。せめてわが県で統合した施設をもった博物館をもちたい。県立図書館の一隅には郷土研究室と称する名ばかりの部屋がある。これらも有力な資料であろうから博物館の中に吸収して、真に役立てられるようにしたい。古くから文化方面には優れた努力を献げてきた秋田県民の将来のために、まず文化の安住所たる博物館を作ることである。

四、展覧会の第二会場には個人及び各地団体の所蔵になる貴重品も陳列されてあった

まことに得難いもので出品者には敬意を表さずにはおられぬ。あのほかにも県内には博物館に置かれるような多くのものが保管されていよう。それらを将来どうするかは各自の意志によって決定されるべきで、他からは口を出されなかったわけである。けれども絶対に安心してよい施設ができ上って、それらをも資料として保管陳列され得るならば、実に誇るべき本県の一大宝庫となるであろう。博物館の構造、建築様式、経管方法、場所などは全く別個の問題である。この大宝庫が出現したならば必ず秋田名所の一つとなって来遊者も真先に歩みをむけるに至るであろう。各種研究者に便宜をあたえ、先人の遺業を讃仰する秋田博物館はまた本県のためのみに意義があるのではない。」

というものであった。小野正人氏はこの社説を読み、その論旨に賛意を表し「秋田博物館設立に望む三つの鍵」と題して、昭和25年12月22日魁新報文化欄に意見を発表した。その論旨は「秋田城ならびに上古より中古に至る蝦夷及び俘囚の研究」「中世の秋田が如何にあったか」「安東氏時代の秋田の真の姿を知ること」「徳川時代における文化の流れ」を知り得ることなどを博物館が完成したのち、博物館によって解明され「日本歴史学の上に貢献されるべき」であるというもので、博物館活動の一つである収集研究活動を進めるように期待したものであった。小野正人氏は中世陶器の研究を進めた人であり、中世、近世の解明も出土遺物とくに陶器などの関係から当時の交通路などを知り得るとも説いたのである。

以上の要望があったにもかかわらず県立及び市町立の博物館は生まれなかった。その中で特筆されることは昭和29年に秋田県立鷹巣農林高等学校の創立40周年記念事業として付属農林博物館が設立されたことである。これは同校の校長を永く勤められた九島悦郎先生

の博物館に対する理解と情熱によって生まれたと云ってよいであろう。この博物館の使命は展示する品々を通して、汎く社会一般人に教養の糧を与えると同時に学生、生徒など学徒の科学研究たらしめん」というものであった。この博物館が一高等学校の付属博物館として設立されたこと、またその活発な活動で全国の博物館関係者に広く知られたのであった。昭和31年10月16日付で博物館相当施設として認められるに至ったのである。しかし九島先生が退官され、教師の転勤等によってその活動がおこなわれなくなり、昭和40年前半には相当施設をとりきげ申請が出され、現在は全く活動を中止している状況である。高等学校付属博物館の運営のむずかしさを教えてくれる好例と考えられる。

昭和31年には秋田市議会はわが国の国連加盟の記念事業として、博物館等の建設することを決議したのである。そうしたところへ昭和32年帝國石油株式会社が美術館建設資金として500万円を寄付されたのである。これを資金として美術館建設が具体化され、千秋公園の一隅に場所を決定し、昭和33年6月秋田市美術館が開館し、その活動は現在もおこなわれている。

昭和36年には秋田大学鉱山学部創立50周年記念行事として円形建物の付属鉱業博物館が完成した。これは同学部にあった鉱山博物館を発展させたもので、その後も大学という研究機関で独特の活動を展開している。

また同年秋田経済大学雪国民俗資料館が同大学の校舎を転用してオープンした。

戦後10年を経過した頃から文化的な施設などに関心をもたれるようになり、秋田県内にも上記した施設がつくられたが、高校、大学の付属博物館であり、それぞれ専門的な特色のある展示と活動をおこなったが、小野正人氏等の要望するような郷土博物館で全県的な視野で活動をするものにはほど遠いものであった。この頃になると文化財保護法の問題も

少しずつ浸透するようになり、国の補助金で市町村立の出土品収蔵庫がつくられるようになり、昭和34年には特別史跡大湯環状列石埋蔵文化財収蔵庫、昭和36年には重要民俗資料八郎潟漁撈用具収蔵庫が昭和町に、昭和39年には史跡秋田城跡出土品収蔵庫が秋田市につくられている。大湯環状列石のそれは一般公開されているが、他のものは日時を限ったり希望者があれば公開するものであって、その目的は文化財の保護のためのものであった。しかし、このような施設が次第に数を増したことは次の県立博物館を生む大きな要素になったことも事実である。

秋田県は昭和42年には県立の男鹿水族館、県立美術館を設立し、そして第2次総合開発計画の中に県立博物館建設することを明記したのである。昭和43年から秋田県教育庁社会教育課が博物館建設を担当することとなり、具体的な形で動き出したのである。

## 5. おわりに

秋田県の博物館の歴史は以上の経過をたどって現在に至っている。その内容は博物館設立運動史といってもよいものである。博物館はその地域の文化のバロメーターと考えてよいと考えられる。明治10年代にできた秋田博物館が長続きせず消えてしまったのはその時の時勢にもよるが何とんでも博物館を維持するだけの文化的な力が県民に無かったことによると考えてよいであろう。

秋田県はその観点に立つと昭和30年代になってやっと博物館及び美術館等を維持するだけの文化的な力を持ってきたと見ることができる。近年文化庁などの補助金による市町村立の歴史民俗資料館がつくられるようになり、秋田県内だけでも別表のとおり、博物館及び美術館、それに類似施設の数が30館を越すまでになってきた。そして未だ建設していない市町村でも建設の希望が多い。これは喜ばしい現象であるが、これらの施設が秋田とい

う地域の中でどのように生きて行くか、生かして行くかはわれわれ県民の意識の問題が大きく左右すると考えられる。本稿がそれらの将来を見通すための一助となれば幸いである。

註1) 秋田県立博物館研究報告第1号、1976・3

註2) 博物館研究、秋田県立博物館特集、Vol.11, No.5, 1976.

註3) 富樫泰時、「秋田県の博物館史(その1)」, 出羽路48号, 1972, 7.

富樫泰時、「秋田県の博物館史(その2)」, 出羽路52号, 1972, 11.

富樫泰時、「秋田県の博物館史(その3)」, 出羽路60号, 1974, 2.

富樫泰時、「秋田県の博物館史(その4)」, 出羽路60号, 1977, 2.

註4) 秋田県史資料明治編上, 785頁, 1980, 1, (復刻版)

註5) 4と同, 815頁.

註6) 長谷部哲郎「第一回秋田勤業博覧会」序苑8号, 1966.

註7) 豊沢武、「秋田県立秋田図書館郷土博物館」, 博物館研究14 9, 1935.

註8) 「秋田県の博物館史(その3)」では大正14年の建議と昭和2年の建議を同一視して書いたが(56頁)筆者の誤りであり、ここで訂正しておく。

註9) 県庁所蔵貴重資料公開展(目録), 1950, 12

註10) 秋田県立博物館の建設経緯については註1, 2に詳しいので、それを参照していただければ理解できるのでここでは省略した。

(1) 1981年2月5日受付

(2) 秋田県教育庁文化課

秋田県の博物館史

名 称	所 在 地	内 容
(博物館)		
秋田県立博物館	秋田市金足鳩崎字後山52	地質、考古、歴史、民俗、美術、工芸、生物の総合博物館
仁別森林博物館	〃 仁別字務沢国有林	秋田杉を中心に秋田県林業沿革資料の収集展示
秋田大学館白学部 附属鉱業博物館	〃 手形字大沢	日本及び世界の鉱業に関する研究調査資料収集展示
県立鷹巣農林高校 附属森林博物館	北秋田郡鷹巣町伊勢吉	農業、林業、考古資料など、現在ほとんど活躍していない。
(美術館)		
秋田県立美術館	秋田市千秋明徳町	財団法人平野政吉美術館所有の藤田嗣治の絵画展示、美術 展示会等
秋田古美術館	秋田市千秋公園	郷土関係絵画収蔵、展示、各種美術展
角館町立美術館	仙北郡角館町小勝町	各種美術展
(郷土資料館等)		
仙北郡 史科館	仙北郡田沢湖町字春止	町内の郷土資料収集展示
昭和郷 史民俗資料館	南秋田郡昭和町大久保字元木	民家移築、その中に民俗資料を中心に展示
雄和町郷土資料館	河原郡雄和町石田字上大部	町内郷土資料収集展示、石井露月資料も展示
千畑町郷土資料館	仙北郡千畑村千屋土崎上野	町内出土考古資料、民俗資料収集展示
仙北郡 歴史民俗資料館	〃 仙北町高字字松田	町内民俗資料、歴史資料収集展示
山本郡 歴史民俗資料館	山本郡藤里町藤琴字上湯の沢	〃
井里郡 歴史民俗資料館	南秋田郡井里町北井尻	〃
雄物川町 歴史民俗資料館	平鹿郡雄物川町	〃
岩城町史料館	山形郡岩城町亀田字田町	〃 各種展示会
秋田経済大学 宮川民俗資料館	秋田市茨島一丁目	県内船及び作業用資料収集展示
県立角館南高校 郷土資料室	仙北郡角館町岩瀬	武蔵・鉄城茶収集資料展示、現在活動していません
横手公園展望台	横手市城川	展望台の中に展示室あり、そこで郷土文化財を中心に展示
角館 伝統工芸館	仙北郡角館町	伝統工芸の伝承館、中に工芸資料を中心に展示
尾去沢 民俗資料館	鹿角市尾去沢字蜂井沢57	尾去沢館自資料の公開展示
(記念館)		
斎藤宇一郎記念館	田代郡仁賀保町平沢字中町	斎藤宇一郎事跡の顕彰造品、農機具、文献など収蔵
井坂記念館	能代市御指南町	井坂直幹事跡顕彰木材産業資料の収蔵展示
山田記念館	大館市常盤木町	声良鶏、比内鶏、金八鶏などの天然記念物資料収蔵
秋田大会館	大館市三の丸97	秋田大関係資料展示
(収蔵庫)		
特別史跡 大湯環状列石 埋蔵文化財収蔵庫	鹿角市；和田大湯字野中堂	特別史跡大湯環状列石出土品、周辺遺跡出土品公開収蔵
史跡秋田城跡 出土品収蔵庫	秋田市寺内字大炬	秋田城跡出土品収蔵庫、現在発掘事務所を兼ねいつでも見学できる。
史跡松田柵跡 出土品収蔵庫	仙北郡仙北町高梨字松田真山	松田柵出土品（柵木、墨書土器など）
胡桃榎 埋没建物収蔵庫	北秋田郡六兼町綴子字胡桃館	胡桃館遺跡出土建築遺材、出土品収蔵
霧山天神取蔵庫	能代市松川	秋田氏、運歌等の資料収蔵
史跡内館 文庫収蔵庫	北秋田郡六兼町綴子字西館	武内家の内館望所蔵文書類等収蔵

表1 博物館・美術館及び類似施設一覧

# 新潟県における明治時代の博覧会・博物館史<sup>(1)</sup>

The history of the exhibitions and the museums in Niigata prefecture

横山 秀樹<sup>(2)</sup>

Hideki Yokoyama

1. はじめに
2. 明治5年の博覧会
3. 白山公園と物品陳列所
4. 明治11年の博覧会

## 1. はじめに

新潟は信濃川河口に栄えた港町で、安政6年の日米修好通商条約により、五港の一つに選ばれた。実際の開港は、幕末の動乱により佐渡夷港（現両津港）を補助港として、明治元年11月19日であったが、事実上は翌年の秋、新潟運上所の開設後であった。新潟運上所（後の新潟税関）の建物は、木造洋風平家建て、文明開化期の最も早い擬洋風建築物である。

明治初期の新潟は、港町として新しい文化の摂取に敏感であり、博覧会に関係する記事は明治5年にその最初を見ることができる。

明治6年には、新潟県直轄の活版局が開設され、太政官や諸官庁の告示、賞罰、県布達を掲載する「新潟県知報知」が発行された。現在、「新潟県治報知」は新潟県立新潟図書館に保管されており、この中には新潟県で明治時代に開催された、博覧会・博物館についての掲載があるので紹介していきたい。

## 2. 明治5年の博覧会

新潟県で最初に開催されたと思われる博覧会の関係記事は、新潟市史にみることができる。それによれば、「本市にて博覧会を開催せるは明治5年6月宗現寺に於てせるを濫騷

5. 新潟博物館
6. 新潟博物館の廃止
7. 一府十一県連合府県共進会

とす」とある。会場となった宗現寺は、新潟市西堀通七番町にある曹洞宗の寺で、この博覧会は民間人の手によって開催されたものである。

国による最初の博覧会は、明治5年3月10日より4月31日までの会期で、東京小石川の湯島聖堂で開催されており、新潟県ではその3ヶ月後に開催したものである。

## 明治7年の博覧会

明治7年には、新潟県令の榎本正隆より次の県庁布告が出され、官庁による新潟県最初の博覧会が開催された。

各区 戸長

県下新潟町白山公園内ニ於テ博覧会相催度  
設同町鈴木長蔵等ヨリ願出右ハ人智開明  
ノ助ケニ相成候儀ニ付及許可来ル五月廿日  
ノ間東京博覧会事務局御物拝借且管内諸物  
産共陳列開場候筈ニ付管下社寺什物ハ勿論  
人民家蔵ノ物品共勝手ニ指出陳列可致尤陳  
列中会主共ニ於テ取締候儀ニ勿論県庁ニ於  
テモ保護ニ付聊無掛念可差出此旨及告示者  
也

明治七年四月廿五日

新潟県令榎本正隆

この博覧会は新潟町に住む鈴木長蔵らの願いにより、会場を新潟町の白山公園、会期は明治7年5月20日から20日間であった。展示されたのは、東京博覧会事務局より借り受けた品物と、県内の諸物産、社寺の什物、県民の家蔵品を陳列して開催したものである。

楠本正隆は第二代目の新潟県令であり、明治5年大河津堰割事件の処理にあたるため新潟に赴任し、明治初年の三県令の一人と称せられた。正隆は中央に直結した地方行政の改革に着手し、官尊民卑の弊の除去、銀行の創立、病院の新設、小学校の建設、白山公園の設営などを行なった。また大区ごとに戸長を集めて区会を開かせ、大区の代表を集めて地方行政を議しせしめるなど、新潟県の発展に力を尽し、議会政治・県民の先駆けとされた。正隆は3年2ヶ月新潟県令としてつとめた後、東京府知事、元老院議員、衆議院議員などを歴任し男爵を授けられ、明治5年に歿している。

### 3. 白山公園と物品陳列所

白山公園は明治5年、楠本県令によって、白山神社の境内を市民遊覧の場所とするための工事を始めたのであるが、翌6年1月に政府より公園設置の布達が出された。これは全国各地の勝区（景色のすぐれ地）をもって公園とし、人民借楽の地とするというものであった。楠本県令はこれに応じて、白山神社の境

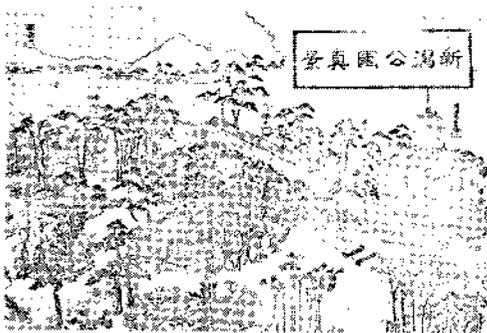


写真1 新潟公園真景

内、公園敷地などの境域を定めて政府の許可を得て新潟遊園としたのである。

明治6年1月の白山神社境内分割図には、四町三畝八歩四厘の元白山神社境内除地のうち、物品陳列所として一段七畝八歩が記載されている。物品陳列所のあった場所は、現在の新潟電鉄白山駅あたりに図示されている。明治7年の博覧会は、この物品陳列所を使用して開催されたのである。鏡淵家所蔵の新潟公園真景には、物品陳列所として丸い屋根と曲った廻廊をもつ洋風建築物が描かれており、丸い屋根の展望塔をもった三階建の建物である（写真1）。

同年7月に建立された新潟遊園碑には、「萬博物館動物園十其中使運動之間證古今窮物理最為簡且該矣」とあり博物館の名がみえる。博物館の名称は、前年東京で、文部省博物館が開館しており、これにより物品陳列所を博物館と称したものと思われる。

明治8年11月に出された新潟県治改革提綱にも新潟遊園設置の一項があり、その中に物産陳列所に関する一文がある。

（前略）又此公園ノ西隅ニ旧社人ノ居宅アリ是歳其地ヲ併セテ購取シ新潟一般ノ共有物トナシ物産陳列所ト号シ各地ノ方物ヲ聚メ人々博覧ノ使ニ供ス是亦県令ノ素志ナリ此園開拓ノ初ニ当リ本港人荒川某周旋カラテ盡ス於是此陳列所永久保存ノ策ヲ同氏に托ス同氏自費ヲ以テ修理整頓大ニ其結構ヲ新ニス今ノ陳列所是也

これによれば、物産陳列所は白山神社の西側にあった社人の住居・土地を買い取り、新潟県の人々の共有物として、各地の物品を集めて展覧したのである。その際、県は新潟町の荒川太二に物品陳列所を永久保存をするためにまかせ、太二は自費をもって修理にあたり、鈴木長蔵らと共に博覧会開催、物産陳列所の維持に力を尽した。

鈴木長蔵は弘化3年新潟町の回船問屋に生まれ、父の死後新潟町の第三区、第四区の戸

長となり、県会議員・副議長をつとめた。新潟に市制が施行されると新潟市長に就任し、また新潟町私立病院、新潟川汽船会社を設立し、衆議院議員、新潟県農工銀行頭取になるなど政界、産業経済界に活躍し、明治42年に病歿している。

荒川太二は天保7年三条市に生まれ、新潟の荒川氏の養嗣子となった。新潟県で初めての博覧会を明治5年宗現寺で開き、明治7年にも二回目の博覧会を鈴木長蔵らと県に頼み出て、白山公園で開催し、生人形をかざって世の人々を驚ろかした。区会議員、県会議員をつとめ、明治26年に歿している。

#### 明治8年の博覧会

明治8年5月4日には、楠本県令により博覧会開設につき物品差出方の県庁布告が出されている。

#### 各区 戸長

県下新潟遊園内物品陳列所ニ於テ雨天ヲ除キ日数廿日間博覧会開場ノ儀当町荒川才ニヨリ願出右ハ人民開智ノ裨益不尠儀ニ付開届来ル廿五日ヨリ開場ノ管ニ付テ本社寺什物ハ勿論人民家蔵ノ物品等望次第差出陳列可致尤出品ノ儀ハ会主ニ於テ充分取締候儀ハ勿論県庁ニ於テモ保護候ニ付聊無掛念可差出此旨可及告示者也。

明治八年五月四日

新潟県令楠本正隆

この博覧会は物品陳列所における二回目のものであり、5月25日より20日間の会期で開催された。博覧会は雨の日は休みとなり、出品物は県内の社寺の什物、家蔵の物品などを展示し、東京博覧会事務局より物品を借用しなかった。

#### 4. 明治11年の博覧会

明治11年になると、新潟町の松木久作・大倉市十郎・藤井忠太郎などが協力して、勸業小博覧会を開催しようとした。会期は6月10

日から20日間の期間で、会場は新潟町の西堀通二番町にある真浄寺の予定であった。しかし明治天皇が北陸巡幸をされることになり、期日を延期して9月から白山公園にて博覧会を開催し、天覧に供すべく変更された。

明治11年の新潟県布達全書によれば、6月10日付けで次の布達が出されている。

来ル八月中御巡幸被仰出候ニ付テハ当庁御駐輦ノ節管下有名ノ古器物宝物等徴古ノ為供天覧度者ハ右所持ノ人名及ヒ品名並ニ其品ニ付山緒有之物ハ来歴等モ相認メ各書面ニ致シ区内取纏有無共本月三十日迄ニ第二課ヘ可差出其上何分可相達候條何レモ現品差出候積リ相心得居候様申含置申此段諭達候事

また7月20日付けの新潟県治報知によれば次の布達が出されている。

#### 各区長 副区長

本年県治報知第十三号ヲ以テ管下有名ノ古器物並著名物産等御巡幸ノ節供天覧度者ハ所持人名物品来歴等相認メ本庁第二課ヘ可差出旨相達置候処右ハ当港平民松木久作外四名発起来ル八月中白山公園地物品陳列所ヲ本庁ヨリ貸渡勸業小博覧会開設開届候間総テ同所ニ於テ区画ヲ設ケ一同展列候條追々届出物品ハ適宜ニ同会主共ヘ充テ回送候様可致為心得此旨相達候事

明治十一年七月二十日

新潟県令 永山盛輝

明治天皇は、明治11年8月30日に北陸巡幸に出発し、9月10日に新潟に入られた。勸業小博覧会は巡幸にあわせて、9月1日から開催され、17日には明治天皇のご臨席を仰いだ。この博覧会では天覧のため、出品物が選定され、県内の有名な古器物や宝物、著名な物産が展示された。

勸業小博覧会が閉会后、県は物品陳列所の建物を使用して、明治12年1月15日新潟博物館を設置した。これが新潟県最初の博物館である。

## 5. 新潟博物館

新潟博物館は、広く各地の産物を集めて、一般の人々がいつでも観覧できるようにと設置された。新潟県の産業開発に役立てようとの目的であった。新潟博物館は、常時品物が展示されており、博物館への出品に対しては規則が設けられた。新潟博物館規則並出品人心得は、規則が第八条からなっており、出品人心得は第十四条からなっている。

新潟博物館は、人々が知識を得るには、まず品物を見るのが一番であるとの考えにより設立された。博物館には自然によって作られた、また人々によって作られた諸物産が集められた。そして昔から残されてきた遺物、発明品、書画、珍器などが展示され、博物館内は商品場と名品場に分けられ、商品場は各地で作られた品物を陳列して簡単に買うことができた。名品場は遺物、書画、珍器、各地の産出物の見本を陳列して売買はできなかった。博物館は同一館内で、即売場と展示会場の二つの性格をもち合わせていた。

新潟博物館規則並出品人心得の主なものは次のとおりである。

1. 開館時間は毎日午前8時から午後4時までで、土・日、大祭日も休みはなかった。
1. 入場料は三厘。
1. 館内は商品場と名品場と分かれていた。
1. 商品場は、日用売買に関係する品物を陳列していた。
1. 名品等は、人々の愛蔵している古今の品物、発明品、各県の著名な物産の見本などを陳列する。
1. 名品場では、陳列品の目録を作って人人に知らせた。
1. 名品場では、陳列品の目録を作って人人に知らせた。
1. 展示品、出品者に対して質問のある人は紙に書いて博物館に提出すれば、調べて回答した。

1. 動物は出品することが出来なかった。

新潟博物館は、このような規則並出品人心得を制定して活動を始めた。翌12年3月には規則と出品人心得の一部が改正され、12月28日から1月4日までと月曜日は休館となった。永山県令のもと、県側の意欲は大きかったのであるが、一般の人々には博物館が公立のものとは、あまり知られていなかったようであり、同年4月には次のような布達が出されている。

各区 正 副 区 長  
戸 長  
勸業世話掛

新潟博物館之儀ハ昨十一月県治報知乙第百二十号県庁布達第百三十三号ヲ以テ相達置候通り管下一般ノ宏益ヲ得セシムルカ為ニ設クル處ニシテ管内公立之儀ニ付爲念此段相達置候事

明治十二年四月十四日

新潟県令永山盛輝

## 6. 新潟博物館の廃止

規則並出品人心得を整備し、県側の大きな意欲のもと、産業開発に役立てようとして作られた新潟博物館であったが、わずか二年七ヶ月にして、次のような廃止の上申書が提出された。

上申

十三号勸農費中博物館ハ素ヨリ漸次ノ齊備ヲ期セシ者ナリ然ルニ法律上ノ変動ヨリ地方負擔ノ費金ヲ重クセシニ付更ニ購求メ前度ノ齊備ヲ期スル能ハス方今ノ品物ニテハ到底人民ノ知識ヲ弘ムルヲ得サレハ廢館致度及決議候間此段上申候也

明治十四年七月二十二日

新潟県会議長

山口権三郎

新潟県令永山盛輝殿代理

新潟県大書記官木梨精一郎殿

廃止の上申の理由としては、博物館を作っ

たのが時期早尚であり、しかも設備も不十分であり、利用する人が少ないとのことであった。また、主な理由としては、出品されている品物では人々に知識を与えることが出来ず、維持していくには資金がかかりすぎるとのことであった。

明治14年4月26日の通常県会において、新潟博物館は廃止されることが決議され、8月20日には県庁布達が出され、同館は産婆教場として使用されることになった。

勸農費中新潟博物館廃止議決上申之趣認可候事

明治十四年七月廿六日

新潟県令永山盛輝代理

新潟県大書官木梨精一郎

甲第壹六十号

今般県会ノ議決ニヨリ新潟博物館ヲ廃シ該館ヲ産婆教場ト改メ候條此旨布達候事

明治十四年八月廿日

新潟県令永山光輝

## 7. 一府十一県連合府県共進会

新潟博物館廃止後、新潟県ではしばらくの間博覧会などは開催されなかった。明治32年8月、新潟商業会議所は物産陳列館の設立と共進会開催の必要性を説いて、県内の有志の賛同を集め、県に意見を提出した。県はこの意見を受け入れ、白山公園の隣接地（現在の

新潟県庁本館地）に物産陳列館を作ることとし、明治33年5月に工事を開始し、34年5月に落成した。工事の総額は6万5538円41銭6厘であった。同年新潟県が主催となって一府十一県連合府県共進会が開催されることになり、県は物産陳列館を会場にあてることとし、陳列館の増設費として1万4973円、共進会場建設費として3万1067円を追加した。

一府十一県連合府県共進会は、明治34年8月10日から9月30日までの会期で開催された。出品物は、各県より集められた農・工・水産物総数が、3万8728点にのぼり、出品者数は2万5623名で、審査の結果優等者は2575人であった。

入場者数は、一般入場者が19万2068人、特別入場者をあわせると21万8226人、一日平均約4200人の数となり、大盛況のうちに閉会した。

共進会の閉会后、県は建物の一部を取り壊し、他は同年11月1日をもって新潟県物産陳列館とした。翌35年6月25日に開館式を行ない、一般の人々の観覧を始めた。敷地は2889坪9合7勺、建物は1271坪6合であった。

## 参考文献

- ・「新潟県治報知」
- ・「新潟県治改革提綱」
- ・「新潟市史」新潟市
- ・「県政記念館報 第2号」新潟県政記念館
- ・「続越佐歴史物語」新潟日報事業社

(1)1981年2月13日受付

(2)新潟県美術博物館学芸員



写真2 一府十一県連合府県共進会場之図

# 神奈川県博物館概史<sup>(1)</sup>

The history of the museums in Kanagawa prefecture

三輪修三<sup>(2)</sup>

Shūzo Miwa

1. はじめに
2. 博物館前史
3. 「博物館法」制定以前の動向

4. 「博物館法」制定以降の動向
5. むすび

## 1. はじめに

本年は「博物館法」が制定されて30周年にあたるという。同法によって提示された博物館の法的概念と、博物館のもつべき理念、その社会的使命が、県下の博物館においてどのように具体化されてきたのか、小論はその点を視座に、神奈川県博物館史の展望を試みたものである。

## 2. 博物館前史

横浜は安政6年の神奈川開港にともない、承知のように外国人の居留地や各国公館が設置されて、江戸（日本）と欧米を結ぶ窓口となった。当然、諸外国の文物が多量にもたらされ、また、横浜から多摩川にかけては「外国人遊歩区域」が設定されるなど、住民と異人との接触も頻繁となり、時にはトラブルが起これるというようなこともあったようである。

本県の前身が担った、そのような文明開化期の歴史的使命からみて、幕府が、流入してくる外国の文物を一箇に集め、これを邦人の供覧に提示するということが、可能であったと考えられるが、当時の幕府の危機的状況はそれを救えなかったものとみえる。

慶応3年、ハリで行われた第2回「万国博覧会」に、幕府および鹿児島藩・銚子藩が参加し、これにともない幕府は「仏国ハリ万国博覧会出品方明触」を出し、また天領・旗本

領諸村の特産物について、その価格等の調査を行い、本県においては津久井地方の特産物である「漆」が出品物として選ばれている。しかし、近世においては、教育的意義のもとに、常民の文化的向上に資するという明確な企図をもって、文物の公開を行うということは、為政者の側においても民間においてもみられなかった、というべきであろう。

明治になって、新政府は欧米に範を求めてその近代化を急ぐこととなるが、そのさい世界各地で開かれる万国博覧会は、先進諸国における最新の科学技術や産業技術の動向を掌握し、それらを吸収するための、好個の機会になったと考えられる。政府の博覧会に対するこのような認識は、ひるがえって、国内における常民の啓発の場としての博覧会という方向へ進み、国内産業の振興をねらいとした内国博覧会が企画され、逐次実施されるに至っている。さらに各県においては、農業の近代化と農業技術の改良を目的とする「実業大会」が行われ、関東地方においては明治29年に第1回の「関東区実業大会」が開催され、農林水産等の産業振興がはかられた。

一方、政府は明治10年に至り、旧寛永寺本坊跡に博物局所管の常設博物館建設に着手し、ここにこれまでの博覧会から一步前進した常設館の誕生をみるに至る。しかし、その資料は、加藤有次氏が指摘しているように、天産

農業産林・工業器械に力点がおかれ、政府の殖産興業、発明機械等の充実を図るところが主たるねらいであった、といえるのである。

このような明治期の博覧会および博物館のもつ性格は、その後、各地で開かれた内国博覧会にも踏襲され、富国強兵・殖産興業のただでとして行われた、とって過言ではないようである。

明治期の本県下で、どのような博覧会がもたれたか、残念ながら筆者の管見の及ぶところ、きわめて不十分である。今後、より詳細な調査をせねばならないと考えているが、当面「神奈川県史」、「神奈川県資料」、「横浜市史・産業編」等の既刊資料にあたっても、博覧会に関する事項をみることはできない。

明治44年5月、ロンドンで開催された「日英博覧会」には、本県下、中小の諸企業がその製品（主として織物、飲食器、家具、装飾品、化学工業品等）を相当数出品している。この博覧会のねらいは

帝國ト英國ノ關係ハ所謂日英同盟成立以來親交益厚ク利害休戚ヲ供ニ共ニスルコトトナレリ、今回、我政府カ此博覧会ノ企図ニ賛同シタル、固ヨリ此不渝ノ親交ニ基クモノナリト雖、兼テ博覧会ニ依リテ我文化ノ発展、産業ノ進歩ヲ顕彰シ、依テ以テ海外貿易ノ促進擴張ニ資セントスル趣旨ノ存スル明カナリト謂フ可シ

とあるように、海外貿易の発展というところにあるのであった。

昭和に入って、本県ではいくつかの博覧会が催されるが、それらは

1. 震災復興
2. 戦威高揚
3. 戦災復興

の、大きく3つの史的背景のもとに企図されたもの、と考えることができる。

1については、昭和10年横浜市が主催、山下公園を会場に行われた「復興記念横浜大博覧会」があり、2については、昭和15年横

浜商工会議所が主催し、横浜商工奨励館陳列場で開催の「奉祝紀元二千六百年太平洋展覧会」、同じく昭和17年神奈川県、横浜市等の主催で、前記会場で行われた「南方発展大展覧会」がある。また3については、昭和24年横浜市主催、市内の数ヶ所を会場に行われた「日本貿易博覧会」がある。

これらの博覧会は、かつての富国強兵、殖産興業という企図の、昭和的なヴァリエーションであるといつてよからう。

博物館発展史のなかで、博覧会のもった史の意味は、「非常設的博覧会思想を常設博物館理念へ発展転化」させるとあるように、博覧会が「博物館」の必要性を認識するうえで、1つの起爆剤としての役目をもった、すくなくとも我国においては、そのような歴史的な階梯があった、というところにあるであろう。そうしてみると、「博物館」が博覧会に誘発されて成長し、やがて自立的な発展をとりていくならば、博覧会との結びつきは希薄となり、自ら両者の性格は峻別されるものとなるであろう。博覧会もまた、その独自の存在形態をとって自立的な展開を今後必ずに相違ない。そうしてみると、昭和期に入って行われた上述(1)(2)(3)の範疇で把えられた博覧会は、最早「博物館」を生み出す直接的な母体としての意味はもっていなかったのではなかろうか。もっとも、支相的には日本貿易博覧会の第1会場が、その後、横浜国立野毛山動物園へ発展する、という現象もあるが<sup>1)</sup>。その辺りの史的認識は、日本博物館史のうえで、今少し検討を加える必要がありそうである。

### 3. 「博物館法」制定以前の動向

現在、神奈川県博物館協会（昭和30年発足）に加入の博物館は56館である。加入館園は、登録博物館は勿論、博物館相当施設等も会員となっているので、県下博物館の状況はほぼ網羅されているものとみられる。今、会員名簿によって昭和26年、すなわち「博物館

法：の制定以前に開館した博物館を拾うと

- 明治2年 鎌倉宮宝物館
- 明治22年 江の島植物園
- 明治30年 鶴岡八幡宮宝物殿
- 大正10年 海老名温故館
- 昭和3年 鎌倉区宝館
- 昭和9年 箱根神社宝物殿
- 昭和10年 報徳二宮神社宝物殿
- 昭和17年 常盤山文庫

以上の8館を数える。設置時期は明治初期から昭和17年とかなり長期にわたるが、館の性格をみると

1. 個人蒐集品を主とするもの
2. 神社宝物の公開施設
3. 文化財の保存公開施設

に分類されよう。この時期は博物館の濫觴期にあたり、「博物館法」の理念からみれば、その機能に不足するものがあるのはやむを得ないことであろう。しかし、これらの館にあっても、近代的な博物館の理念を受容し、社会教育機関としての自覚のもとに、新たな活動へ脱皮している例を我々は承知しているのである。

8館のうち、神社関係の謂ゆる「宝物館」が半数の4館を占めることは注意される。明治から昭和にかけての博物館形成期に、夥しい数の神社宝物館が成立している。その主たる目的は、氏子崇敬者に対する神徳宣揚の一助というところにあったが、一面、それぞれ神社のもつ個々の歴史的な性格から、その所蔵資料にはきわめてユニークなものがあり、その公開自体が自から社会教育的効果をもつ、という面があったことも否定できない。その意味で、本県下ばかりではなく、形成期の我が国博物館史上に神社宝物館の果たした役割りは、大いに評価されるべきであろう。しかし、問題は、それらの施設が今日においても、「宝物館」に終始してはいないかという危惧である。

筆者はかつて奥州一の宮・宮城県塩釜市の

塩釜神社附属博物館に奉職していたことがある。同館は「宝物館」から「博物館」への指向のもとに、その理念や構想について、国学院大学博物館学教室の全面的な協力を得て発足したものであり、将来の神社博物館のあり方を呈示すべき拘負を担い、その活動は大いに注目されたところである。一宗教法人の設置する館であるから、当初より種々の制約があったのは当然であるが、宝物展示にとどまらない、社会教育的機能を相当に配慮した体制が用意された。とはいえ、例えばその職員構成は館長（宮司兼務）、事務職2、学芸員（神職兼務）1であり、扱う資料の範囲は神社宝物である古文書、書画、武具刀剣、神輿、製塩、さらに塩釜周辺の漁業農業に関するものと多岐にわたったのであるから、学芸員の活動は繁忙をきわめ、本格的な教育普及、調査研究等の活動は殆んど実現をみなかったといっている。問題は一つに入館者の動向にある。宝物館を併設する神社は、一般的にいってその神徳は全国的な範囲に及ぶことが多く、入館者は各地から訪れる観光者である。彼等は謂ば観光巡りと一つとして博物館を考えるのであるが、このことは「博物館と地域の結びつきによる社会教育」を日ごと館側にとって、その計画的長期的展望を困難にするのである。一方、設置主体である神社側にも問題はあろう。仮に十分な設備を備えても、神社自身が博物館に対し、「宝物館」以上のものを望まなければ、活動は自然停滞し、消極的とならざるをえない。そのような条件のなかで、学芸員の立場は必々にして滲漶たるものとなったのであった。

博物館における学芸員は教育者であり、研究者であるといえよう。仮に宝物館が伝世の宝物を公開することをもって良しとするのであれば、学芸員は無用であると極論することもできる。このことは具体的には博物館専有空間が展示室および収蔵庫のみである、というかたちとなって表われる。博物館が社会的

意味をもって存在するというこのためには、館活動によって博物館が積極的に社会へ環  
 応するものがなくてはならないであろう。それは専ら学芸員の責任であるが、同時に設置  
 者の博物館認識が問われなくてはならないはずである。それによって始めて「博物館は生  
 活に必要なものでなければならぬ<sup>112</sup>」という  
 加藤有次氏の主張が具体化されるのではな  
 かるか。

今日、県下には社寺関係の博物館が10館と  
 いう多数を占めるに至った。そのあり方につ  
 いて個々の館を例示することは控えねばなら  
 ないが、問題は山積しているものようである。  
 当面は県下の社寺関係博物館がお互いの  
 状況認識をはかる連絡調整の機会、それも恒  
 常的な機関が欲しい。やはり問題は設置者の  
 博物館認識に多いにかかわるのであるから、  
 常にそのような啓発の場は設けたいのである。  
 その方策として神奈川県博物館協会に分科会  
 を置くことも可能ではなかるか。そして今  
 一つ、社寺博物館もその地域の社会教育機関  
 であるという意味からして、自治体（教育委  
 員会）との協力関係を密にし、館の機能や資  
 料を生かし、住民の体系的な学習の場を提供  
 する、という努力を望みたい。この努力は、  
 今後博物館がますます要求されるであろう社  
 会的使命を考える時、是非実行に移さねばな  
 らないことと考える。

戦前の博物館で注目すべきものに、昭和3  
 年開設の鎌倉市立国宝館がある。神奈川県は  
 中世、幕府のおかれた鎌倉を擁しており、そ  
 の影響下に数多くの史跡文化財が伝えられて  
 いる。大正12年の関東大震災では、円覚寺舎  
 利殿や、東慶寺仏殿など大寺の多くが倒壊し、  
 文化財に多大の損傷を与えた。そこで不時の  
 災害に対する保護と文化財の公開という見地  
 に立って、鎌倉市が開設したものである。同  
 館は県下におけるスタンダードな公立博物館  
 の嚆矢といえるものであり、博物館の資料蒐  
 集保存機能、公開展示機能、調査研究機能の

三点を具備したという点で、県下の博物館史  
 上、重要な意味をもっている。特に「鎌倉国  
 宝館図録」「鎌倉国宝館論集」の刊行は、同  
 館における調査研究の高い水準を示すもので  
 あり、博物館学芸員による研究の一つの指標  
 とすべきものであろう。

しかし、鎌倉という特殊な環境においてこ  
 そ、いち早い公立博物館の設置がみられたも  
 のの、其の後の戦時下における社会教育思想  
 の後退ともあいまち、他の一般地方自治体が、  
 社会教育機関としてこれを設置するようになる  
 のは、やはり「博物館法」を待たねばなら  
 なかったのである。

#### 4. 「博物館法」制定以降の動向

昭和26年の「博物館法」制定は、その後、  
 教育関係者や地域住民のあいだに、公立博物  
 館建設を望む請願や陳情などの建設運動を促  
 すものとなった。例えば川崎市では、昭和28  
 年3月に川崎市社会教育委員等18名による「博  
 物館建設に関する請願書」が、ついで同年12  
 月には川崎市日吉広報委員会等161名による  
 「夢見ヶ崎公園地に博物館設置に関する請  
 願」が提出されている<sup>113</sup>。

このような動きは、他の市町村においても  
 みられるところであり、そのような運動自体、  
 従来みられなかった住民側の博物館認識を示  
 す、具体的な活動として、我国博物館史上に  
 重要な意味をもつというべきである。こうし  
 て昭和30年代を中心に、県内各地に続々と博  
 物館の誕生をみ、はやくも昭和30年には県下  
 博物館の「施設相互の連絡を図り、館活動の  
 振興に努め、学術文化の進展に寄与すること」  
 を目的とする神奈川県博物館協会が発足して  
 いる。戦後開館したそれらの館園は、当然「博  
 物館法」をさけて通るわけにはいかず、大なり  
 小なりそれに拘束され、またその法の理念と  
 するところを館のありように反映させること  
 となった、と考えられる。

しかし、さきほどの川崎を例にみると、昭

昭和28年3月の請願以降も博物館建設は一向に具体化せず、昭和37年には稲田地区連合町内会が、また38年には高津図書館友の会が、それぞれ請願を行っている。このような動きに対し、市は昭和42年、公会堂プラス公民館ともいべき複合施設である「市立産業文化会館」を建設し、その一部に展示室だけの郷土資料室を設けたのである。会館は教育委員会の所管する社会教育施設として位置づけられているが、学芸員制もみられず、展示フロアだけで博物館活動が行えるものという姿勢は、「博物館法」以前の体質と逡巡がないのであった。事実、この郷土資料室に満足しない住民からは、ひきつづき46年6月、同じ年11月、翌47年3月、そして55年と、博物館建設の要望が市側へ出されているのである。「博物館法」のねらいは、博物館を社会教育機関として位置づけることにあったと、筆者は考えているが、同法自体が抽象的理念に終止し、例えばその第三条に定めた博物館の行うべき事業についても、これを実施するための施設や職員の具体的規準を示されていない。そこで次々と誕生した博物館においては、その教育的使命を十分承知しつつ、運営上の障害に直面して、結局十分な活動が展開されないという実態も起きたようである。そしてそのことは、結果的に社会教育機関として他の分野、すなわち市民館、図書館に遅れをとり、住民側も博物館のもつ社会教育的機能にさほど期待しない、という現象がみられなかったかと反省するのである。

昭和30年代を中心に建設された博物館には、地域的特性が十分考慮されたケースをみることが出来る。いくつか特色あるものを拾うと、江の島水族館（昭29）、観音崎自然博物館（昭28）、三溪園（昭28）、横浜市三殿台考古館（昭41）、灯台科学館（昭39）、横須賀市博物館（昭29）等である。このうち横須賀市博物館では、昭和31年から毎年『横須賀市博物館研究報告』を刊行。自然科学に関する高度な研究成果が

掲載され、鎌倉国宝館における『国宝館論集』あるいは『鎌倉地方造像関係資料』（既刊6冊）等に比肩する自然科学部門の刊行物として高く評価される。しかも同館においては、昭和42年、横須賀市の地区公民館で開催された成人学校「郷土の自然シリーズ」5講座について、その企画、運営、講師のあっせん交渉、応待等の一切を引き受けるといって、従来あまりみられなかった社会教育機関相互の協力関係を具体化し、その後もこの関係は諸種の講座を通して平常化するに至っている。これも県下博物館史のうえで特記しておくべき事項であろう。

一方昭和35年の「第八回全国博物館大会」が横浜市の開港記念会館（当施設は公会堂であって博物館協会には加入していない）で開催され、その後昭和46年には横須賀市博物館を中心会場に、第19回全国大会が開かれた。当時本県は、「博物館の先進県」といわれたのである。

昭和40年代に入ると、館の規模も大きく、かつ総合博物館というパターン<sup>516</sup>の館が誕生する。その代表的な例は神奈川県立博物館（昭42）と平塚市立博物館（昭51）である。県立博物館が県下博物館の発展史のうえでもつ意義を考えると、

- 一、総合博物館であること。
- 二、自然、人文両分野の学芸員ばかりではなく、教育普及専従の学芸員をおいていること。
- 三、館が独自のプランニングのもとに、学術発端調査を継続的に行っていること。等を挙げることができよう。そしてこれらの発展上に「平塚市立博物館」の開館をみるが、同館においては県博にみられた諸特徴の、平塚という地域性に応じた新たな展開がみられるといつてよい。

ただ、今後の博物館史の展望ということから、あえて1、2問題を述べさせて置くならば(1)「県博」についていえば、その性格上、

県下各地に所在する諸博物館との結びつきをどのように考えるか。この点について今少し明確な方向性が示されてよいのではなかろうか。(2)総合博物館における「総合」という理念とその具体化について。以上の2点である。この場合、「総合」とは人文、自然の両分野の学門のなかで、特に直接博物館活動に関与する分野の専門職員が、それぞれ独自の研究によって、その成果を展示に反映させるというあり方を一歩進め、関連する諸学の研究者が、博物館の展示テーマにそってそれぞれの分野からこれを研究し、その成果を「総合」的に展示へ結びつけるということにあると考えられる。それは人間の社会的生存を成り立たせる自然、すなわち風土と人との関り、例えば歴史学、人類学、社会学、地学、植物学、気象学等の諸学問によって研究し、風土と人々の調和について、その史的展望のもとに、未来のありようを考える「場」を提供すること、「総合」とは少くともそうした姿勢をいうべきではなかろうか。

昭和47年神奈川県立文化資料館が開設され、昭和49年には藤沢市に市立文書館が開館した。両者は文書文献の収集、保存、調査活動を行う機関であるが、ともに年1回程度の企画展のほか、随時、テーマ展等を催しており、学芸員に相当する専門職員も配置している。最近、公文書公開論が話題となっているが、こうした施設は今後、各地の自治体で設置する動きが活発化すると考えられる。そのさい、社会教育機関として博物館と文書館の果すべき役割りや機能について、ふたたび問われることがあるであろう。

## 5. むすび

近年、博物館建設はきわめて盛んであり、社会教育機関としてもつ博物館の役割りは、ますます重要度を増してくるものと考えられる。しかし、そのことは一方において、当該地域において博物館が設置されることによ

うな意味があるのか、その存在の理由が、すなわち地域社会において博物館の果すべき役割りが、理念的にも、実際の活動のうえにおいても、よりきびしく問われるということにつながるであろう。その意味で博物館の行う研究のテーマはたんに学芸員の専門に任せるのではなく、博物館としての使命に基づく、明確な方針によって決定され、それが社会に還元されるものでなくてはならないであろう。例えば、都市文明という問題がきわめてテクノロジー的に集約化している横派においては、都市における人間のあり方を問い、工業国日本の産業発展史に重要な役割りを担った川崎においては、産業なり工業という機械文明と人との関りをテーマとした研究といったことが考えられる。このような見解については、大いに異論もあろうかと思われるが、博物館の研究活動は館の収集、展示、教育普及、その他諸活動の基本的前提になるものであるから、今少し議論が深められてしかるべきであると考えるのである。

以上、本県における博物館の歩みを展望した。十分資料に目を通す暇がなく、はなはだ粗略であるが、より詳細な博物館史の執筆は将来の課題とし、宥恕を乞いたい。

- 註1) 「神奈川県史・資料編9」所収、津久井郡郷土資料館所蔵文書、及び同編解説参照。  
 註2) 山本光雄著『日本博覧会史』(昭45)参照。  
 註3) 註2に同じ。  
 註4) 関東区実業大会実務所刊『第10回関東区実業大会報告』(明39)参照。  
 註5) 加藤有次著『博物館学序論』(昭52)38頁。  
 註6) 中村正治編『日英博覧会神奈川県出品協会事業報告』(明44)参照。  
 註7) 復興記念横浜大博覧会編纂『復興記念横浜大博覧会』(昭11)参照。  
 註8) 太平洋展覧会刊『奉祝紀元二千六百年太平洋展覧会』(昭15)参照。  
 註9) 横浜市刊『南方発展大博覧会概況』(昭17)

## 神奈川県博物館概史

- 参照。
- 註10) 加藤有次前掲書29頁
- 註11) 加藤有次「宝物保存思想の発達と神社博物館への展開」(『博物館研究』41巻4号所載)参照。
- 註12) 註5、99頁。
- 註13) 村田文夫「博物館を望む市民の声」(『かわさき社会教育だより』249号)参照。
- 註14) 註13に同じ。
- 註15) 日本博物館協会刊『博物館の教育活動』(昭46)90頁。
- 註16) ほかに、昭和42年開園の川崎市立日本民家園が注意される。同園は主として東日本にある建築史的に価値高い民家を、緑地内

に移築復元した野外博物館である。同園の場合、川崎市という自治体の設置した博物館であるが、その資料対象(民具等を含め)を、自治体の地域に限定せず、広く日本全域をそのエリアとするのであり、これは人文系博物館においてはかなり困難なことである。この点博物館史のうえで、新しい1ページを開いたものと評価したい。

註17) この点に関しては『秋田県立博物館設立基本構想』(昭47)が参考となる。

- (1) 1981年1月16日受付  
 (2) 川崎市立産業文化会館学芸員

### 國學院大學博物館學紀要既刊本一覽

1968年 第1輯(絶版)

#### 特集・博物館と教育

発刊の辞	樋口 清之
社会教育と博物館	池田 秀夫
博物館教育論 序説	下津谷達男
近代博物館変遷史にみる教育的役割	
主として社会教育における博物館理念の思想史への試論	加藤 有次
視覚教育と民俗館の展示	富田竹三郎
国立博物館の性格 —京都博物館の場合—	景山 春樹
国立科学博物館の教育活動	椎名 仙卓
天理参考館の教育活動について	近江 昌司
財団法人横浜海洋科学博物館の教育活動	丸山 晴久
博物館学講座概要	加藤 有次
博物館学講座について	
昭和43年度博物館学講座受講手続き及び要綱	
考古学資料室概要	加藤 有次
博物館関係在職院友名簿	

# 物産陳列館の一事例<sup>(1)</sup>

## —千葉県における場合—

An example of the museum (Bussan chinretsukan)

—A case study in Chiba prefecture—

前川 公秀<sup>(2)</sup>

Masahide Maekawa

1. はじめに
2. 千葉県物産陳列館について
  - a. 目的
  - b. 建設経過及びその規模
  - c. 内容
  - d. 活動の特色
  - e. 廃止
3. 成田町立千葉県物産館について
  - a. 目的
  - b. 建設経過及びその規模
  - c. 内容
  - d. 活動の特色
  - e. 廃止
4. むすびにかえて
  - a. 我が国の近代博物館の形成
  - b. 物産陳列館は“博物館”か
  - c. 今日の博物館に与えた影響

### 1. はじめに

我が国の博物館の発達過程を考える場合、物産陳列館の占める位置について不明瞭な点が多い。すなわち、物産陳列館が“博物館”という概念の中に含まれるのか否か、また現在に至る博物館の歩みの中で、どのような役割を果たしてきたのかという点等についてである。それは今日まで物産陳列館について何ら解明されていない所以であるが、最近になって椎名仙卓氏により論考されるに至った。椎名氏は、各地に設置された物産陳列館を対比検討して、その概観を示され、示唆されるところが多い。

そこで、この稿では具体的事例として千葉県における物産陳列館について、その成立から廃止までを述べてみたい。それにより当時物産陳列館がどのように考えられ、運営されていたかを知ることができるであろう。さら

に、博物館の歩みにおける物産陳列館の果たした役割あるいは影響についても究明されることになると思われるからである。

千葉県では、千葉県物産陳列館、成田町立千葉県物産館、東葛飾郡物産陳列場の3施設が設置が確認されるが、ここでは先の2施設について述べてみたい。

### 2. 千葉県物産陳列館について

千葉県物産陳列館は、明治36年(1903)に千葉町(現、千葉市)に設置され、明治42年(1909)に廃止されている。

#### a. 目的

設置目的については、明治34年(1901)12月の県議会において初めて審議され、県より次のように述べている。

物産陳列場ハ本縣ノ物産ハ勿論他府縣ノ



写真1 千葉県物産陳列館  
（「千葉県百年のあゆみ」より）

物産延イテハ外国ノ物産マデモ一場ニ列ベマシテ本縣ノ物産ハ主トシテ他府縣ノ人達ニ之ヲ發揚シ又他府縣ノ物産ヲ本縣ノ人達ニ見セマシテ、サウシテ其實業上ノ秩序ヲ啓發スルト云ウ點ニ於キマシテハ一ビモ早く此設備ヲ要スル考デアリマス  
この考え方は、明治35年（1902）3月14日千葉県告示第47号「千葉県物産陳列館規則」（以下、「規則」と称す）第1条に

本館ハ縣下産業ノ改良發達ヲ企圖センカ為メ主トシテ本縣産出ノ物品ヲ陳列シ併テ有益ナル内外ノ物産及之ニ關スル參考品ヲ蒐集シ當業者ノ参考ニ供ス

と正文化されている。さらに明治38年（1905）9月1日千葉県告示第130号の千葉県物産陳列館規則の改正（以下、「改正」と称す）では、

本館ハ縣下産業ノ改良發達ヲ企圖センカ為メ主トシテ本縣製産ノ物品ヲ陳列シ併セテ有益ナル内外ノ物産ヲ蒐集シ以テ當業者ノ参考ニ資スルモノトス

とあり、多少の語句の違いはあるものの、その目的は、勸業政策の一環として県内の産業の改良・發達を旨としたものであると言える。

#### b. 建設経過及びその規模

建設経過については、年を追って述べてみることにしたい。

まず、明治34年度に、

物産陳列場ノ如キモノハ其家屋其物ガーツノ模範ニナラナケレバナラヌヤウナ有様デアリマスカラ、從テ建築モ大ニ研究ヲシマシテ立派ナ建物ヲ建ナケレバナラヌ

という方針の基に建設費として21506円99銭の予算案が提示されたが、審議の結果7168円99銭7厘と大幅に縮小された予算となった。しかし、ただちに建設に取りかかったらしく、翌35年度の議会において、

物産陳列場ハ、明年ノ四月下旬ニ落成ラスル事ニナリマス  
と報告がなされている。

この物産陳列館の完成を目前にした明治35年度の議会において、早くも陳列館拡張案が議題として審議されている。これは当初の建設費が大幅に削減された結果、提示された補正案であったが、結果は否決されている。

しかし、翌36年度には再び拡張案が提出されている。これに対しても、やはり反対意見が述べられているが、そのうちの代表的なものとして次のようなものがある。

陳列場ニハ未ダ物品ヲ陳列スル處ハ充分餘地ヲ存シテ居ルト考ヘマス……本年ノ如キ非常ナル凶歳ニ重要缺ク可ラザル物テナキ物産陳列場ノ建増シマスルニ至ンテハ縦シ假リニ必要アリトスルモ當ヲ得ナイモノト考ヘマス……

と、物産陳列館それ自体の重要性を認めないとするものであり、当時の人々の考え方を的確に表現したものと言えるのではなからうか。これに対し、県当事者は、

今日現在ノ建物ノ何レダケノ點數ガ這入テ入ルカト云フニ二千點ノ品物ヲ網羅センテ居リマス而シテ夫ノ二千點ハ辛ウジテ彼處ニ那レタケニ陳列シマシタ……成程物ヲ物置ニ入レルヤウナ考ヘテ入ルンバ幾ラデモ詰ルノデゴザイマス併シナガラ物ヲ陳列シテ人ヲシテ日ヲ巻クヤウニスンバ矢張り夫々ノ夫ヲ以ツテヤラナケ

レバナラヌモノデ徒ラニ重ネルト云フ意味  
 デナイト御解釋ヲ願ヒタイ

と述べている。これは「もの」を列べるだけではなく、見せることを意識したものであり、注目すべきことがらである。これにより、原案8057円50銭に対し、3400円が可決されるに至った。

以上のように、千葉県物産陳列館は、明治34年に初めて県議会において審議され、同36年に開館。同年拡張案が可決され、恐らく翌37年には完成したものと考えられる。

しかし、その規模については定かではない。ただ二階建本館とその後部に平屋別館があり（これについては、廃止の項の引用資料による）、それぞれ250坪と50坪であり、その他井戸・物置などが設置されていたようである。

### c. 内容

①陳列品 物産陳列館は、「本縣産出ノ物品ヲ陳列」する施設（『改正』では、「本縣製産ノ物品ヲ陳列」する施設）であるが、では一体どのようなものが陳列されていたのであろうか。『規則』第2条に、

- 本館ノ陳列品ハ左ノ三種ヲ以テ允ツ
- 一 購入品 本館ニ於テ購入シタルモノ
  - 二 寄贈品 営業者及其他ヨリ本館ニ陳列スル為メ寄贈シタルモノ
  - 三 委託品 営業者及其他ヨリ本館ニ陳列スル為メ委託シタルモノ

とあり、購入品、寄贈品・委託品の3種類に別けられ（『改正』においても同様）、さらに具体的種目として、『規則』第3条には、

- 陳列品ハ左ノ三部ニ分ツ
- 第一部 農産物 林産物
  - 第二部 水産物
  - 第三部 工産物 鑛産物

とある。これは「本縣産出ノ物品」である。しかし、『改正』では「本縣製産ノ物品」とあり、産物ばかりではなく製作品が新たに陳列品に加えられたと思われる。製作品とは、たとえば産出物を加工したものをさし、醬油

などがその代表的なものと言えよう（後述する成田町立千葉県物産館の陳列品からも推察することができる）

②陳列方法 以上のような陳列品が、どのように陳列されていたかについては、余り明確ではない。しかし、先述明治36年度の物産陳列館拡張論議の際、議員の発言の中に興味深いものがある。

或人ハ物産陳列場ニ陳列シテ在ル處ノ物品ハ恰モ印燧沼ニ數百尾ノ魚ヲ放シテ見ルヤウナ有様デアルト云フ評ヲシテモアリマス

この発言により水産物の陳列の一端を知ることができる。また、先述した如く、県当局者より

成程物ヲ物置ニ入レルヤウナ考ヘテ入ルレバ幾ラデモ詰ルノデゴザイマス併シナガラ物ヲ陳列シテ人ヲシテ目ヲ惹クヤウニスレバ矢張り夫々工夫ヲ以ツテヤラナケンバナラヌモノデ徒ラニ重ネルト云フ意味デナイ

と述べており、これが政策上の発言であるとしても、実的な陳列の基本姿勢であると考えられるであろう。

③陳列数 このことについても、先の拡張論議の際、

既ニ今日現在ノ建物ノ何レダケノ點數ガ送テ入ルカト云フニ二千點ノ品物ヲ網羅サンテ居リマス

とあり、拡張以前に既に2千点の品が陳列されていたことが判明するが、その内訳点数については、残念ながら知ることはできない。また、拡張後当然のことながら陳列数も増加しているものと思われるが、その詳細な点数についても明らかではない。

④購入費 陳列品に購入品・寄贈品・委託品の3種があったことは先述したが、では購入費としてどの程度の予算が計上されていたのであろうか。物品購入費として明らかであるのは、開館の前年度の明治35年に4837円

35 銭 6 厘が予算化されており、さらに拡張可決後の37年度の議会では、

御承知ノ通り新シク館ガ殖ヘマシテゴザイマス從テ其ノ内部ノ色々ノ方針ニ對スル種々ノ設備ヲシタイ為メニ夫レニ具備シタ處ノ物品ヲ購入セナケレバナラヌ其ノ重モナルモノハ先ヅ織物類デアルトカ或ハ染物類トカ云フ様ナ種々ノ製品ヲ購入スルノデアリマス

とあり、陳列館拡張に伴い物品購入の為の予算を含んで3288円66銭8厘が計上された。

しかしながら、翌38年度には購入費は300円と削減されている。これは、ほぼ購入すべき物品が集められたためであった。そして、これ以後、購入費として明確な数字を知ることはできない。

#### d. 活動の特色

①陳列品解説 物産陳列館では、「縣下産業ノ改良發達ヲ企圖セン為」に単に物品を陳列するだけでなく、陳列品の解説を行っている。すなわち「規則」第5条に、

陳列品ノ説明ヲ望ム者ハ本館事務員ニ申出ヘシ

とあり、さらに同第6条には、

陳列品ニ關シ詳細ナル調査又ハ紹介ヲ望ム者アルトキハ本館ハ之ニ應スルコトアルヘシ

とある。「改正」においても、その第8条・第9条にはほぼ同様の記載があるが、ただ第8条は

陳列品ノ説明ヲ望ムモノハ係員ニ申出ツヘシ

と、「規則」の「事務員」が「係員」となっている。これは単なる語句の違いであるとも思われるが、あるいは解説係というべき専門職員が配置されていたとも考えられる。

②物品の貸出し これは開館当初から行われていた活動ではない。すなわち「規則」には何ら明記されてはいないが、「改正」では第14条に、

陳列品ハ申出ニ依リ特ニ期限ヲ定メテ貸附スルコトアルヘシ

とあり、その実施を知ることができる。

③物品販売 これもまた当初から行っていたものではなく、明治36年度の議会において審議され実施されたものである。すなわち、この物品販売こそが、明治38年9月の『改正』告示をなした最大の要因であった。この物品販売については、明治36年度議会において議員の一人が、

既ニ我日本國ニ設置シテアル處ノ産物陳列場ヲ調査シテ見レバ奈良縣岐阜縣愛知縣大阪府等ニ皆其物産陳列館ガアツテ見本ヲ販売スル事ニナツテ居ル故ニ本縣モ各府縣ニ本縣ノ物産タルモノヲ知ラシメントセバ茲ニ一館ヲ設計シテ見本品ヲ賣却スルノ必要ヲ認メテ居ルノデアル

と、拡張論議の際発言したことにはじまる。

それに対し、某当事者は、

是非ヤラナケレバナラヌト存ジマス是ハ物産陳列館ノ目的ヲ貫徹シマスル上ニ於テ必要ナル手段デアリマス

と述べ、販売実施の意志を示し、議会で承認された。「改正」第3条・本館ノ陳列品ハ左の三種トス」の委託品の項に、

當業者及其他ヨリ本館ニ陳列又ハ販賣陳列ヲ委託シタルモノ

とあり、それを受けて第6条には、

製産者又ハ販賣者ハ本館ニ物品ノ販賣ヲ委託スルコトヲ得

とあり、さらに第7条では販売依頼の願書書式が定められている。

④入場料 入場料については、「規則」第13条に、また「改正」第19条にも、

本館ノ縦覽ハ無料トス

と同文が記載され、閲覧については門戸が開かれていたと言えよう。

#### e. 廃止

明治41年度県議会において、早くも廃止の論議が起っている。この中での県当事者及

び知事の発言は、物産陳列館に対する考え方を端的に表現しているものとして興味深いものである。長文になるが記載してみたい。まず県当事者は、次のように廃止の理由を述べている。

設置以來ノ清況ニ徴シマストドウモ當初ノ目的ヲ達スルコトガ出来ナイ夫々參觀スル人ハアリマスケレドモ或ハ當業者トシテ参考ニ資スルト云フ目的ヲ以テ參觀スルモノハ非常ニ少ナイノデアアル現ニ事務員其他看守人等ニ就テ説明ヲ求ムル人が始メドナイト云フテ宜イ位デアアル偶一ニアル位ニ過ギナイサウシテ其ノ參觀人ハドレ位アルカト申シマスト男女通ジテ一日平均四十名内外ニ過ギナイ誠ニ參觀人が少ナイノデアアル夫カラ委託販賣ト云フコトヲ造ツテ居リマスガ其品物ヲ買フト云フコトモ調べテ見マスト多クハ千葉町在住ノ人が大分居リマス又參觀ノ人モ千葉町在住ノ人が大部分デアリマス兎モ角モ斯ウ云フ有様デアリマシテ折角ノ目的ヲ達スルコトガ出来ナイ是ニ向ツテニ千内外ノ經費ヲ投ジテモ遺憾ナガラ充分ニ其目的ヲ發達スルコトガ出来ナイ然ラバ其經營宜シキヲ得ナイカト云フ御質問モアリマセウガ兎ニ角縣トシテモ相當ノ經營ヲシテ居ルノデアアル今日現ニ相當ノ經營ヲシテ居ルノデアリマシテ到底アノ上ニ設備ヲ完フスル事ハ出来マセヌ或ハ其上ニ建築物等モ立派ノ者ヲ作りマシタナラバ多少外觀ノ美ヲ沿ヘマセウケレドモ夫連モ參觀者が種ヘルト云フ譯デハナク其所テ兎モ角モ是迄ノ現狀デハ甚ク面白クアリマセヌカラ寧足ヲ止メルコトニ致シタノデアリマスサウシテ最も縣下テ他府縣人ノ多ク集ル所ハ成田町ニ物産陳列館ヲ作ルト云フコトヲ其補助ノ申請ガアリマシタカラ其方ニ補助スルコトニ致シマシテサウシテ比所ラノ方ハ廢止スルコトニ致シマシタ

以上の様であり、費用がかかるわりには効果が上がらず、利用者の数も少いことを廃止の理由としている。そのため千葉町の物産陳列館を廃止し、全国的に名高い成田山新勝寺の門前町である成田町へ新たに設置することを提起している。この成田町設置に対し「成田ハ迷信者ノ集マル所デ……紳士ヤ金持チナドノ遊ブベキ場所ニ過ギナイノデアアル……斯様ナ所ニ物産館ヲ置クノハ不適當ト信ズル」と反対意見が出された。<sup>112</sup>しかし、知事は、

幸ニモ縣下ニ於テ最も他府縣人ノ多ク集ツテ來ル成田町ニ於テ物産陳列館ヲ移ヘタイ夫ニ付テハ縣ヨリ補助ヲ仰ギタイト云フ請願ガアリマシタソコデ物産館其物ノ性質カラ申シマシテモ成ベク多數ノ人ノ集合スル場所ニ置クノガ利益デアアルデアアル又是ガ物産館ノ目的デアアル

とし、さらに、  
縣下ニ於テ他府縣人ノ最も多ク入込ム成田ニ於テ幸ニ物産館ヲ設置シタイト云フ請願ガ來マシタカラ是ニ向ツテ經費ヲ以テ相當ノ補助ヲシテ……必要ナル設備ヲ之レニ命令シタナラバ縣ノ希望スルダケノ設備モ出来ヤウト思ヒマスサウシテ又縣カラ一定ノ條件ヲ附シテ夫々監督シテ往ツタナラバ必ず効果が擧ルダラウト信ジマス

と述べて、成田町設置を主張した。その結果成田町への設置が可決され、<sup>113</sup>たがちに千葉県物産陳列館は廃止されることとなり、その準備が進められた。明治42年2月25日発行の新聞「千葉市民」第16号では、廃止後の物産陳列館の建物の使用予定について「陳列館の善後」と題し、次のように報じている。

千葉町なる本縣物産陳列館は前紙記載の如く昨年の通常縣會に於て議決を経來る三月末日限り廢止するものにて其代り成田町に於て私設の物産陳列館に創立費として一萬圓を補助する筈なるが日下千葉

町に陳列館の善後策に就て当局者の意嚮を聞くに右建物は前部の二階建は本縣教育會に貸して圖書館及び新聞雜誌縦覽所となし後部の平屋建は本縣癩病療務所より充つる豫定なりと云へり

さらには、同年3月5日発行の『千葉市民』第17号では、

會於にて本四十一年度限り廢止さるべき決議を得たる物質陳列館は愈々去る參月一日を以て事務一切を閉鎖したりと云ふとある。

ここに、明治36年4月に開設された千葉県物産陳列館は、明治42年3月1日を以て廢止され、その建物のうち本館は千葉県教育會図書館として利用されることとなり、わずか6年間の短い活動に幕を降した。

### 3. 成田町立千葉県物産館について

成田町立千葉県物産館（以下、成田館と称す）は、これまで述べてきた千葉町の千葉県物産陳列館（以下、千葉館と称す）の廢止に伴い、明治44年（1911）に新たに設置され、同年11月に開館し、昭和3年（1928）に廢止されている。

#### a. 目的

成田館の設置目的については、千葉館とさほど大きな違いはない。『町立千葉県物産館規則』以下、『成田規則』と称す）によれば、第1条に、

本館ハ縣下産業ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ

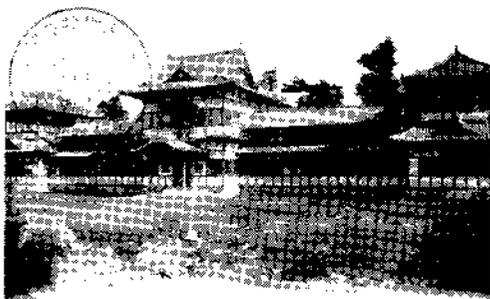


写真2 成田町立千葉県物産館

目的トシ左ニ掲クル業務ヲ行フとあり、活動内容を6つ掲げている。すなわち、

- 一、本縣下ノ物産ヲ陳列シテ公衆ノ縦覽ニ供ス
- 二、有益ナル縣外ノ物産ヲ陳列シ當業者ノ參考ニ資ス
- 三、縣ノ内外ヲ問ハス當業者ノ申シ込ニ應ジ該陳列品ノ委託販賣ヲ為ス
- 四、産業ニ關スル圖書ヲ蒐集シ公衆ノ閱覽ニ供ス
- 五、物産ノ通商取引ニ付紹介ノ便宜ヲ與フ
- 六、前各號ノ外縣下産業ノ改良發達上有益ト認ムヘキ適切ナル施設ヲナス

とあり、千葉館には認められなかった活動もあるが、ほぼ同様のものと言うことができるであろう。

#### b. 建設経過及びその規模

成田町に物産館が設置された要因は、前述した通り「縣下ニ於テ他府縣人ノ最モ多ク入込ム成田ニ於テ幸ニ物産館ヲ設置シタイト云フ請願ガ來マシタ」ためであるが、開館までの経過については、成田尋常小学校訓導の野村藤一郎により明治45年に編集された『成田町誌』に、

本館は明治四十三年成田町に於て設立したるものなり同館設置の決議をなしたるは明治四十二年度にして縣より一方円郡より五百円の補助あり特に新勝寺に於ては地均らしをなせる敷地に金五千円を添へて寄附し成田鐵道會社又六百円の寄附をなし四十二年十一月廿日工を起し四十二年十二月廿七日全部竣工し四十四年五月廿八日より仮開館をなし同年十一月十九日開館式を挙行せり。

とあり、県・郡からの補助金をはじめ寄附金を基に明治42年建設工事が始まり、44年11月9日に開館している。また、大正10年(1921)12月東宮殿下御渡歐記念印旛郡々勢展覽會に

出品された『成田町誌』にも、ほぼ同様の記載がなされているが、特に、

県立千葉県物産陳列所（本館設置と同時に廢止セルモノニシテ、即チ本館ハ事実ニ於テ縣立陳列所ニ代リ設置スル縣下唯一ノ陳列館ナリ）ニアリシ陳列器具一切ヲ本館へ交附セラル

とあり、陳列器具も千葉館で使用されていたものが譲渡されたことを知り得る。

設置場所は、成田山新勝寺の境内であったが、その建物は、近年まで成田山靈光館（史料館）と言う博物館施設として利用されていた。（しかし、残念ながら老朽化のため昭和54年に解体された。）規模については、野村編『成田町誌』に、

総工費二万五千三百六十円にして構造は本館二階建一棟と左右に連続せる平家建とにして惣坪数二百三十七坪あり平安朝時代の建物に模し頗る美觀を極む

と記されている。さらに、成田図書館所蔵「成田町品評会場二階建及平家陳列場並廊下共新築仕様」でより詳しく知ることができる。なぜ「成田町品評会場」となっているのかは明白ではないが、欄外に「控 農産品評会」とあり、物産陳列館の性質から「品評会場」として捉えられていたのではなからうか。しかし、その記載された内容から成田館の建築仕様書であることには間違いない。この仕様書は32頁の詳細なものであり、建物の大きさ・資材の使用内容などが記されている。そこで、その初めの部分を転載する。

知行丸附 六郎權邊棟家地方杉渡物立再外壁檜障下見障西面人形新様  
 成田丸附 取地五坪並五坪白  
 村西土土下り 各處右二階棟内外壁面ベシと塗り木与  
 棟箱物ハ式十九尺六寸 再地並土土下りトアノ室共五寸其他棟  
 四間  
 一ノ楹  
 知行丸附 此建坪四拾八坪  
 知行丸附 一階半上二口兼家式陳列場取地及内外壁檜障木表二上断  
 築間五間  
 村西 井水家の西 此建坪四坪  
 村西  
 知行丸尺 安間倉棟家取地兼取地 杉瓦共三寸吹雪谷石附障内三間半  
 築間六間 上障箱物付二尺段有二三段角  
 知行丸尺上ノアノ 一、取地式ノ 知安杉棟外外面上段大井欄欄内内外共  
 箱物ハ字拾段尺五寸 一、障面ベシと塗り

此建坪參坪

建坪計五拾五坪

- 一、知行丸附 一、再障列場平家築間式陳列場取地及内外壁檜障下見障西面
- 知行丸附半 知行丸尺取地内
- 知行丸附半 知行丸尺取地内
- 知行丸附半 知行丸尺取地内
- 知行丸附半 知行丸尺取地内

此建坪百七拾六坪

- 一、知行丸附 平家築間式陳列場取地及内外壁檜障下見障西面
- 知行丸附半
- 知行丸附半
- 知行丸附半

此建坪六坪

- 一、建坪計百八拾貳坪

建地坪合計貳百三拾七坪

c. 内容

①陳列品 成田館の陳列品については、『成田規則』第2条に

陳列品ハ生産物ト製作品トヲ問ハス左ノ三種ヲ以テ之レニ允ツ

- 一、購買品
- 二、寄贈品
- 三、委託販賣品

とあり、生産物・製作品の両方を陳列品としている。これは千葉館『改正』の第2条の「本縣製産の物品ヲ陳列シ」と同じ内容を意味している。しかし、その具体的種目については、何ら規則では記載されていない。これについては、野村編『成田町誌』に開館当初の陳列内容が記されているが、後に「陳列数」の項で述べることにする。

②陳列方法 陳列の方法について、詳し



写真3 成田町立千葉県物産館陳列風景

いことは判明しないが、残された写真から、品物がケースに納められ整然と陳列されている。また品名を書いたと思われるキャプションも認められ、千葉館の陳列方法について、県当時者が発言したように、「物ヲ陳列シテ人ヲシテ日ヲ惹クヤウニスレバ矢張り夫々工夫ヲ以ツテヤラナケレバナラヌモノデ徒ラニ重ネルト云フ意味デナイ」という考え方を示しているように思われる。出品物の陳列について、「成田規則」第4条に陳列経費の規定がある。すなわち、

出品物ノ陳列及ヒ裝飾ハ本館ノ経費ヲ以テ適宜之レヲ定ム但シ出品人ハ自費ヲ以テ特別ノ陳列及ヒ裝飾ヲ施スコトヲ得此場合ニ於テハ豫メ本館ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

とあり、陳列費用は物産館の経費によるが、自費による特別の陳列を認めている。これに関し『町立千葉県物産館細則』(以下、「成田細則」と称す)にもその第7条に、

出品物陳列ノ位置及ヒ其裝飾等ハ本館ニ於テ適宜之レヲ定ム

前項陳列ニ要スル棚箱等ハ本館ニ於テ一切之レヲ設備ス但シ場合ニヨリ出品人ハ本館ノ承認ヲ得テ自費ヲ以テ特別ノ陳列及ヒ裝飾ヲ施スコトヲ得

とあり、出品物の陳列場所、その方法について、物産館に主導権があることを定め、棚箱(ケース)なども用意されていたことが判明する。

③陳列数 陳列数については、野村編『成田町誌』に、開館当初の状況の記載があり、これは陳列種目を知る上でも非常に興味深いものである。

一、委託品

種類	点数		点数
陶器	1306点	味噌	164点
漆器	70点	木工品	621点
金物	140点	化粧品	1037点
織物	75点	飲食品	652点

醤油 202点 雑品 2036点  
合計六千三百〇三点

二、参考品

種目	点数		点数
織物	428点	海産物	10点
漆器	82点	農具	28点
陶品	15点	機械	17点
竹細工	72点	貝細工	13点
花筵	15点	金物	11点
米	188点	竹標本	4点
		合計	八百八十一

この中で参考品とあるのは、購入品・寄贈品などを総称したものであろう。これにより成田館の陳列数は約7200点となり、千葉館よりはるかに点数が多かったようである。

④購入費 購入費として、どの程度予算化されていたか全く知ることはできない。

d. 活動の特色

①陳列品解説 千葉館においては係員を置き、希望に応じて解説を行っていたが、成田館では、そのような活動は認められない。その代り『成田細則』第8条によれば、

出品者ハ自己ノ出品物ニ關スル解説書又ハ廣告等ヲ掲ケ若シクハ縦覽者ニ配付スルコトヲ得但シ其形式並ニ方法等ハ書面ヲ以テ届出テ本館ノ承認ヲ受クヘシ

とあり、出品者自らが解説書を作成し、入館者に配布している。また、物品の紹介事務に関しても、「成田規則」第7条に、

通商取引上ノ紹介ニ對シテ特ニ要シタル費用ハ總テ依頼人ノ負擔トス

とあり、物産館の積極的な活動とは思われない。

②物品の貸出し この活動は、成田館では何の規則もなく、行われていなかったらしい。

③物品販売 成田館においても物品販売が行われていたが、千葉館より、より営利的な色彩が強く打ち出されていたと言いきよう。なぜならば『成田細則』には第2章

に「委託販賣」として3ヶ条の詳細な規則が定められている。すなわち、第9条に、

委託販賣品ハ国内ノ生産物又ハ製作品ニシテ確實ナル出品者ノ委託ニヨリ即賣ニ附スルモノトス

とし、第10条には、

委託販賣品依頼人ハ委託品賣上高ニ對シ本町所定ノ委託販賣手数料ヲ本町収入役ニ納付スヘシ

とあり、国内生産物を手数料を取って販売している。さらに、この手数料について第11条に、

賣上代金ハ毎月一回精算ノ上前條ノ手数料ヲ控除シ出品人ニ送附スヘシ但シ送金費用ハ出品人ノ負擔トス

とあり、売上金は毎月一回精算されている。では、手数料はどの程度であったのか『成田町手数料條例』第2条によれば売上高の百分の五であった。この手数料の徴収は、千葉館では認められず、成田館がより営利的施設であったことを裏付けている。次に、販売品の売行き状況については、野村編『成田町誌』に、

四十四年五月の仮開館日より四十五年三月末迄に委託品の販売せるもの左の如し、とあり、以下の如くである。

金物	千三十三円三十匁也
飲食品	五百七十五円九十七匁五厘也
陶器	三千五十三円三十五匁五厘也
織物	二百七十二円七十五匁也
木製品	三百二十四円四十二匁也
化粧品	二百十八円六十六匁也
醬油味噌等	百五十五円二匁也
其他雜品	千三円三匁也

合計 金參千九百三十六円五拾壹錢也  
一ヶ月平均賣上高

金貳百九拾八円八拾六錢九厘也

四十五年三月末日現在の委託品は一万一千三百八十一匁價格三千百九十七円二十一錢也

とある。この他、販売依頼の書式も定められている。

④入場料 成田館では、千葉館と異なり入場料を徴収している。『成田細則』第15条によれば、

縦覧人ハ入館ノ際入場券ヲ受ケ退出ノ際返還スベシ

とある。また、後述する廃止の項からも入場料を徴収していたことを知ることができる。これは、先の委託販賣手数料と共に、営利的・興業的な色彩が強いと言えよう。

⑤図書閲覧 これは千葉館にはなく、成田館で初めて行われたものと思われる。先述『成田規則』第1条第4項に、

産業ニ關スル圖書ヲ蒐集シ公衆ノ閲覧ニ供ス

とあり、産業関係図書の収集・公開を行い、利用者の便を計っていた。これをうけて『成田細則』では第3章を「圖書閲覧」として2ヶ条の規則を定めている。まず、第12条に、

本館ハ産業ニ關スル報告書、統計書、地圖其他ノ参考書類ヲ購入シ公衆ノ閲覧ニ供ス

次に、第13条に、

圖書ヲ借覽セントスルモノハ本館ノ承認ヲ受クヘシ

とあり、「産業ニ關スル圖書」は、「報告書、統計書、地圖其他ノ参考書」で、その閲覧は、物産館の承認を得て行われた。そして、誰もが閲覧することができた。すなわち、『成田規則』第5条に、

陳列品及ヒ圖書類ハ何人ト雖モ縦覧スルコトヲ得……

とあるからである。

#### e. 廃止

明治44年11月に開館した成田館は、早くも大正3年(1914)には、その運営・必要性に対し批難が起っている。すなわち、大野政治氏によれば、大正3年10月の「成田町民会第三回報告」の香雨なる人物の寄稿文に、「物産

陳列館設立当初の希望は成田町に於ては霊場以外、別個の天地を開拓せんとするにありて、之が設立を慫慂したる原当局者にありては、時の知事有吉氏の所謂東京の台所たる「葉県」の物質を茲に集めて江湖に吹聴せんとするにありたるもの如し、然るに之が経営に際して其後紛然たる事態を生じたるよりして自然彼我の熟度を感じたる乎、今日に至っては聊か宝の持腐れの嘆き能はざる也、然れども物産陳列館は之あるが爲めに成田町が年々数百円の出費を要し、又其建物は寧か以て見るに足る可きものなるを以て、之が活用と否とは得失頗る大なるものあり、今の儘にては無用の長物視せられざるなきに非ざる。とあり、さらに、1日200人の入場者、1ヶ月60円の収入を見込んでいたにもかかわらず、実際は1日50人の入場者があるかどうか程度であると記されていると指摘されている<sup>16</sup>。このように、わずか4年ばかりの間に、成田館も千葉館と同じ状態になっていたことを知り得る。それ故、当然のことながら長続きするはずはなく、昭和3年(1928)には廃止されることとなる。この経過について、大野氏は、物産館の建物が昭和3年成田町から新勝寺へ寄附され、名称も新興会館となり、一階は郷土資料の展示場として、二階は講堂として青年団・婦人会等の教育に利用されたと述べられている。これが、名実ともに成田町立「葉県物産館」の廃止であった。

#### 4. むすびにかえて

以上のように、千葉県における物産陳列館においても「産業ノ改良發達ヲ企圖センカ爲メ主トシテ本縣産出ノ物品ヲ陳列」(「葉館」・「規則」第1条)であり、あくまで勸業施設であった。では、物産陳列館は、「博物館」であると言えるであろうか。椎名氏は、「物産陳列所は、これまで説いたように普通博物館とは本質的に異なっており、従ってこの物産陳列所を博物館施設と考えない人もいる。しかし、不特定多数の人に観覧させることを目

的としているかぎり、今日的な感覚ではやはり博物館施設と見做さなければならないであろう」と述べておられるが、はたして「不特定多数の人に観覧させることを目的」として「今日の感覚」で「博物館施設」として捉えることができるのであろうか。それには「博物館とは」と言う定義づけをせねばならないが、その前に、まず博物館の歩みの中での物産陳列館の位置付けを行う必要があろう。

#### a. 我が国の近代博物館の形成

我が国における近代博物館の設立は、万延元年(1860)の遣米使節団を始めとして、慶応3年(1867)のバリ万国博覧会等の海外視察が重要な契機となっていることは、既によく知られているところである。そして、本格的な博物館としての歩みは、明治4年(1871)9月に文部省が創設され、その中に博物局が設置され、翌5年3月に湯島聖堂にて博覧会を開催して文部省博物館として出発したことに始まる。だが、同5年太政官正院にウィーン万国博覧会事務局が設立されると、翌6年(1873)には、この博覧会事務局に、文部省博物局は所管する施設(博物館・書籍館など)とともに合併されることになる。しかし、明治6年5月より7ヶ月間開催されたウィーン万国博覧会も終了し、しかも相方の事務・事業の内容等の相違が著しく、明治8年(1875)には再び文部省に博物館局が復帰する。さらに博覧会事務局は博物館と改称して内務省の所管となる。ここに、現在の博物館の形成により強く影響を及ぼした文部省の流れと内務省の流れが生まれることになる。前者については、明治8年書籍館・博物館をそれぞれ東京書籍館(明治10年に東京府に移管)・東京博物館(現、国立科学博物館の前身)と改称され、さらに明治10年(1877)には東京博物館を「教育博物館」と改称し、「教育上必需ナル内外諸般ノ物品ヲ蒐集シ教育ニ従事スル者ノ搜討ニ便シ兼ネテ公衆ノ來觀ニ供シ以テ世益

「マニラン」という教育的立場からの活動を日  
 びた。一方、後者の内務省系は、内務省そ  
 のものが博覧会事務を掌管していた所であ  
 ったために、当然のことながら博覧会事務局  
 の色彩が強く、所管される施設も殖産興業を  
 目ざすものであった。そのため明治14年(1881)  
 農商務省が創設されるや、内務省所管の博  
 物局及びその付属博物館は農商務省に移管  
 された。明治15年(1882)には、山内務省の山  
 下町博物館を上野に移転し、上野博物館と  
 して開館するが、同19年(1886)には、上野博  
 物館は農商務省から宮内省に所管が移ること  
 になる。(現、東京国立博物館の前身)この  
 上野博物館では、古器宝物を多く所蔵してい  
 たため、農商務省の殖産興業的博物館の範疇  
 に入らず、文化財の保護と伝統文化に関する  
 職掌をつかさどる宮内省に移管されたのであ  
 る。これにより、農商務省では、殖産興業を  
 目的とし、従来掌管した博物館事務の経験の  
 上に乗って、物産陳列館の設置を促進してい  
 くこととなる。

#### b. 物産陳列館は“博物館”か

以上のような形成過程を振り返って見て、  
 現在の博物館は、教育的博物館としての文部  
 省系の流れと宝物保管の博物館としての内務  
 省系、すなわち後の宮内省系の流れの上で成  
 立しているということができるとはなかろう  
 か。もしそうであるならば、農商務省におい  
 て促進された物産陳列館の流れは、本流から  
 離れたものと言わなければならない。では、  
 今日で言う“博物館”とは何か。即座に定義  
 付けすることは困難であるが、少なくとも本質  
 的には教育的立場で活動し、営利を目ざさ  
 ない施設であるべきであるとしても、それほど  
 間違いではなかろう。その意味からも、物産  
 陳列館は、あくまで殖産興業を日ざし産業振  
 興のために設立された施設にすぎない。確か  
 に、産業振興のため大衆を教育するという面、  
 たとえば千葉館における陳列品解説や成田館  
 における図書閲覧など、を認めることができ

るが、それらが本当に教育的であったか否か、  
 今後の詳しい調査が必要であり、现阶段では  
 教育的であると断定することはできない。た  
 とえ教育的であったとしても、そこには間接  
 的であり営利を目ざす殖産興業的姿勢がある  
 ことは拭い去ることはできないであろう。そ  
 れ故、本質的にも“博物館”の概念の範疇に  
 は入らないものと思われる。「不特定多数の  
 人に観覧させる」ことが、即ち博物館である  
 と言うことはできない。もし、「今日の感覚」  
 で物産陳列館を捉えようとするならば、博物  
 館と言うより産業見本市の陳列場により近い  
 ものではなかろうか。

#### c. 今日の博物館に与えた影響

物産陳列館は、今日の博物館への流れにお  
 いては、アウトサイダーとしての位置付けが  
 なされるであろう。しかしながら、物産陳列  
 館が何ら影響を及ぼしていないとも思われ  
 ない。すなわち、“もの”を取り扱う施設が我  
 が國の至る所に設置されたという点において、  
 物産陳列館の果たした役割は大きいのではな  
 かりょうか。勧業的であったが故に、物産陳列  
 館は地方に好んで受け入れられたのである。そ  
 のため、勧業的目的で設置され、取り扱うも  
 のが産物品であったとしても、ひとつのものを  
 “もの”として認識し、陳列＝展示しよう  
 とする考え方が、地方に芽生えたと考えられ  
 るのではなかろうか。千葉県の場合において  
 も千葉館の項で述べたように、「物ヲ物置ニ  
 入レルヤウナ考ヘデ入ルレバ幾ラデモ詰ルノ  
 デゴザイマス併シナガラ物ヲ陳列シテ人ヲシ  
 テ目ヲ惹クヤウニスレバ矢張り夫々工夫ヲ以  
 ツテヤラナケレバナラヌモノデ徒ラニ垂ネル  
 ト云フ意味デナイ」と県当事者が述べており、  
 ものを並べるだけではなく“もの”として見  
 せることを認識している。この姿勢が、あく  
 まで勧業的立場に立ったものであることは言  
 うまでもないが、ひとつのものに対し人の興  
 味をひき、解説・図書などで理解させよう  
 とした施設が地方に普及したことは、今日に与

## 物産陳列館の一事例

えた最大の成果であったように思われる。だが、この地方における博物館発達における影響力は、今後各地の物産陳列館の研究報告がなされなければならない。今は、ただ推測の域にとどまり、各地の研究の成果に期待したい。

なお本稿執筆にあたり、國學院大學加藤有次教授には数々の貴重な御教導を賜わり、また成田山靈光館小倉博氏には写真の借用並びに掲載を御快諾いただいた。ここに木筆ながら深く感謝の意を表します。

註1) 権名伯直：「学誌『物産陳列館』に就いて」

博物館研究、Vol. 14 NO. 6, 1979

註2) 千葉県議会史編さん委員会：「千葉県議会史」  
千葉県議会発行の第2巻第4章第7節「勸業の問題」

これ以下、県議会関係は上記より引用。

ここは、明治34年度経常部一読会（12月11日）

註3) 前掲註2) 明治34年度臨時部一読会（12月18日）

註4) 前掲註2) 明治35年度経常部一読会（12月6日）

註5) 前掲註2) 明治36年度臨時部一読会（12月12日）、二読会・三読会（12月19日）

註6) 前掲註5) の20番委員の発言による。

註7) 前掲註5) の29番委員の発言による。

註8) 前掲註2) 明治37年度経常部

註9) 前掲註2) 明治38年度経常部二読会・三読会（12月7日）

註10) 前掲註5)

註11) 「千葉県議会史」では明治42年度のこととなっているが、新聞記事からも明らかに41年度の誤りである。

註12) 前掲註2) 明治42年度経常部一読会（12月1日）

註13) 前掲註2) 明治42年度臨時部勸業補助予算

註14) 前掲註13)

註15) 町立千葉県物産館編、成田町発行、8p。  
（『町立千葉県物産館細則』ならびに『成田町手数料条例』を含む）成田区書館蔵。

註16) 大野政治：「成田山靈光館の建物について—その歴史的経過—」成田山靈光館報「なりた」\_\_  
Vol. 8, No. 2, 1979.

註17) 前掲註16)

註18) 教育博物館規則前文；教育博物館年報、「文部省第5年報」

(1) 1981年1月8日受付

(2) 千葉県立美術館学芸員

# 金沢博物館の展開

## —初期地域博物館の動向—

### The history of Kanazawa museum

#### —The development of the local museum in the early stage—

四 柳 嘉 章

Kashyō Yotsuyanagi

#### 1. はじめに

#### 2. 金沢博物館設立への動き

#### 1. はじめに

日本人が初めて、欧米の博物館にふれたのは、19世紀中・後半のことである。当時の博物館は、日本の大名や社寺の宝物的所有とは異なり、個人的収集から脱して広く公共教育機関としての機能を持ったものであった。しかし、幕府や諸藩派遣の一行の中で、その本質的機能を理解した者はごく一部で、多くは産業的・科学水準の粋を集めた博覧会に、おおいに感銘を受けて帰国している。

そして、近代国家建設をめざして「富国強兵・殖産興業」を一大スローガンとした明治政府は、その目的達成のために、博覧会方式を導入しようとした。この傾向は全国に波及し、各地で物産会や博覧会が開催され、やがて常設の勸業的博物館が誕生した。その嚆矢が大阪博物館と金沢博物館である。本稿では金沢博物館をとりあげ、初期地域博物館の動向を追ってみることにした。維新後、いわゆる中央に対し、「北辺の地」では、どのような活動が行われていたのだろうか。

なお、初期地域博物館をとりあげる場合、欧米の教育的博物館思想や日本（中央）における導入と展開（変質）を論じた後、地域的な動向にふれるべきであろうが、そうすべき紙面の余裕もない。これについては諸先学や筆者も紹介したことがあるので、参照していた

#### 3. 金沢博物館の展開

#### 4. 小結

だければ幸いである。

#### 2. 金沢博物館設立への動き

1871（明治4）年の廃藩置県によって、維新時の態度が「あいまい藩」といわれた旧加賀藩は、金沢県と大聖寺県、それに能登と越中射水郡をあわせた七尾県に分轄された。そして、金沢県の県庁は、百万石の中心城下金沢から、ひなびた石川郡美里町に移転した石川郡にちなんで、石川県と改称した。この思いきった移転の理由は、新政府に不満をいだく不平等士族が多かった金沢をさげるといふ、金沢県大参事内田政風（旧薩摩藩士）の政治的配慮からであった。

県庁移転によって、伝統をほこる金沢の中核的機能は、ことのほか大きな打撃を受けた。町は火の消えたようにさびしくなり、人心も動揺し、士族屋敷はこわされて田畑となった。他府県へ流出する者も多く、人口は急減したといわれる。

このショックから立ちなおるには、太平洋側に比し、地理的、工業的立地条件の悪い金沢にしてみれば、旧藩以来の伝統を持つ工芸の奨励が急務と考えられた。このための手段として、第1回展覧会が金沢の豪商中屋彦十郎等によって、1872（明治5）年9月16日～10月11日まで、金沢・兼六園内の巽新殿にお

いて開催された。しかし、約1ヵ月にわたる  
 展示会も、美術工芸品や書道逸遊を主とした  
 ものばかりで、前代の物産会と、なんら変わ  
 りなかった。このため目的とする産業の奨励  
 には役立たず失敗に終わっている。

1873（明治6）年、美川町は、とうてい泉  
 の中心地とはなりえず、1月に石川県庁は再  
 び金沢に復帰した。ようやく金沢の人心も落  
 ちつきをとりもどし、オーストリアでの皇帝  
 フランツ・ヨーゼフ1世の治世25年を記念す  
 る、万国博覧会にも出品している。

なお同年11月、中央では内務省が設置され、  
 博物館は一審察である勸業寮の所管となっ  
 た。文部省からの移管理山については、は  
 っきりしないが、ウイーン万国博覧会での成  
 果をふまえて、殖産政策を実施しようとする  
 あらわれではなかったかという。

1874（明治7）年には、石川郡粟崎の豪商  
 木谷藤十郎等の組織する博覧会社によって、  
 第2回博覧会が開催された。会場は前回と同  
 じ巽新殿で、会期は6月1日～30日であった。  
 会の主導者木谷は、初代以来屋号を「木屋」  
 と称し、代々藤右衛門を襲名、海運を業とした  
 北国の豪商の末裔である。維新期の当主は十  
 代目で、改名して木谷藤十郎を名乗った。こ  
 のころは海運業と決別し、金沢為替会社の設  
 立や第十二国立銀行への投資に参加している。  
 木谷が博覧会及び金沢博物館設立に加わっ  
 ているのもこうした経済的背景による。

さて、第2回博覧会には内務省から、名古屋  
 城天守閣の金鯨の出品もあるなど人気を博  
 し、のべ72,635人の参観者を集めた。こうした  
 内務省の援助は、内務卿大久保利通の「大  
 凡国ノ強弱ハ人民ノ貧富ニ由リ、人民貧富ハ  
 物産ノ多寡ニ係ル…」という主旨の『殖産興  
 業に関する建議書』が出された直後でもあり、  
 政府の殖産興業に対する熱意の現れとみてよ  
 いだろう。しかし、あまりにも諸経費が重み  
 前途多難を思わせるものがあつたので、木谷  
 等は同年8月に石川県令内田政風にあつて次

のような建議書を提出した。

「石川県下木谷藤十郎等各県結合シテ  
 博覧会ヲ盛大ニスルノ建議

頓首再拝謹ヲ県合公開下ニ上書ス今ヤ海外  
 各国ト交際シ内外ノ貿易ヲ盛ニシ以テ利用厚  
 生ヲ謀ラル然ルニ内国ノ物産未タ多カラス工  
 芸未タ精シカラス故ニ其貿易ヲ盛ニセント欲  
 スルトモ輸出入相償ハス却テ内国ノ疲弊ヲ醸  
 成スルニ似タリ開ク近日各開港大ニ衰微シテ  
 昔日の景況ニ非サルナリ豈慨嘆ノ至ナラス  
 ヤ故ニ其物産ヲ開キ工芸ヲ興スノ急務タル官  
 巳ニ知ル所ニシテ即チ工部省及勸業寮ヲ置カ  
 レ人民ヲ誘導シ又博物館ヲ開テ人智ヲ開達セ  
 シメ物産工芸ヲ盛ニセント欲ス蓋シ工部省勸  
 業寮ハ其実ヲ行フモノ博物館ハ人心ヲ感化シ  
 テ發明セシムルモノナリ寔ニ博物館ノ人智ヲ  
 開達スルニ益アル喋々ヲ俟タザル所ナリ然ル  
 ニ其博物館タル僅ニ東京ニ置カレテ辺陲ノ人  
 民多クハ未タ之ヲ親臨セス甚シキハ其博物館  
 ノ何タルヲ解セス又博物館ノ有無ヲ知ラス是  
 辺陲人民ノ未開ニ山ルト雖モ抑亦不幸ト云ハ  
 サル可シヤ然モ各地方其人民ヲ不幸ニ置クヘ  
 キニアラス唯ニ不幸ノミナラス人智開ケサレ  
 ハ国家ノ盛衰ニ関ス各地方大ニ博覧会ヲ開ク  
 ノ措置ナカル可ラス生等此ニ見アリ本年許可  
 ヲ得テ博物館ヲ石川県下金沢ニ開ク然モ北辺  
 ノ地其陳列スルモノ多クハ旧古ノ物ニテ新發  
 明ニ乏シク人智ノ開達進歩ニ益アル甚タ稀少  
 ト云ヘシ且各県亦此挙ナキニ非ス然レトモ其  
 列品亦本県ニ相異ナルナシ豈遺憾ト謂ハサル  
 ヘケンヤ而メ其会費モ亦莫大ナリ故ニ各県互  
 ニ同心協力シテ物品ヲ陳列スルニアラサレハ  
 永統ノ道立タサルヘシ因ヲ今後六十餘県ヲ幾  
 分ニ部分シテ發会ノ年月日ヲ定メ譬ヘハ甲県ハ  
 何年何月乙県ハ何年何月迄發会而テ其物品ヲ  
 互ニ運送シ其運賃雜費ハ其物品ノ元県ニ於テ  
 弁償スルノ法ヲ設ケ互ニ競立シテ此会ノ永統  
 ヲ謀ラハ国家萬分ノ一ニモ裨益アランカ閣下

## 金沢博物館の展開

若生等ノ意ヲ採ルアラハ幸ニ今般各地方長官会同ノ期ニ際ス宜シク高議ヲ尽サセラレシコトヲ昇テ頓首再拜

明治七年八月

武村所平

(中略)

木谷藤十郎

木谷等の建議は、士族がなぜ維新のバスに乗りおくれたのかを反省せず、いたずらに薩長に対する反感ないしは逆に迎合<sup>116</sup>という形でしか行動できなかったのに対して、「北辺ノ地」の地域的経済的ハンディを自覚し、それから如何にして脱しようかとする加賀商人の意気の程がみられる。単に勸業博物館のローカル版ときめつけるわけにはいかない。博覧会の中央偏重を説き、各県協力のもとに永続的な地方博覧会開催を提唱したことも留意してよいだろう。博物館は「人心ヲ感化シテ發明セシムルモノナリ意ニ博物館ノ人智ヲ開達スルニ益アル」ものどちゃんと把握しているのである。

1875（明治8）年には第4回京都博覧会が開かれ、木谷等は強く刺激を受けた。しかし、県内においては再度博覧会を開催する動きは弱かった。博覧会の計画は、人気・景気・天気の三気が要求され、開催に当っては極度の能率主義と種々の努力が必要とされる。また時宜に適したものでなければならず、単に品物を持ち寄れば開催できるというものではないのである<sup>117</sup>。

そこで、趣向を転じ、博覧会は博物館を拡張するという本旨<sup>118</sup>に基づいて、常設博物館設立の建議を提出した。これに対して桐山樞令も賛意を示し、兼六園内の施設を基礎として、1876（明治9）年4月に「金沢博物館」開設のはこびとなった。

### 3. 金沢博物館の展開

1875（明治8）年1月官民共立の博覧会社

が設けられ、兼六園内の巽新殿と旧鋳山教師フォン・ディケン<sup>119</sup>の居館が、博物館施設に充当された。そして、翌明治9年3月に「金沢博物館」（太政官第20号）が設立され、4月1日開館式が挙行された。

開館に際しては、木戸孝允の「仰觀俯察」の額を揚げ、桐山樞令も殖産興業の源泉となるよう期待を寄せたという。展示品は京都府始め他県より多数集まり、宮内省からも、萬ノ細路御文台等一組、女官礼服、千鳥香炉等の出品があった。大会は4月10日～20日まで開かれ、のべ54,029人が入館した。これ以後、「業社会は活気を生じ、製品は必ず出品のうえ品評を受けるようになったといわれる。更に9月県下富山で展示会、10月に小会を開催している。

なお、この年は、フィラデルフィアでアメリカ独立百年記念万国博覧会が開催され（テーマは「鋳工業と教育」）、石川県からも陶器、漆器、金工部門等が出品した。この出品収集にあたって政府は次の方針を定めた。

「博覧会は知識を広め、見聞を深くするものではあるが、その要点は工業技術を改良し、自然人工の両者の産出を増加させることである。万国博では五大州各国の生産物を一場のもとに見て、その精粗、使不便を比較することができる。そこで博覧会の報告は、つとめてこの意味によってよく調査し、その結果を自由に論じ述べ、すべての生産を盛んにし、やがて先進諸国と肩をならべるようにつとめねばならぬ。ただ外国のすぐれたものに眼を奮われ、その優秀さを説くだけに終っては、表面的な参加としかいえず、実用に何のプラスもない。これは博覧会の本旨<sup>120</sup>にそむくものといわねばならぬ」（原文・文語）。

こうした方針は、もはや初期の総合教育的博覧会の面影はみられず、まさに勸業第一主義がつらぬかれていたといえよう。国をあげての殖産興業政策は、「北辺ノ地」の隅々にまで浸透しはじめていた。

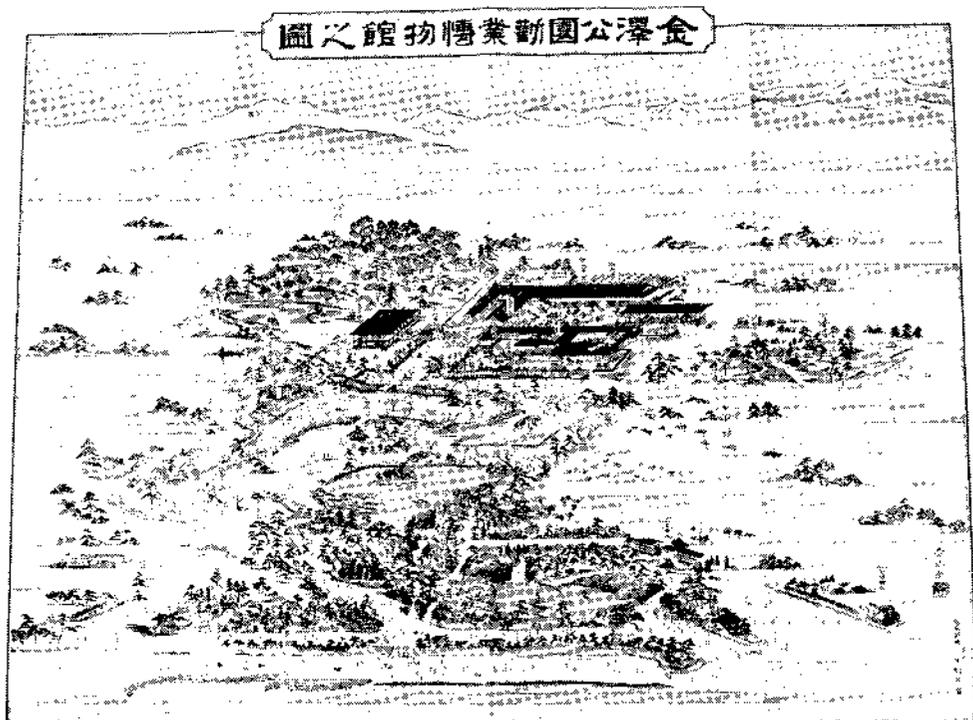


写真1 金沢公園勤業博物館之図（明治24年2月23日出版、東京右隣堂 石川県立郷土資料館蔵）

1877（明治10）年は、西南の役領庄後の東京で、第一回内国勤業博覧会が開催された。石川県ではこれに先だって、6月30日～7月8日まで小会を開いて物品を収集した。出品は草類、漆器、陶器、金銀銅鉄器、玉石、竹木細工、机卓、小箱類、織物等で、入観者は11,528人であった。第1回内国勤業博覧会は、明治政府にとって意義深いものであるが、本稿の主旨ではないので省く。同年県下福井でも博覧会を開いている。なお、4月～10月まで毎月、土・日曜日と祭日常会（平常展）を開くことになった。

1878（明治11）年4月に初めて第1臨時会、10月第2臨時会、4月～10月間に常会を開催。おりしも明治天皇行幸があり11月、博物館列品所も拡張して天覧に供した。この機会に県下の実業大学も催された。なお、同年6月、金沢博物館は、実質勤業を主たる業務とするものであったため、「金沢勤業博物館」と改称

されている。天皇巡幸を前に意図的に改称したのであろうか。ただ、勤業を積極的に推進した大久保利通が、石川県人島田一郎・長連豪等によって暗殺された（紀尾井坂事件）翌月に、金沢博物館は「勤業」を冠して呼ばれることになったわけで、なんとも皮肉な話である。

改称と同時に新たに博物館概則を定めた。それによれば、常会は4月～10月の16日～20日まで開催。その都度臨時会が開かれている。開館時間は午前9時～午後4時、入館料は平日2銭、日曜日は5銭であった。ちなみに内国勤業博覧会の入場料は、平日券7銭、土曜日通券3銭、日曜日通券は15銭である。また、三種の通鑑（特別通鑑—該館ニ功勞アル者、不断通鑑—物品を寄付スル者、定季通鑑—六ヶ月以上出品スル者）を発行して、平常閉館の日でも自由に縦覧できるよう便宜をはかっている。

1878年当時の金沢勤業博物館の規模は、東

本館、西本館、甲部集産館、乙部集産館、機械館の5館より構成されていた。更に鉱物、製鉱物、農産物、教育用品の4小区に区分され、甲部集産館はその物品所産の管内各大区によって大別され、1大区中に部類を分けた。乙部集産館は出品人名によって各地域を定めている。各館の内容は次の通りである。

「第一項 東西本館ハ古今ノ沿革ヲ示シ或ハ将来ノ模範トスヘキ古物其他内外国名産奇物ノ非売品ヲ陳列シ其精粗工拙ヲ示シ其新製ニ係ルモノハ之ヲ見本トシテ広ク注文ヲ招ントスルモノナリ

第二項 甲部集産館ハ管内著名物産ノ見本品ヲ陣列シ其優劣ヲ表シ或ハ歴観ノ感覺ヲ衆客ニ望ミ或ハ啓蒙ノ誨説ヲ識者ニ需メ広ク世トシテ時好ヲ察シ売路ヲ招クモノナリ故ニ見本ト雖現場ニ之ヲ購求スル人アレハ其手續ヲ経テ之ヲ売却スルモノアリ尤非売品ハ之ヲ揚棄セリ

第三項 乙部集産館ハ内外古今ノ別ナク現場ニ売却スルモノヲ陳列ス

第四項 機械館ハ蒸気カ牛馬カ或ハ水力風力ニ因テ運転ヲボスモノ其他渾テ機械ノ組立ニ因テ働キヲ起スモノハ其製作内外古今ノ別ナク之ヲ陳列シ其売非ハ前項ニ同シ」

1879（明治12）年は第3臨時会（6月1日～21日）、第4臨時会（9月24日～10月4日）が開催されている。同年博物館内に図書室が設けられ（県立図書館の前身）、陶工、金工、漆工等の参考資料が収集された。

1880（明治13）年は、前半の画期といつてよい。常会を3月～11月と2ヵ月延長したが、日曜日のみ開館とした。第5臨時会（4月20日～5月10日）開催。7月に金沢博物館は念願の県立となり、「石川県勸業博物館」と改称された（6月に石川県勸業試験場と富山、福井分場廃止）。同時に図書室内に工商の人々のために夜学室を設け（午後10時まで）、利用の便宜をはかっている。8月に館内に蓮池会設置。以後工芸・殖産のためとはいえ、

博物館を活動の場とした、「本館公会ノ外之ニ属スル所ノモノ」として、蓮池会・絵画会、農会、工芸会等各種の会がつくられていることに留意したい。

1881（明治14）年には東京・上野公園で、内務、大蔵両省共催による、第2回内国勸業博覧会が開催された。会期は3月1日～6月30日で、入場者は82万人であったという。石川県でも水産会を創立、各府県の委員を招いて水産の改善発達に援助を乞うたり、福井県と連合して金沢に米穀共進会を開く等して、その成果を内国博覧会に出品した。博覧会開催中県内では第6臨時会（6月6日～8日）を開いている。

1882（明治15）年、石川県議会は、博物館積金の利子を積立てることによって、10年後には地方税の補助なしで、諸経費を償いできる方法を決している。更に成巽閣に会場を設け、これを講堂とした。また、館内の陳列を変更し、とくに図書室は県庁蔵書（四代藩主綱紀以来の蒐集本）に、県内蔵書家の出品を主としたもので、書籍を図画に二分し閲覧の便をはかった。5月1日～20日まで第7臨時会が開かれた。これには第2回内国勸業博覧会で講入した農工商参考品と社寺の古画、診器計60,000点程が出品され、入館者はのべ51,000人であった。富山でも博覧会が開催された。

1883（明治16）年は、石川県で博覧会を開くこと7回、開館10年日にあたることから、10年記念開館（5月1日～31日）が催された。県内の産物のほか各府県のものあわせて116,014点余が展示され、のべ120,144人（1日平均3,876）人の多くが入館した。開館記念告辞として、石川県令岩村高俊は博物館の意義について、次のように述べている。凡長だが引用したい。

#### 十年記念開館告辞

本館創立爾来一紀ニ造ヒ臨時開館十年間得ル所農工ノ成跡ヲ比較シ其得失ヲ将来ニ究盡セントスルニ當リ我十三郡区及京摂其他ノ諸子争フテ出品スルモノ其数々千万種ニ至ル之

ヲ十年前技能ニ比シ其優劣如何ハ未タ知ル可カラスト雖モ出品各主ノ常ニ能ク業事ニ精勵シ其躬ヲ愛シテ以テ国家ニ及ホシ名声ヲ海外ニ博セント欲スルノ至心ニ非サルヨリハ安ソ能ク多キヲ致ス斯ノ如キヲ得ンヤ大凡ソ博物館ノ要タル自カニ藉リテ人ヲ教ヘ其心思ヲ感発セシムルノ捷徑便法ニシテ之ニ從テ以テ物産ヲ繁殖シ富国強兵ノ甚ヒヲ建ツ可シ故ニ該館ノ盛否ヲ視ンハ其國ノ弱強物産ノ興廢ヲ知スルニ足今英國ニ就テ之ヲ證セン今ヲ距ル四十五年ニ在テハ唯一個芸術学校ノ設ケアルノミ此時ニ當テ英ノ富強必ス日今ノ如クナラス其後十二三年ノ間ハ僅ニ二十一箇ノ支館ヲ造ルニ過キサリシカ偶マ万国博覧会ノ挙アルニ際シ其人民始テ自國芸術ノ他邦ニ送ハサル遠キヲ目撃シ一人博物館ヲ創立シ暇日視察ノ用ヲ縱ニシ競進激勵又十二三年ヲ経テ意ニ國中三千有余ノ支館ヲ興造ス茲ニ於テカ芸術大ニ進ミ英國所造ノ物品忽チ他邦ニ超絶スルニ至ル此ニ由テ之ヲ觀レハ英國日今ノ富強ハ博物館奨励ノ力ニ因ルト稱スルモ亦敢テ誣ヒサル所トス我國物産ノ富他邦ニ劣ラス中ニ就テ陶銅漆器ハ本県ノ名産數百年來製出スル所而メ其技術ヲ察スルニ今猶因循進マズ動モスレバ退較ノ色アルカ如シ是レ其故何ソヤ本邦農工ノ事業概子之ヲ旧聞ニ取り一機軸ヲ出シテ前進スルモノ尠ナク現ニ本館ノ設ケアリテ内外各種ノ所産ヲ展列シ古今得難キノ書図ヲ蒐陳スルモ比較參考其用ニ供スルモノ稀ナリ畢竟力ヲ賦目ノ学ニ用フルノ利アルヲ知ラス競争激勵ノ氣象乏シキニ山ル切ニ望ム諸子等苟モ小成ニ安ンセス其着日ヲ大ニシ期スルニ歲月ヲ以テシ勇猛奮起各其業ニ從事セハ何事カ成就セザランヤ我國博物館ノ結構則チ英國ニ取ル其成果モ亦必ス茲ニ稱ハサル可ラス本館ハ是レ地方一部ノ支館十年ノ前ハ僅カ一館ノミアリシモ今ヤ増シテ五館一室トナル其之ヲ維持スルノ途ハ前田家両本願寺ノ醜金及ヒ木谷藤十郎其他七十八名ノ有志者県下人民ニ代リ経堂播種スル所ニ起因シ數年ノ後ニ至レハ

地方税ノ補助ヲ仰カス播種醜金ノ利子用テ全ク之ニ充ルニ足ル其県下農工商者ヲ益スルノ効実ニ大ナリト謂フヘシ今ヨリ十年第二紀ノ考程ニ至リ本館ノ盛衰隆待スルト主管者ノ面目及ヒ有志經營者ヲシテ満足セシムルト否トハ現業諸子ノ勉力奈何ニ在ルノミ諸子一部支館ノ殿最ヲ以テ足レリトセス延テ全国ノ比較ニ及ホシ竟ニ世界万国ト美ヲ争ヒ本館ノ好果ヲ結ハシメント是レ高俊ノ大ニ諸子ヲ望ム所ナリ慈ニ開場式ヲ挙ルニ當リ聊カ其意ヲ告テ以テ俟ツ

明治十六年五月一日

石川県令從五位勲四等 岩村高俊

岩村県令の告示は、多少請売りの的な所もあるが、当時の博物館の状況と認識を端的に表現している。当時の博物館は、臨時会をのぞいてはあまり利用されていなかったとみえて陶・銅・漆器等の産業や農業は後退ぎみにもかかわらず、展示資料をその発展のために利用する者は少い。それは、石川県人が競争によって、お互にふるいたたせる気性に欠けているからだと言及する。

岩村の指摘は今日でも通用する正鵠をえた視点である。東京生れのNHKアナウンサー・石平光男氏が先ごろ出した、『新・金沢という町』というエッセイ集に、次のようなくだりがある。「金沢の人は学問や教育を一見大事にするように見えて、実際は、学者や文化人の言うことをあまり聞いてくれないという不満を聞きます。一応、尊重するというポーズはとるのですが「聞きおく」ことにとどめられ、現実の行動にはいっこうに反映される様子がないという話をよく聞くのです。

これでは、学問や教育がなんのために存在するのか、まるで意味がないことになります……。』。岩村から100年近くたったわけだが、底流においては、一脈通ずるものがあるようだ。なんら今日においてもその保守的な気風は変わっていない気がする。昔はなお更であったろう。それ故、岩村は博物館の意義

## 金沢博物館の展開

を英国の例をとりあげて、しつこい程に説いている。

察するに「一大博物館」とは、第1回万国博覧会ののち、1853年に設立された国立中央博物館（科学と美術工芸部門が中心）をさすものと思われる。しかし、英国がめざしたものは、あくまで「大衆教育」のための教育博物館であった。日本では途中からそうした本来の目的が削除され、大久保利通指導による殖産興業のための施設になっていった。それ故、岩村が博物館の特質を、「博物館ノ要タル自力ニ藉リテ人ヲ教ヘ真心思ヲ感発セシムル」<sup>1</sup>「之ニ從テ物産ヲ繁殖シ富国强兵ノ基ヲ建ツツ可シ」<sup>2</sup>「該館ノ盛否ヲ視シハ其国ノ弱強物産、興廢ヲモ知スルニ足ル」と述べたことは当然であろう。むしろ、目的は勸業であるが博物館の重要な機能の一つを的確にとらえ、その存在を国や県勢の重大事と考えていたことこそ、今日の「利用しにくい、されない自閉的博物館」認識よりはるかに進取的といえよう。

なお、記念開館に際しては、県出身の工務局准委任御用掛高峰謙吉（農業化学）・農務局一等属後藤達三（畜産）・博物局共議人若井兼三郎（陶銅漆器）等が派遣され、出品者に対して助言したり、県内各地を巡回指導している。

さて、石川県勸業博物館も開設10年目をむかえて、その規模も5館1室1堂となり、動・植物園も設けられ、列品総数も113,577点を数えるようになった。陳列の部も3回の変更を行っている。次にその分類と内容を掲げよう。

### 列品部

動物部 該部ノ列品ハ今日ニ至リ稍ク七百六十二品ヲ備フ其内多クハ官省各府県ヨリ買得シタルモノ及ヒ内国水産博覧会ニ際シ寄付シタルモノニシテ本年ニ至リ纔ニ其順序整頓ヲ得タリ又本年動物園ヲ設ク

植物部 該館備品ノ植物腊葉ノ如キハ内外ノ植物ノ殆ト四千余アリ又本年植物園ヲ設ケ各種ノ植物ヲ天然科目ニヨリ栽培スルニ

着手セリ此部ノ品数惣計五千八百九十品アリ  
鉱物部 該部ノ列品惣計三千八百余其内二千三百余ハ外国産ニシテ田藩主ノ外国學士ニ命シ數万金ヲ以テ蒐集セル所ニシテ金石各種ノ見本殆ト漏ル、ナク金石學ヲ修スル者ニ於テハ殊ニ貴重ノ票本ナリ其他内国金石票本千四百五十余种程アリ

農業山林部 列品五千二百三十一品内国ノ農業及ヒ樹林上ノ物産并ニ近來改良セル農具ナリ  
工芸部 県下産出ノ陶銅漆器改良ノ参考品其他百工芸術上ニ関スル諸物品惣數七千二百二品ニシテ県下十年間工芸諸術ノ進歩セルニハ此部ニ陳列セル物品ニヨル多シ

教育部 文部省及ヒ教育博物館製品并ニ府其他県下各学校ノ出品ニシテ教育上ノ物品四百二十六品ヲ備ヘリ

古器物部 銅陶漆器描金并彫刻其他ノ物品及ヒ軍器等專ラ我國史伝上ニ関シ歴代ノ風俗ヲ示シ芸術上古來ノ沿革ヲ見ルヘキ物品并其芸術沿革ニ関係アル海外諸國ノ古物ヲ備ヘ其數二百六十六品アリ是有志者ノ出品及ヒ年々買得シタル者トス

機械部 百工機械及ヒ道路建築等ノ雛形其數百五十品アリ

図書部 該部ノ列品其數凡九万卷ニシテ類別左ノ如シ 倭漢古書類、倭古繪書卷類、魚鳥花卉等図書類、古器物図類、古器物図模様器物模様類、古模様類、古器物等石版摺類、写真類、図籍類、漢籍類、訳書類、洋書類、其他新誌ノ類多シ

### 陳列之部

初西洋館即東本館ニハ天産人造ヲ問ハス惣テ各府県産出ノ物品ヲ羅列シ其周圍ニ内外国金石見本ヲ列ス日本建物ノ内ヲ四区シーヲ甲部集産館トシ管下所産ノ諸物品ヲ雜陳シ次ヲ西本館トシ古器物ヲ列シ次ヲ機械館トシ機械農具建築雛形等ヲ置キ而メ其次乙部集産館ハ臨時開館ニ際シ諸商肆店ヲ列スルノ場トス其後一二ヲ改正セリ明治十五年更ニ之ヲ一變シ東本館ニハ府県ノ工芸品ヲ列シ其他四館ニ列スル

## 金沢博物館の展開

所ハ第一県下工芸品第二各府県売品第三教育  
品第四農業山林ノ産品第五動物第六鉱物第七  
八古物第九機械彫形農具トス明治十六年更ニ  
左ノ通りニ改正ス

第一区	東本館	内外所産ノ陶銅漆器描金類 (是レハ本県特有産タル 陶銅漆器描金工業上ノ参考 トシテ特ニ一區ヲ為シ陳列 スルナリ)
第二区	全 上	繭糸織物玻璃彫刻物其他 雜貨類
第三区		各地産売品
第四部		教育部
第五区		金石地質并内外地質標本
第六区		動物部 哺乳類鳥類爬虫類 魚類多節類柔軟類多肢類
第七区		農林部
第八区		山林部木竹材標本
第九区		農漁山林上ノ器具
第十区		植物園
第十一区		古器物品部 陶銅漆器武具
第十二区		古器物品類 祭器雜器
第十三区		講堂
第十四区		百工機械珍道路彫形
第十五区		図書寮

以上の分類は、学史上参考となるものであり、長く引用したが、学校教育を主とした「教育部」に興味がひかれる。だが、それは初期の教育的博物館思想が、そこに生かされたわけではなかった。学制実施後、小学校等の設置は政府や県の思い通りには進行せず、そのための普及手段であった。すなわち、1879（明治12）年の「教育令」実施によって、学校財政が町村負担となり、一挙に学況の衰退をまねいた。1882（明治15）年の「石川県学事通則」の実施によって、ようやく小学校生徒の就学率も55.5%となり回復のきざしをみせたが、まだまだ一般の教育意識は低かった。<sup>210</sup>文部省から勸業博物館に学事用品の出品をみていることは、新国家建設のために学

校教育の普及を急務とする行政当局の施策にすぎないのである。

1884（明治17）年には第九臨時会が開かれ県内外から1,782種の出品があった。売店の数46軒、入館者は14,662人で、出品の売価236円20銭、売店の売価1,082円35銭であった。年間入館者14,084人、図書寮の利用者は1,025人。

1885（明治18）年の利用者は前年と同じであるが、臨時会は未開催である。県外出品については、4月に大阪府の府県五品（繭糸織物陶漆器）共進会に参加し、陶磁器や漆器は極めて高い評価を受けている。また9月、新潟県での四県連合米麦菜種麻共進会に554点を出品し、246人が受賞した。

1886（明治19）年から、旅行者のために従来の日曜日みの開館を改め、3月～10月の木曜日をのぞく毎日開館することになった。このため入館者は、いっききに75,201人となった。4月から5月にかけて臨時会が開かれ毎日1,000人～2,000人が入館している。面白いのは、金沢区広坂通りの古本活版所が、毎日の記事（日々記）を印刷し、チラシとして一般に配布していることである。それには納富金次郎（東京・漆陶芸）による列品解説や鑑賞上の注意、入館者数等が詳細に書かれており、当時の生の鼓動が今に伝わってくるようである。5月3日の紙面には次のような「博覧会十徳」の項がある。当時の意識が窺えて面白い。

### 博覧会十徳

- 一 天下の所産を一場に聚致する一なり
- 一 内国の人民博覧会の挙あるを聞き皆奮然興起し名譽を博し高利を獲んとして其技術を改良する二なり
- 一 其開場するに及んで内国の人未だ会て見知せざるの物品と其利用とを檢閲会識するを得る三なり
- 一 内外の物品を比較し互に其得失良否を察し諸職をして準式する所ありて短を捨て長を

取り川を変して新に換へ陋を去美に就き激  
 勵競進して止まず其術を琢磨し其製を練熟  
 し以て国家の利源に資益する四なり

一我国欠く所にして今日必要のもの機械の術  
 を以て最とす而して外人の此会に列品する  
 者必ず器械を多とすへし是に由て機械の術  
 頼に開くの機を得へき五なり

一外国人をして我国の所産を見て或は交換し  
 或は購買し或は他日に需囑し又互に情報を  
 将来に通じ各其利便を謀る六なり

一内国の進歩をして輸出の額を増す七なり  
 一此会に湊集する物品中適當なる者を選び以  
 て博物館及支館の列品に充つ八なり

一各国土壤の肥瘠物産の異同多寡を知るべき  
 九なり

一其風俗の美悪を察し開化の優劣を觀る可き  
 なり

此の十者は博覧会の実益なり

1887(明治20)年は各種の試みを展開した  
 年である。まず、4月から毎月2日、22日の  
 午後6時から、博物館講話会(今日の博物館  
 講座)が開かれることになった。内容は工芸  
 家を対象として、美術上の講話のほか有職故  
 実にもまでおよんでいる。

館内のディスプレイでは、県内外の物産や  
 人員の統計表、海外諸国と比較した農工商の  
 進歩表を作成している。また館内の1室をさ  
 いて、農工商山林水産関係の書籍が閲覧でき  
 るよう便宜をはかった(従来は図書室は、美  
 術工芸本が主であった)。

1888(明治21)年は陳列法を一変して、硝  
 子棚を増設する一方、とじまりを嚴重にして  
 看護人の数をへらしている。所蔵資料につい  
 ても、福井県物産陳列場、愛知県陶器館と交  
 換を行った。5月には進連会員新古美術会が  
 開催された。同会には宮内省博物館や前川家  
 からも出品があり、閉会後は本館に陳列して  
 一般に公開している。この年の平日(常会)  
 入館者数はわずか4,568人で、うち20%は小学  
 生である。ちなみに、例年の天長節(11月3

日)のみの「無通券」(無料)での入館者は、  
 10,321人であった。

1889(明治22)年は、翌年の第3回内国勸  
 業博覧会にむけての美術奨励として、絵画講  
 究会員青年絵画品評会が開催された(4月20  
 日~5月26日)。会中、美術に関する談話会や  
 講演会を実施している。また、帝国博物館や  
 府県出品の古画粉本(28種)、古画(355種)、  
 新画(539)、古器物(273種)、新製工芸品(898  
 種)等をあわせて展示するという多彩な方法  
 を講じている。更に図書室でも第3回内国勸  
 業博覧会にむけて、美術の粉本(絵の下書き)  
 を購入したり、午後10時まで閉室を延長して  
 便宜をはかった。博物館所蔵の内外諸報雑誌  
 数百十種についての区別類聚目録も作成され  
 ている。入館者総数は38,956人であった。

1890(明治23)年は、第3回内国勸業博覧  
 会が開かれるために、特に図書室の利用が目  
 立った。博覧会は4月1日~7月31日まで、  
 東京・上野公園内で行われた。初めてスプレ  
 ー式電車二両が運転されたことで著名である  
 が、この年は米価の上昇や天候が悪く、イン  
 フルエンザ等が流行して、いわゆる「気の二  
 つを欠いた。それでも、総入場者は1,023,693  
 人と1日平均8,390人を数えている。石川県  
 からも5,152点を出品(出品者2,424人)した  
 が、うち受賞者は進歩賞2名、妙技賞11名、  
 有効賞58名、協賛賞5名、褒賞343名の計419  
 名であった(全受賞者は16,115名)。

1892(明治25)年は、翌年コロンブスのア  
 メリカ大陸発見400年を記念した万国博覧会が  
 シカゴで開かれることになり、そのための参  
 考資料を展示した。図書室はとくに利用者が  
 多かった。8月には進連会が美術展を開き37,200  
 人の入館者を集めた。

1893(明治26)年は、石川県勸業博物館開  
 設20周年にあたる。これを記念して、有栖川  
 大宮殿下の親筆、子爵品川弥二郎の揮毫を掲  
 げ祝賀会が開催された。「石川県勸業博物館創  
 立二十年畧記」は20年の歩みを回顧し、博物

館の意義について論じているが長文なので略する。略記編纂の意図は、「現業の上に、いかに学問の理論が応用されたかを点検することにある」という勸業思想に貫かれている。だが、産業や文化の振興のために、地域の実態、特質をふまえて作用した地域博物館の実態を無視することはできない。すでに美術、農業、水産の単科博物館設立の計画があったことも留意してよいだろう。

以後の消長は、資料不足で辿ることはできず（全国的にも勸業的博物館ないし博覧会は下火となって行くようだが）、1908(明治41)年9月、32年の長きにわたる博物館活動に終止符がうたれた。博物館施設であった成巽閣（新巽殿）、図書室、倉庫は前田家に譲渡、他の主要建築物は兼六園の西北隅に移築された。そして、1909(明治42)年5月、東本館を会場として、内外工芸参考品の陳列、県下物産の紹介と販売、その他産業の調査研究・奨励改善の指導を業務とする「石川県物産陳列館」として再出発することになった（大正10年石川県商品陳列所と改称され、昭和11年に廃止されるまで続く）。図書室はいったん前田家に返されたが尊経閣文庫等の貴重書籍を有するため、県議会で図書館設置が議決され、物産陳列所の北隣に本館を新築。明治45年1月竣工開館、石川県立図書館<sup>413</sup>となり、その後本多町に移転し今日に至っている。また、博物館の建物の一部が、金沢工業学校（明治20・7）、金沢第二中学校（明治32・4）、金沢商業学校（明33）の校舎に転用されるなど石川県の産業、文化、教育に果たした意義は大きい。

#### 4. 小 結

中央における初期の博物館発達史は、諸先学によってかなり究明されている。だが地域的な研究は遅々として進まないのが現状であろう。小稿では、初期地域博物館の嚆矢といわれながら、あまりとりあげられることのな

かった金沢博物館について、地域的な特質を若干加味しながら、紙面の許す限りできるだけ年次を追って紹介してきた。規則や分類など、紹介すべきものも多いが、これらについては田嶋に譲り<sup>414</sup>たい。本文中、特にことわっていない資料は、明治16年以前は「石川県勸業博物館創立十年畧記」、それ以後は「同二十年畧記」からの引用である。重複するが以下に留意点を記し、まとめとしておきたい。

金沢博物館設立への歩みは、廃藩置県に加えて県庁移転による思わぬ大変革から、おちこんだ金沢の復興をめざすという、切実な地域的課題から出発している。それは維新後、どう動いてよいかわからない士族をしり目に、「機を見るに敏なる」豪商等を中心に進められた。彼らは博覧会やそれを拡大した博物館の機能的意義をかなり理解していたと思われ、博物館の中央偏重や各県協力の永続的な他方博覧会の開催などを提唱している。しかし、金沢の土壤にはなかなか浸透せず、明治8年によりやく金沢博物館の設立をみる。以後、地域と密着した諸活動を展開するわけだが、それは国の勸業政策と無縁ではなかった。勸業第一主義は「北辺ノ地」にまで浸透しはじめ、やがて石川県勸業博物館と改称（明治13年）、そして廃止の運命を辿る。一部門だけが石川県物産陳列所（明治42年）に継承された。勸業目的とはいえ、教育的機能を有した「博物館」の名は、明治の世とともに消え去ったのである。しかし、明治の名物として、地域産業や文化の振興に果たした意義は大きい。日本海時代といわれる今日こそ、当初の進取的気風を再認識し、新たな意味で地域博物館の存在意義を問いなおすべきではないだろうか。昭和の名物といえる博物館が、もっとあってもいいような気がしてならない。

末筆ながら、昭和41年に國學院大學博物館研究会結成以来、公私ともにご指導をいただいている、樋口清之博士、加藤有次教授に厚

## 金沢博物館の展開

く感謝申しあげる。また本稿の資料収集にあたっては、石川県立郷土資料館、石川県立図書館、金沢市立図書館のご協力をいただいた。併せてお礼申しあげる。

- 注1) 榎橋源太郎「博物館教育」(大久保利謙「本邦博物館事業史考」、『ムゼイオン』第17号) 欠島恭介「博物館発達史の概要」(『おが国の近代博物館施設発達資料の集成とその研究』明治編1) 加藤有次「近代博物館変遷史にみる教育的役割」(『國學院大學博物館學紀要 第一輯』同「博物館学序論」 四柳嘉章「博物館思想の移入と初期地方博物館の展開」(『石川県立水産高校図書館 紀要』第1号)
- 注2) 佐口 透「現代史」(『石川県の歴史』)
- 注3) 大久保前掲書
- 注4) 清水隆久「本谷吉次郎新」(その生涯と史的

背景)

- 注5) 日本博物館協会「わが国の近代博物館施設発達資料の集成とその研究」明治編1
- 注5) 下出積興「石川県の歴史」
- 注7) 山本元雄「日本博覧会史」
- 注8) 佐野常民「博物館創立ノ報告書」(吉田元邦「万国博覧会」)
- 注9) 吉田前掲書
- 注10) 石川県教育委員会「石川県教育史」第1巻
- 注11) 石川県勲業博物館臨時開館記事(明治19年4月24日～5月30日)
- 注12) 山本前掲書
- 注13) 山森青祝「勲業博物館」(『兼六園全史』)
- 注14) 四柳前掲論文
- (1) 1981年1月5日受付
- (2) 石川県立水産高等学校教諭

### 國學院大學博物館學紀要既刊本一覽

1969年 第2輯(絶版)

#### 特集・博物館と資料

博物館資料の分類例	樋口 清之
博物館資料に関する覚え書	下津谷達男
博物館資料の修理と製作	加藤 有次
信州松本旧開智学校	佐藤 玲子
〈講演会要旨〉	
イギリスにおける博物館の現況とロンドン国立博物館	
—英国ロンドン博物館長 D. B. Hardin 博士—	小山 修三
博物館学講座要綱(昭和44年度)	
國學院大學考古学資料室概要	金子 皓彦
社会教育関係在職院友名簿	

# 大分における社会教育思想の展開

The history of the idea of social education in Ōita prefecture

後藤重巳

Shigemi Gotō

- |              |         |
|--------------|---------|
| 1. はじめに      | 4. 共進会  |
| 2. 大分における実学史 | 5. おわりに |
| 3. 近代社会教育の展開 |         |

## 1. はじめに

「煙突のない県」とは、永いあいだ大分県に冠せられ続けていた不名誉な名称であった。大分県の工業生産性が極めて低かったことを表現したものである。そればかりではなく、近年まで、「博物館を持たない県」とは、大分県の代名詞でもあった。東京や関西地方にあって、政財界に活躍する郷土出身者を無上の誇りにするもの、また大分県人のかつての県民気質でもあった。出稼ぎの風土だからである。たしかにこれらとともに、かつての「大分県」の素顔の一部をのぞかせているものといえよう。

こうした大分県に、様々な面において大きな変化が見え始めたのが、昭和30年代の後半期からであった。すなわち、別府湾大分海岸を埋め立てての、大分臨海工業地帯の造成は公害問題を含めるいくつかの社会問題をはらみながらも、大分市の人口を30万台に寄せ、「煙突のある県」への脱皮運動を進めて行った。こうした工業化とともに、文化施設の建設も積極的となり、昭和41年、大分市旧府内城址に大分文化会館が建設され、更に52年9月には、大分市郊外の牧地区に県立芸術会館の出現を見、県内にはじめての県の企画による社会教育的施設の設立気運が萌芽し始めた。しかし、これらはともに展示のための施

設を持つとはいえ、所詮は会館（ホール）でしかなく、博物館施設とは、はなはだ遠い性格の施設であった。それから4年を経た本年秋、県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館が開館される運びとなり、ここに大分県は遅れ馳せながらも、他県なみの博物館施設を持つことになったのである。しかし、この歴史資料館も、県立とはいえ、その所在地は県の中心から遠く離れた県北の地たる宇佐市に、しかも宇佐・国東地方を舞台とする歴史資料を主体に収める施設であり、とても県立総合博物館としての性格を持つものではない。それにしても、これが県立施設として実現を見ることの意義には、まことに大きいものがある。

以上の如く、県内における県立規模の博物館施設は、歴史的・質的・量的にも、他県に比して著しい立ち遅れ状態にあったが、かといって、こうした施設が、それまで県内に皆無であったという訳ではない。以前から地方市町村や各地の篤志家、資料収集家などによる小規模な施設は存在していた。

以下、昭和55年度現在の、大分県内における博物館施設の存在状況を一覧すると、次の如くである。開設年代の明確でないものは、年代を除く。

○大分市	大分県立芸術会館	(昭52)
	大分市立考古民俗資料館	(昭42)
	大分市高崎山自然動物園	(昭27)

## 大分における社会教育思想の展開

- 大分市高崎山世界鳥獣館
- 大分市生態水族館
- 毛利空窓記念館 (昭38)
- 別府市 別府市立美術館 (昭25)
- 別府市立郷土資料館 (昭36)
- 杉乃井美術館 (昭43)
- 高橋蒙古館 (昭45)
- 山地獄動物園
- ラクテンチ動物園
- 別府大学附属博物館 (昭29)
- 竹田市 竹田市立郷土資料館 (昭37)
- 竹田荘画聖館
- 日田市 日田市立博物館 (昭35)
- 広瀬家収蔵庫
- 小鹿田焼資料館
- 慈眼山永興寺収蔵庫
- 臼杵市 市立臼杵民俗資料館 (昭45)
- 臼杵城美術博物館 (昭48)
- 中津市 中津城
- 福沢記念館
- 宇佐市 市立郷土資料室
- 宇佐神宮宝物陳列館
- 豊後高田市 真木大常収蔵庫
- 長安寺文化財収蔵庫 (昭49)
- 国東東郡 国東町立歴史民族資料館 (昭49)
- 安岐町歴史資料館 (昭51)
- 奈多富宝物館 (昭50)
- 下毛那郡 那馬溪風物館 (昭16)
- 南海部郡 宇目町郷土博物館 (昭27)
- 遠見郡 日出町松尾寺秘宝館 (昭46)
- 大野郡 大野町郷土資料館
- 三重町中央公民館展示室

以上に一覧した各市町村に開設されている博物館施設の創立的特色は、多くの場合、公私立の図書館が母胎となっていることである。

これらは、開設当初は、図書館内の一室をあてがわれていたものが、最近になって、独立した屋舎が設けられ、館としての体裁を整えたものが少なくない。

このことは、博物館施設が図書館施設とともに、社会教育活動の一つの大きな柱となっている面から考えて、大きな意味をもつものといえよう。

以下、この点に視点を置いて、まず大分県における博物学・実学の発展のあらましについてみることにする。

### 2. 大分における実学史

前項で述べた如く、近代大分県における博物館施設の設置状況は、極めて後進的であったか、近代以前における博物・実学的思想は皮肉にも極めて高度な展開を見ていたのである。それは大分県を代表する学者たる三浦梅圃・大藏永常・賀米飛霞などの存在によって証されよう。また明治初期の福沢諭吉の存在は、更に注目されるものである。

三浦梅圃(1723～1789)は、江戸中期の日本を代表する科学者とも称すべき存在であるが、彼は儒学と洋学とを折衷して新しい宇宙構造論いわゆる「攷理学」を展開した。彼の学理は倫理・哲学・政治・経済の各分野に及ぶが、また、天文・地理・医学の分野にも秀いで、自製の「天球儀」で天体観測を行ったりなどした。その学流は、帆足万里・広瀬淡窓などに続いて行く。

著名な『農具便利論』・『広益国産考』・『農家益』などを著した大常永蔵(1768～?)は、日田出身である。青年期以降、永常は郷里を出て諸国見聞で生涯を終えるが、彼の実学主義が後世に及ぼした影響はまことに大きいものがある。

賀米飛霞(1816～1894)は、肥前島原領の豊後飛地たる国東郡高田町の出身である。彼は幕末・明治期の本草学者として知られ、『高千穂採薬記』を始め、全国各地での薬草採集図譜を遺している。伊藤圭介と共著になる『植物図説』は世に知られるところである。

さて、これらの学者のほか「蘭僻大名」との異名で知られる薩摩藩主島津重豪の第二子として生まれ、後に豊前中津藩主に就任した奥

平昌高(1781~1859)の存在も忘れられない。いわゆる『中津辞書』と呼ばれる和蘭・蘭和辞書の刊行事業は、彼がいかに海外の新らしい文物に強い関心を示していたかを知らしめるものである。

### 3. 近代社会教育の展開

福沢諭吉(1835~1901)は、この昌高の中津藩下級足軽の子として生まれた。

周知の如く、近代教育の出発は、明治5年(1872)8月公布の、いわゆる「学制」にはじまる。この「学制」は、新しい教育理念のもとに、全国画一的な学校制度を樹立しようとしたものであった。「人々自ら其身を立て、其産を治め、其業を昌にして、以って其生を遂るゆえのものは他なし。身を修め、智を開き、才芸を長ずるにあり」と、その冒頭において述べる「太政官布告」(第214号)の主旨は、福沢諭吉の『学問ノススメ』(明治5年2月刊)に依拠するところが大きいのではないかといわれる。

諭吉の名言「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らず」は、明治4年、中津郷校たる「中津市校」の開設にあたり彼と彼の同郷の小幡篤次郎とが東京から書き送ったものであった。この場合、諭吉の教育論は、決して画一的な、上から押しつけられるものではないとする点が重要である。このことは、明治12年に発表された「空論に止むべからず」の中で、如実に示されている。諭吉は、この中で「人間社会教育」という表現を用い、またこの他にも、「社会教育」の表現を用いている。

明治14年1月、文部通達(第4号)によって、書籍館等に関する設置・廃止規則が公布されたが、これは、翌15年の「教育施設に関する告諭」に述べられる「通俗近易ノ図書ヲ備存シテ、庶民ノ展覧ニ供セシメ、以ッテ読書修業ノ気味ヲ下流人民ニ配与セントスル…」の主旨として現れ、教育における図書館活動の始源的な法令となった。この「通俗近

易の教育」の理念こそが、今日では常識化された「社会教育」の理念である。

大分県における、この「通俗教育」すなわち「社会教育」活動の展開は、明治18年に組織された大分県共立教育会にはじまるともいえよう。明治初期の日本近代教育制度の成立に及ぼした福沢諭吉の影響はまことに大きい。彼の教育理念は、中央を通じて、いわば「里帰り」の形で、大分県の教育界に還元されることになったのである。

大分県共立教育会が中核となって、各地に通俗談話会が結成され、その活動として、幻灯機を購入し、各校区内でそれを併用しながら談話会を開催し、時局や道德に関する問題などを主題に、同会設立の趣旨を行動に移した。こうした活動の展開の中で、各地に青年団・処女会・戸長会・婦人会などの社会教育団体が結成され始め、県教育会もいわゆる「郷土の認識」を明確・強化する目的のもとに、『大分県方言類集』(明治35)、『軍神広瀬中佐評伝』(明38)、『大分県偉人伝』(明39)が刊行されることになった。

明治35年、この教育会では、付属大分図書館を設立、これは翌年福沢記念図書館と改称され、今日の県立図書館(昭和6年、県立移管)の前身となった。今日の「社会教育」の名称が始まったのは大正10年からであるが、上でみて来た「通俗教育」は、明治41年の通俗教育調査会の設立によって、活動は一段と進展した。大分県内における通俗教育談話会の活動の実態については、さして詳しくは判らないが、当時各郡単位に結成された談話会の内、大分郡通俗教育談話会について事例的に見よう。

この談話会は、明治29年10月5日、大分郡小学校教員会秋季定例総会の席において「談話会規程」が承認された。規程は全12條から成っていた。以下、主要な箇條についてあげてみる。

第1條 本会ハ、本郡小学校教員会ノ目的ヲ

## 大分における社会教育思想の展開

達スルー手段トシテ、専ラ学校ト家庭トノ連絡ヲ計ル為ニ設クルモノトス。

第2條、本会ハ、本郡小学校教員会ノ附属事業トス。

第3條、本会は本郡高等小学校設置区域ニ依リ六部ニ分チ、各部ニ設クルモノトス。

第5條、本会ニ於テ奉行スベキ事項左ノ如シ  
1. 教育上ノ談話、1. 幻燈会

第8條、本会ノ開会期日並ニ場所等ハ各部内幻燈取扱係並ニ本会理事評議ノ上定ムルモノトス。

以上の簡條などでは、その活動の詳細は知り得ないが、幻燈映写会などに重点が置かれていたらしいことはうかがわれよう。この幻燈器については、別に「幻燈器械取扱規約」がみえ、大分郡5地区に各5名の取扱係を設けるなど定めている。

明治21年9月に発足した直入郡通俗教育談話会の場合、1年間に12会場14回の開催があり、各会場での発起人は、各地とも村役場職員・教師・村有志らかなり、会場には学校・有志自宅・寺院などがあてられた。講師は小学校教員のほか、村役場の幹部・神官・僧侶が担当した。談話会の内容は、講演の間に高等小学校の理科備品を借用したり、蒸汽船、電信機を運転するなどして新知識を注入し、興味を持たせるように工夫がこらされた。

これらの会場への参会者は、勿論農閑を利用した農民が主であったが、学校における児童への教育とともに、通俗談話会が一般社会人に及ぼした教育的影響は大きく評価されてよからう。

明治38年の「大分県教育雑誌」(346号)には、「大分県教育における過去及び将来」なる記事が載っているが、そこでは教育会の活動及び社会教育の重要性を強調している。前に述べた福沢諭吉記念図書館の設立や「軍神広瀬中佐詳伝」「大分県偉人伝」の編纂は、その主旨が実現されたものであった。この論文の中で、

将来の希望として、福沢記念館図書の地方順覧や、教育博物館を開設し、児童成績品・教育製作品及び教育用の機械器具の展示計画の必要などを主張している。

さて、明治24年の改正小学校令と関連して図書館に関する公式見解が述べられ、8年後の明治32年には、勅令429号として「図書館令」が制定発布された。大分県内においては、先述した如く、明治35年に大分県公立教育会附属図書館が設立されたが、これよりすでに、10年前の24年11月には、私立大分書籍館の設立があった。この書籍館の書籍は和漢書あわせて3,000冊を数えた。

35年設立の福沢記念館では開館2年目の明治37年に蔵書数18,000冊を数え、当時1日平均70人の入館者をみた。

明治40年代に入ると、それより前から開設されていて形がいのみ留めていた広瀬淡窓・三浦梅園・帆足万里など先覚を記念する記念図書館の再建・整備・活用化が進められ、中津に中津図書館(福沢、のち小幡記念館と改称)、杵築に梅園文庫、などが装い新たに発足することになった。

以上は、明治中期、末期までにおける大分県社会教育の概況である。

大分県においても、明治10年代以降、国策にそって社会教育活動は展開されて行ったが、周知の如く、社会教育活動の本格的展開は、第二次世界大戦の終りを待たなければならなかった。

### 4. 共進会

こうした時代的推移の間において、社会教育活動の歴史と深い関係にある「共進会」に関して、特記しなければならない事項がある。

周知の如く「共進会は」、内国博覧会と並び明治政府が殖産興業政策の一環として開催した主要な柱の一つであった。それは明治12年の横浜における製菓及び生糸繭共進会が最初であった。以降、明治10年代には、全国各地で



写真1 大分県協賛会のポスター

開催され、生糸・織物・茶など農工業生産品を出品展示宣伝する運動が展開された。九州地区では、九州沖縄八県連合共進会が明治10年代から各県持ち廻りで開催されてきたが、大分県では、明治21年の第6回連合共進会を開催の後、大正10年に第10回目を「大分県協賛会」として担当した。この共進会は同年3月15日に開会、5月13日の閉会までの二ヵ月間の会期であった。共進会の内容はそれまでに類似したものであったが、注目すべきは、この第10回大会では、第1回九州沖縄八県連合美術展覧会が内容に加えられたことである。

…美術愛好家を熱狂せしむる帝展或いは院展は僅かに帝都に於て開かるるに止まり、全国愛好家をして、地方に於ける開催を希望する事久しと雖、未だ此れが実現を見ず、大分市に於て開催の聯合共進会関係者は、先ずその点に着目したことによって実現をみたものであった。

美術展の内容は、日本画の部・西洋画の部・古美術の部の三部門にわかれ、田能村竹田の作品を始め600点を数えた。会期中の展覧者は、約10万人に及ぶ盛況ぶりであった。会期中に共進会全部門への参加者は100万人に達し、この種の企画が、県民にいかにか大きな関心事であったかをうかがわせるものであった。

## 5. おわりに

昨年末、本紀要編集責任者より、大分県における博物館史について概述する様に依頼を受けた。しかし、時間的制約も勿論ながら、博物館の存在そのものを含め、資料的不足によって、依頼者の意を汲めない、まことに内容のないものになった。

冒頭において述べた如く、大分県内にあっては、幕末期から明治にかけてこの先賢の遺跡を中核として、先ず小規模な図書館の設立をみ、その後、それに併設的に博物館施設が開設されたが、その内容は決して満足すべきものではなかったし、今日なお、充分ではない。

大分県においては、総合博物館の設立問題が、事あるたびに組上にあがるが、まだ計画の具体化に至らない。それが県民性に由来するのか、財政理由によるものからは一概に断定できないまでも、早急に解決を要する課題として目前にあるといえよう。

## 参考文献

- ・『大分県教育百年史』大分県編
- ・『大分県協賛会報告書』同会編

- (1) 1981年2月2日受付
- (2) 別府大学教授

# 秩父宮記念三峰山博物館活動報告

A report on the activity of Chichibunomiya Mitsuminesan Memorial Museum

馬場直也

Naoyo Baba

1. 三峰山博物館の活動
2. 三峰神社誌編纂室の活動
3. 三峰講実態調査
  - a. 三峰講の概要
  - b. 調査経過
  - c. 三峰講社展
4. 三峰神領民家移築・保存
  - a. 神領村の概要
  - b. 神領民家について
  - c. 神領民家の活動

## 1. 三峰山博物館の活動

奥秩父の山々の中に霊峰三峰山がある。この山上に鎮座する三峰神社の一隅に秩父宮記念三峰山博物館がある。ここは1年を通じて講社、参拝者、登山者、行楽客等様々な人が訪れる。博物館の展示室は三つのコーナーに資料を分けて展示している。三峰講社の登拝・参詣に関する資料を展示する「三峰山詣」のコーナー、秩父宮家御下賜品を展示する「秩父宮家と三峰山」のコーナー、それと毎年展示替を行う「年間テーマ展示」のコーナーになっている。昭和55年度は「三峰講社展」をテーマ展として取りあげた。この博物館は、お山を深く信仰し愛してきた人々との心の結びつきをいつまでも持ち続けられるようにと願い活動を行っている。そして、登拝者の方々が楽しみながら三峰山の歴史や民俗について展示を通して理解して戴けるようにと調査研究活動を実施している。ここでは現在、山岳信仰、特に三峰講に関する資料、および山村の民俗資料の調査研究・資料収集・展示活動を実施している。

三峰山博物館の活動テーマの一つに「三峰講実態調査」がある。周知の通り三峰神社は三峰大神や神使であるお犬様を信仰する人々で結成された講社が関東各県内の町や村に

分布している。これは、長い三峰の歴史の中においてお山を信仰し神社と密接な関わりを保持してきた地域社会であるといえる。講社は春になるとお山に登拝し一晩神社で参籠する。そして、翌朝神札を受けて村へ帰る。村では講員一同が集まり三峰様の祭りを行うのである。現在博物館では関東各地に広がる講社を対象として、これの創立、祭り、組織、登拝形態、信仰等の実態を調査研究している。そして、実態調査の結果得ることのできた調査記録、「代表帳」「勧進帳」「講社雑費帳」「御眷属帳」などの講社関係資料を講社別に分類整理している。

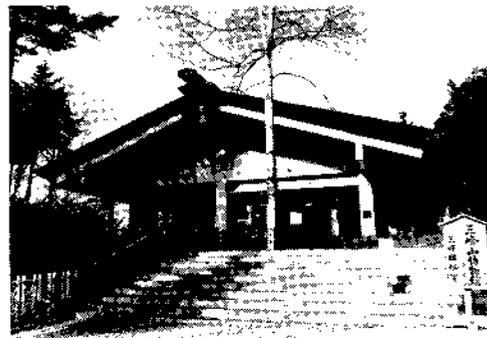


写真1 秩父宮記念三峰博物館全景

三峰神社の南側斜面には点在する60戸余りの集落がある。江戸時代まで神領村と称され年貢を神社に納め人別帳の管理から日用品の融通まで生活の一切がこのお山にまかされていたところである。そのかわりお山の労働・賦役には神領村の者が当たっていた。この民家は葺草入母屋造りで棟にノザスと称する棟押えをのせているのが特徴である。このような民家も現在では数軒を残すのみとなり、また昔から伝承された習俗も消えつつある。三峰山博物館はこの民家の寄贈を受け三峰神社境内に移築保存し、この中では神領村で行なわれている年中行事を展示している。またあわせて現在失われつつある神領村を中心とした地域の民俗資料の収集活動を実施している。

以上、現在三峰山博物館が実施している活動の性格を示す主な2点についての概略を述べた。三峰山博物館が現在活動のテーマとして取上げ働きかけを行っている地域の一つは、関東一円に広がる三峰神社を信仰することで組織されている講社が分布する地域社会と今一つは三峰山内にある神領村である。三峰神社の信仰圏および神領村は、三峰山との長い歴史の中で生み出され蓄積され創造されてきた文化を保持している。三峰山博物館の活動の性格はこの特質ある地域社との交流の中で形成されている。博物館では三峰山と関わる地域社会の人々が「どのような歴史を持ち、どのような生活を行っているのか、そして三峰山といかなるかわり合いを持ってきたのか」ということを地域の人々と相互に交流しながら考えていきたいと思っている。

## 2. 三峰神社誌編纂室の活動

三峰神社には三峰神社誌編纂室がある。これは秩父宮記念三峰山博物館の開設以前に設置され昭和35年に発足した。これの主な活動経過を辿ると昭和39年には本殿解体工事（報徳事業）の完成を祝し「三峰山略誌」を刊行した。昭和43年には三峰神社誌「民俗篇

第一分輯」を昭和47年には「民俗篇第二分輯」を刊行した。三峰山略誌の内容は三峰山における謂れ・信仰・伝説・祭り・造営・観光・年表からなり、三峰山の理解を求めることを主眼におきそれについての概略が述べてある。民俗篇の第一分輯と第二分輯には三峰神領村の民俗について、総説・社会生活・衣食住・生産生業・一生の儀礼・年中行事・神祭り・芸能・遊戯・言語・昔話・伝説・妖怪・民俗知識について詳細に学術調査研究しその成果をここに著わしている。現在、三峰神社誌編纂室では「三峰神社誌——講社篇」の編纂のため三峰講の実態調査を実施中である。

三峰神社における神社誌編纂室の機能と三峰山博物館の持つそれとは共通する面を持っている。どちらも三峰神社と密接な関わりをもつ地域社会——関東一円の講社の分布している町や村に、また神領村に対して学術調査研究を実施している。そして、三峰神社に対する理解を広く一般社会や講社の人々に求めその結びつきを相互に深めていくことを目的としている。この中において神社誌編纂室は三峰に関する資料を調査研究してこれ編纂していくということを主たる機能としている。三峰山博物館は編纂室同様これと同じ対象に対して調査研究活動を実施している。それとともに資料の収集・整理保管・展示活動を実施していくという機能を加えている。例えば、神社編纂室が三峰神領村の習俗について学術調査研究をするそしてその成果を編纂し「民俗篇第一分輯、第二分輯」を刊行した。三峰山博物館はこの神社誌編纂室で実施した調査研究に基づき神領民家を移築保存し、ここに村の年中行事を展示している。発生的には三峰神社誌編纂室の方が速く設置されたが、これに三峰山博物館が加わったことによりさらにその活動範囲は広がりを持ったといえる。ここにおける三峰神社誌編纂室と三峰山博物館との位置はどちらが核となりその活動を実施していくというものではない。これは共通の目的

のもとにそれぞれの持つ機能を活かし活動を行っている。

### 3. 三峰講実態調査

#### a. 三峰講の概要

三峰神社は埼玉県秩父郡大滝村に鎮座している。三峰山は甲武信の連山の一つで標高1000m 荒川の上流にある台地形をした山である。三峰とは雲取・白岩・妙法の三つの峰を称して名づけられた。三峰神社は江戸時代まで修験の山として栄え別当観音院が支配していた。祭神は諸冊二尊と日本武尊を配祀している。三峰神社の眷属は大口真神である。これを民間ではオイヌサマと称し、山里では猪鹿よけ、町や村では火防盜賊よけの靈験が語られる。従来、三峰神社より御眷属札を一体拝借することは神社よりオイヌサマを一匹借りて来ることと同じといわれている。御眷属札一体拝借すると約50戸の家を守護する。50戸以上の場合は一体の御眷属ではその守護が不可能なため二体拝借せねばならないといわれる。この靈験を信じる人々が「講社」を組織した。御眷属の効力は1年限りとされこのため毎年三峰講員は三峰神社に登拝し御眷属札を新たに拝借することになっている。三峰講の組織は関東甲信越地方を中心に東北地方にまでおよぶ広範囲な分布を示す。中でも長野、群馬、埼玉、千葉、茨城は講社数の特に多い県である。東京の講社数はさほど多くはないが一講単位の講員数は多い。長野、山梨は三峰山と近接した地域であることが一つの要因として早くより講集団の結成させた地域である。

#### b. 調査経過

三峰講実態調査は三峰神社誌編纂室と三峰山博物館が共同で実施した。これは三峰神社誌編纂主任である國學院大學教授倉林正次先生の指導のもとに行われた。またこれには同学歴史文学研究会の学生が参加し調査を行った。

実態調査は昭和54年度より開始し、まず初

めに古くより三峰講の結成されている長野県を調査地として設定した。長野県内の講社の分布を概観すると北信が多い。特に長野・上田・松本・塩尻・大野を連結する円周内に集中的に見られる。三峰講実態調査の第1回目は犀川流域地帯、特に安曇野地方に絞った。調査地区は南安曇野郡三郷村、豊科町、北安曇郡八坂村、東筑摩郡生坂村、更級郡大岡村である。昭和55年度はその第2回として千曲川流域地帯、三峰山と近接したところの佐久地方において調査を実施した。調査地区は佐久市・南佐久郡白田町・小海町、北佐久郡望月町である。

実際に調査にあたっては「三峰講調査要項」を作成した。次に調査要項における大項目を記す。1. 講の創立・沿革、2. 組織・運営、3. 個人拝借・共同拝借、4. 代参、5. 登拝形態、6. 祭り、7. 信仰、8. 関係史料、9. 他の神社・寺院と講の関係等について細部にわたり調査を実施した。

三峰神社誌編纂室では信州各地に展開している三峰講について実態調査を実施したことにより、今後三峰講の調査研究を行っていくための基礎資料を収集をすることができた。

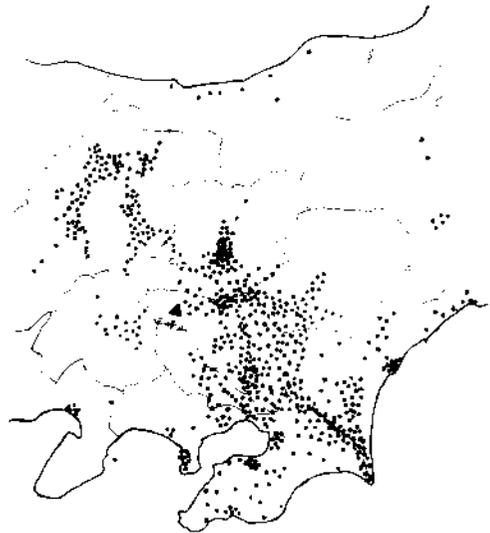


図1 関東甲信越三峰講分布図



写真2 三峰様のホコラ  
南安曇郡豊科町中地区

この成果は大きい。これとともに、調査地においては編纂室の調査員が三峰講の講員の家を一軒一軒訪ね直接に村における三峰講の組織、創立、祭り、信仰等について聞き書き調査を実施したことにより、これが三峰講の調査活動のみに終ることなく講員と調査を通して相互に精神的な交流をもち理解を深めることができた。このことにより、講員がどのような気持ちでこのお山を信仰しているのかというその原点ともいえる講員と三峰山との結びつきについて再認識することができた。

三峰山博物館ではこの実態調査において、御飯屋の実測図、スケッチ、写真・三峰講雑費会計簿、代参帳、勧進帳、三峰講旅控和帳、講社規約、御眷属御影軸など数多くの三峰講関係資料を収集することができた。また、採訪した記録は「三峰講調査表」と称する記録帳を作成し各地における三峰講の実態を項目ごとに記録しこれを整理した。それとともに博物館では、この実態調査に基づき昭和55年度テーマ展として「三峰講社展」を開催した。

三峰神社誌編纂室と三峰山博物館は長野県を皮切りに関東各地の三峰講の実態調査を実施していくとともに基礎資料収集活動の継続を予定している。

### c. 三峰講社展

三峰山博物館では毎年テーマを設けて特別展を実施している。昭和55年度テーマ展としては「三峰講社展」を企画した。概に述べたように昭和54年度から始めた三峰講実態調査の結果、得ることのできた資料を調査研究してテーマ展に活用した。テーマ展では展示を3部門に分けた。「講社の登拝」・「講社の参籠」・「講社の祭」の各部門では三峰講の講員が三峰神社の神の使いである御眷属を受けるためにこのお山に登拝する。そして参籠して御札を受け帰村する。村では三峰様の祭りを執行しこの講社の1年間の安全を祈願する。この一連の流れを展示した。

主な展示資料の概要を述べると、講社登拝の部では三峰山登拝の様子を案内記風にまとめた「三峰山詣」・江戸から三峰山に至る「三峰山道中図」・三峰山ロープウェイ開通前まで多くの登拝者が利用した「強力山かご」腰おし・講社の人々が登拝時に講の印として旅籠や茶店にかけた「まねき」・大正年間講社登拝風景の「写真」・関東甲信越に広がる三峰講をドットで表わした「関東甲信越地区三峰講分布図」・全国の三峰講の講社数を表わした「県別三峰講社数パネル」・講社の運営にかかわる記録として「登山講規則」・「三峰山勧進帳」・「三峰講規約」・「三峰講代参記録」など。講社参籠の部では三峰山に登拝した講社の人々が宿坊で参籠したおり酒の飲みくらべを行ったという「東海道五十三次蒔絵盃」・宿坊の饗応係であるオサブライが参籠中の講員に酒を注ぐ時に使用した「アカット」・講社宿り客に出した食事「赤膳」・勝手から講員の部屋まで1度に200人分の飯を運ぶ「飯車」・宿り客の氏名を記録した「参籠者名簿」・食事の献立を記録した「饗応帳」・宿泊した講社代参者氏名を記録した「諸国代参帳」・御眷属の貸出の記録「御眷属台帳」など。講社の祭の部では長野県南安曇郡豊科町上手地区・徳次郎地区・埼玉

県秩父市久那地区の三峰講員が村で祭るところの御眷属を納めるオカリヤを復元し展示した。

今回「三峰講社展」を企画したことにより講社はもとより数多くの登拝者にも波紋を広げた。特に三峰講員においては展示資料一点一点について重大な関心を持った。各三峰講員にとっては講社こそ相違するが三峰神社を信仰するという点については全ての講員が共通の項のもとに結ばれている。このため、博物館においては自らの加入している講の実態と展示資料を比較することができるのである。つまり、講員にとってどこが共通しどこが相違するか講社資料の全てが批評の材料となるわけである。そのため多くの講員がその資料から受けた自らの考えをこの場で語っていく。復元した杉の葉のオカリヤを見た講社の人達は「おらほうもやってる。しかし藁でオカリヤは葺くなあ」、「今はトタン葺きだがおじっさまの頃はちゃんとオコヤガケをしたもんだよ」、「家の側にある杉葉で葺いてある小屋は何だと思ったら三峰様だったんかい」、「正式にはこんなふうには祭りこまなくちゃあいねんだよ。今やっちゃいねいな」などその発する声は様々である。講社にとってみればオカリヤ一つ取り上げてみてもこの中には講社を守護する御眷属が納められるわけである。代参人が三峰神社より帰り新たに御眷属を納める時はオコヤガケと称してオカリヤの葺き替えを講員全員で行ない。これが終了するとこの前で三峰様の祭りを執行するのである。講社の人々にとって復元をしたオカリヤを目の前にする時、直に頭に浮ぶのが自らの加入している講社のオカリヤであり、また三峰様の祭りの情景なのである。つまり、講社の人々は三峰講の資料に対して絶えず自らの講の実態をそこに置き替えて考えている。このことは講社の人々にとり自らの講社について再認識をする手がかりともなっている。また、さらには他の講社に対しての輪を広げていくこ

ともつながるのである。

#### 4. 三峰神領民家移築・保存

##### a. 神領村の概要

三峰神社の南面にひらける傾斜地に、神領三峰村がある。表参道に位する集落であることから門前とも称されていた。神領36戸の旧家を中心に現在戸数は60数戸に発展をみせているが、幕末までは「神領百姓」と呼ばれ年貢の大豆・小豆などを神社に納め人別帳の管理から金銭の融通・日用品の需要まで、生活の一切がお山にまかせられていた。その代り神社の労働・賦役には村人が当った。「世話人」とよぶ数名の主だちがあつて、その指図でこれらの仕事はまかなわれていた。ごく最近まで水や薪の運搬・野菜作りなどは三峰村の男女の務めであった。

##### b. 神領民家について

三峰にも近代化の波が近年どんどん入りこんで来る。ここには以前萱葺入母屋造りで棟にノザスと称する棟おさえがのつた三峰を代表する特徴ある民家が多くあつた。しかし、これは現在数軒を残すのみとなっている。また古くより伝承されてきた習俗も次々と消えつつある。このため三峰山博物館ではこの民家の寄贈を受け三峰神社境内に移築保存した。三峰神領民家の母屋、および便所・風呂・柴小屋の付属の建物は三峰字大木48番地千島万作氏より寄贈を受け、昭和53年8月に解体、昭和54年8月に三峰神社境内に移築し、また板倉は三峰字日影77番地宮川博輔氏より寄贈を受けた。

この民家は約300年前の建築と伝えられ江戸中期の古い間取りの民家の一つである。家の特徴を述べると外観は貫をみせた板張りで軒出は少ない。萱葺入母屋で屋根には棟おさえのノザスがのっている。軸部材は栗で柱は14cm角、内外の沓石建、差鴨居や着物にて柱をつなぎ木組は強固である。材は丸太の母屋を除き、杣はつり角材で小屋材を除き鉋仕

上げで材の締結は9cm角の込椋どめである。

屋敷どりの概要を述べる。ここでは「屋敷構え」をヤシキッテエラと称し、山の南斜面をきりひらいて家を建てる。村の主道をオオカンといい、オオカンからわきに入る道をケイドという。母屋の前の庭がケイドとケイドをつなぐ道となっている。「母屋」は桁行7間3尺、梁間5尺、入母屋造り板壁である。出入口はトボウグチと称しオオドがひきたてられ、通常の出入口はくぐり戸である。流し場はトボウロの外にあり、オオドをくぐると土間がある。土間にはカラウスが置かれている。土間の奥には小座と称する板敷が設けられ、穀物桶、木鉢などが置かれている。イノマは板敷きでジロ（囲炉裏）がある。食事の仕度はジロで行われ、毎日の食事もジロで行った。ここには高棚に神棚があり仏壇は戸棚の中にあつる。正月棚は高棚に、盆棚は仏壇の前に設ける。デイは寝室・客間に使用された。ナンドは小部屋の板の間でここには衣類を入れた長持ちやカロウトが置かれる。イノマとデイの表には縁側が通り、七夕様の飾りや十五夜様の供えものはここにまつる。屋根裏はイノマから梯子で登り壺室として使用したり食物の貯蔵をする。「ツキザシ」は母屋の廂を利用して1間ないし1間半位廂をのぼして簡単につぎたしたもののでツキヤとかツケヤと称する。木小屋として使用したり臼や味噌桶を置く。苫はここを産屋として使用した。「便所」「柴小屋」「風呂場」は母屋とは別にあり、その南斜面に柴小屋を設けて堆肥をつくる。「前栽畑」母屋の庭先は斜面となっており、ここをたがやし畑としている。ゼンセイバタケと称し主に野菜類を作る。「板倉」は石垣積の敷地に20cm角の土台を置き、その上に厚さ12cm、巾20cm～30cmの厚板を積み上げて壁面として、切妻の屋根をのせ栗板葺である。せいろのような形で厚板を積み上げた独特の倉で敷物その他重要な家財を収納している。

### c. 神領民家の活動

神領民家の移築保存、これは単に母屋ばかりでなく、屋敷どりの形式から、便所・風呂・柴小屋などそれに付属する建造物を総てを移築した。この他、前栽畑ももとの状態で復元し、そこにそば、大根、ジャガイモなどを植えた。民家にもなう民具関係の資料もあわせて寄贈を受けた。民具は寄贈者である千鳥氏が使用していたところの場所にそのままの姿で置いた。その家に住んでいた人を除き建物・民具などもとの形のまま移築し移動し全て原風景に復元し保存した。前栽畑は実際に耕作し、当時の作物を植え収穫をしている。博物館では、三峰村のおばあさんに民家の管理をお願いし、毎日囲炉裏に火をたいてもらっている。来館者は、ここでお茶を飲みながらおばあさんから三峰のことについて様々な話を聞くことができる。

また、民家の中では、三峰神領村で行っている年中行事を展示している。ここでの主な年中行事を上げると正月の行事——松飾り(12月28日～30日)・小正月(正月14日～15日)・オマツオサメ(正月14日)・エビス講(正月20日)

春の行事 節分(2月3日)・雛まつり(4月3日)

夏の行事——五月節句(6月5日)・七夕(8月7日)・盆(8月13日～16日)

秋から冬の行事——十五夜(9月15日)・十三夜(10月13日)・エビス講(10月20日)等がある。

### 参考文献

- ・三峰山略誌
- ・三峰神社誌 「民俗編第一分輯」「民俗編第二分輯」

- (1) 1981年2月5日受付
- (2) 秩父宮記念三峰山博物館学芸員

## 地域文化とその展示機構

加藤 有次

近年とみに自治体を施主としての博物館づくりが急増していることは慶ばしいことである。ようやく行政に博物館の価値が認識されたのかもしれないし、或いは文化施設がなければ行政の恥と考えているのか定かでない。いずれにしても文化は行政に馴染まなかった伝統が破れ、文化的行為が行政にとりあげられはじめたことは事実である。それは何といっても大衆の生活水準の向上により、大衆の要望に答えねばならなくなった行政の指向でもある。しかし素晴らしい日本社会の思考の変革とでもいえよう。特にそれらの発想は、地域のふる里づくりにめざめたことでもある。最近大都市中心の大学進学傾向の中でも、卒業の都市指向型からUターン現象が起り、昨年で50%を上まわる結果となったという。大都市にて学習しても故郷に帰り、代を為そうという青年の思考は決して間違っていない。それがふる里づくりの発端でもある。

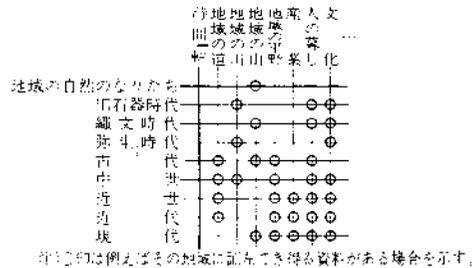
わが国の均一化された教育制度は、南から北に至るまで管理統制され、教育の機会均等が守られている。さらに拍車をかけて文化という面においても、中央指向型の伝統的遺制を受けて、また高度経済成長とマスコミ・高速道路をはじめ交通網の発達など起因して、地域文化が破壊されつつある昨今である。これでは地域文化のオリジナリティは育たないはずである。1980年は地方の時代と呼ばれた。それがふる里づくりに作動して、見直されたとしたら本物の文化活動がはじまるのであろう。そして博物館設立につながるとしたらうれしいことである。

その新しく設立される博物館に際して、最近とみに自治体から、どんな博物館をつくったらよいか相談を受けることが多い。私は理想とする博物館像はもっていても、それをそのまま実現させたとしたら、決してその地域にふさわしい博物館とはいえないというのである。現代博物館というものが、地域住民にとって学校と同じく必要欠くべからざるものであるとするならば、その地域住民の目的意識によって設立されることが最も望ましいからである。そうでないと為政者の記念物になって大衆の意を無にした（市民権のない施設）、単なる与えられた形式的な文化的教育施設になるにすぎないからである。

地域社会（Formal Region）における博物館の使命は、ローカル・カラーの中で、人文科学・自然科学の物質文化の研究及びその教育（情報提供）の成果を出さねばならないのである。そのためには新設される博物館では、最初に設定すべきその博物館の基本構想（目的理念）にのっとって、いかなる機能をするかを考えながら、はじめて具体的に何をどう展示するかという問題にとりかかるべきである。現実にはいきなり展示をどうしたらよいかという問題にはしり、試行錯誤する場が多い。そこで地域における郷土博物館では、その地域の政治・経済・社会・文化などを通じてオリジナルな特質を織りなすことに使命があるので、展示構想作成の際、問題整理をする必要がある。

その一つの試みとして、郷土の生い立ちは自然を培って人間生活を築いた知恵の展開で

あるから、縦軸に歴史的時間の流れを、そして横軸にその自然を培った人間生活の現象面を設定して、交差する部分に証明说得できる資料を配置すればよい。それによって館の目的理念に即応して展示シナリオを作成したら、ローカル・カラーを展示に盛り込むことができると思う。(本学文学部教授)



☆書 評☆

樋口清之・加藤有次著 『こんなに役立つ博物館』

— 親と子の知的レクリエーション —

金山喜昭

一般市民が博物館に親近感を覚えるのに絶好の機会を提供し得る、まさに博物館入門書といふべき本が刊行された。著者のお1人樋口清之先生は、本学の博物館講座に情熱を傾注され、20有余年にわたりおおくの優秀な学芸員を関係界に送ってこられた。現在、本学名誉教授として関係各界で御活躍中である。本紀要4輯では、先生の占稀をお祝いした記念号を特集した。また加藤有次先生は、現在、本学の博物館学主任教授として、樋口先生の学究性を継承し、かつ御自身の学問の創造に日夜励んでおられる情熱家である。師弟関係にあるお二人の著書は、まさに本書が初めてのことである。

本書は、「こんなに役立つ博物館」と表題にあるごとく、一般に市民の博物館に対する認識不足を覚醒し、その有効な活用法を知ってもらうことを意図して書かれたものである。また「親と子の知的レクリエーション」と副題にもあるように、親が子供を率いて博物館を訪れる際に、十分活用性に富む案内書の性格も有している。本書は、その基底に博物館の教育性を絶えず変わらぬ態度で貫徹している点で、比類なき博物館普及書といえる。その教育的着眼点は、専門家といえども看過できないはずである。一般市民向けであること

から、内容は更に解かりやすく、文体も平易に書かれている。

さて、本書の構成は、1章 博物館がすごく面白くなるために、2章 歴史にもっと強くなりたい人のために、3章 科学にもっと強くなりたい人のために、4章 美術にもっと強くなりたい人のために、5章 産業にもっと強くなりたい人のために、6章 ふる里をもっと知りたいたいのために、7章 全国特異な博物館、ふるく 全国博物館一覽、各章からなっている。

1章では、市民が博物館に何を要求すべきなのか、が述べられている。2章～7章は、歴史・科学・美術・地学・産業等の分野を背景とし、博物館を各ジャンルごとに分けて案内をされている。その内容は、先生御自身の経験談も混じえたエピソードなどが多いのも興味深い。最後に、いざ博物館へ足を運ぶ際に困らぬように、その案内一覽が載せられた心憎いばかりの配慮が加えられている。

近年、博物館意識は市民の中にも定着しつつあるが、市民の精神向上のためには、今後ともそうした意識の高揚は計られねばならず、本書はその導入剤に最もふさわしい。一般市民の方はもとより、教育関係及び関係学問に携わる方にも是非一読していただきたい本である。

(本学文学部助手)

# 博物館学講座要綱（昭和55年度）

## （Ⅰ）「博物館実習Ⅰ」都内博物館実地見学指導

### 1) 目的

東京都内博物館における資料収集・保管・分類目録・展示および学術研究・教育活動等に関する実務の見学指導する（「博物館実習Ⅰ」受講者）。

### 2) 見学施設及び日程

第1回 10月5日（日）

交通博物館

第2回 10月10日（金）

たばこと塩の博物館

第3回 10月26日（日）

科学技術館

第4回 11月2日

東京農工大学工学部附属繊維博物館

第5回 11月16日

八王子市郷土資料館

## （Ⅱ）「博物館実習Ⅱ」地方博物館実地見学指導

### 1) 目的

地方博物館における館の運営及び資料収集・保管・分類目録・展示および学術研究・教育活動等に関する実務の見学指導する（「博物館実習Ⅱ」受講者）。

第1回 山陰・山陽地方（3月4日～3月7日）

広島県立美術館・広島平和記念資料館・岩国徴古館・西村博物館（岩国泊）・毛利報公会博物館・山口県立美術館・山口県立山口博物館（萩泊）・萩市郷土博物館・松陰遺墨展示館・松下村塾・熊谷美術館・土井が浜考古館（下関泊）・長府博物館・東行記念館・下関市立考古館安岡資料室・赤間神宮宝物殿

第2回 北海道南部地方（8月5日～8月8日）

市立函館博物館・同郷土資料館・同五稜郭分

館・北海道大学水産学部水産資料館・（函館泊）・七飯郷土資料館・八雲町公民館郷土室（ニセコ泊）・余市水産博物館・小樽市博物館・小樽市青少年科学技術館（札幌泊）・サッポロビール史料館・北海道開拓記念館・北海道立近代美術館

第3回 北陸地方（8月19日～8月22日）  
名古屋市立博物館・岐阜県博物館（高山泊）・八賀民俗美術館・高山市郷土館・飛騨民俗館・富山市科学文化センター（金沢泊）・石川県立美術館・石川県郷土資料館・石川県白山自然保護センター（芦原泊）・一乗朝倉研究所・福井県陶芸館・福井県立美術館

第4回 東北地方（9月9日～9月12日）  
瑞宝殿・塩釜神社博物館・東北歴史資料館（石巻泊）・消防記念館・高野長英記念館・北上市立博物館（花巻泊）・盛岡市公民館郷土史料館・盛岡橋本美術館（秋田泊）・秋田経済大学附属青国民俗博物館・秋田県立美術館・平野政吉美術館・秋田大学鉱業博物館・秋田県立博物館

## （Ⅲ）博物館学開講内容と担当者名

学 科 目	担 当 者	単 位 数	2 年 次	3 年 次	4 年 次	備 考
必 修 科	海 博 物 館 概 論	加藤有次 教授	1	前		教職科目 共通
	博物館資料収集保管法	下津谷達男講師	1	通年		
	博物館資料分類目録法	松正正洲 講師	1	通年		
	博物館資料展示法	下津谷達男講師	1	通年		
19 単 位	教 育 原 理 Ⅰ・Ⅱ	佐藤興文 教授 高地誠哉教授他	4	通年		教職科目 共通
	社 会 教 育 概 論	堀内一郎助教授	4	通年		
	社 会 規 範 教 育	秋山隆志郎講師	4	通年		文学部専 門科目と 共通
	博 物 館 実 習 Ⅰ	登石健三 講師	1	後		
	博 物 館 実 習 Ⅱ	加藤有次 教授	2		通年	
選 修 科 目	文化史					文学部専 門科目と 共通
	日 本 文 化 史	宗原正義 教授	4			
	文 化 人 類 学	村武祐… 講師	4		通年	
	美 術 史					
2 科 目	美 術 史	鈴木敏三 教授	4			文学部専 門科目と 共通
	有 職 故 実	鈴木敏三 教授	4	通年	通年	
8 単 位	考 古 学					文学部専 門科目と 共通
	考 古 学 概 論	乙益重隆 教授	4			
	考 古 学 特 殊 講 義	麻生 儀講師他	4	通年	通年	
民 俗 学	民 俗 学	坪井洋文教授他	4		通年	

國學院大學博物館學紀要既刊本一覽

1970年 第3輯（絶版）

特集・博物館と地域社会

博物館社会学（序） その基礎論	倉田 公裕
博物館と地域社会	山崎 淳子
統計にみる女性の入館動向 —Y館を中心として—	小野 礼子
根津美術館における茶道文化十講 —聴講生の地域性について—	矢崎 格
地方公立美術館の当面する諸問題 —広島県立美術館施設の場合—	倉橋 清方
長崎県立美術館の活動 —展覧会事業と定期観覧券の発行—	下川 達弥
徳島県博物館の活動	山川 浩実
熊本県立博物館の活動 —人文科学—	富田 紘一
國學院大學考古学資料室の資料貸出状況 —集計からみた大学博物館活動—	
	樋口清之・加藤有次・小池映子
博物館学史序説 —博物館学に関する概念—	加藤 有次
博物館学講座要綱（昭和45年度）	
社会教育関係在職院友名簿	

1980年 第4輯（絶版）

特集・樋口清之古稀記念

発刊の辞	加藤 有次
樋口博士略年譜	
一層紀要の充実を	樋口 清之
先史時代遺跡資料の造形保存法	加藤有次・森山哲和・金山喜昭
考古学資料復元に関する一試案	青木 豊
—とくに土器類の復元について—	
博物館学的発想（仮称）にもとづく考古学調査	金山 喜昭
—小平市鈴木遺跡の場合—	
田中芳男と神宮農業館	矢野 憲一
武川歴史民俗資料館の活動	白井 孝昌

編集後記

わが国の近代博物館のおこりは、明治初年、大学南校に設けられた物産局假役所にて、各地の物産や古器旧物品を大衆に展示したことに始まる。当初の博物館は、主に勸業が目的であった。1877年から1903年までに、内国勸業博覧会が、東京・京都・大阪で計5回開催され、地方でもそれに準じた博覧会・物産会が盛んに行なわれた。地方によっては、それが常設博物館へと発展踏襲した場合もある。その後、博物館の流れは、時代の要請によって大きく変動をき

たしながら今日に至っている。

そこで今回は、地方博物館史ともいうべく、各地の博物館の歴史を、各関係識者の方々に述べていただくことにした。従来、博物館史は所謂中央のそれが先行する感があったが、中央と地方は相互補関係である観点から、地方博物館史の研究は意義深いものであると確信する。そこで富樫・横山・三輪・前川・四柳・後藤の各氏から各地方博物館史を寄稿していただいた。また馬場氏からは、一地方博物館の活動状況について寄稿していただいた。

末筆ながら御多忙の処、こころよく玉稿をお寄せくださった各氏に厚く謝意を申し上げる次第である。  
(金山記)

◇ ◇ ◇

## Summary

### Special Issue on The History of Local Museums

Our immediate and paramount concern in this issue is the history of museums in local areas.

Museums in our country, which were established as early as the Meiji period, developed as the reflection of political and economic policy and the result of society's influence on it. However, local museums reflected some characteristically unique features, depending on local areas.

Therefore in this issue, we are particularly concerned with the local characteristics in the history of museums.

1. "The history of museums in Akita prefecture," by Yasutoki Togashi.  
Although Akita museum was established in 1878, it closed soon afterwards.  
The present museum was established in May, 1975 at the people's request.
2. "The history of the exhibitions and the museums in Nigata prefecture," by Hideki Yokoyama.  
An introduction to the exhibitions and museums exhibited during the Meiji period.
3. "The history of the museums in Kanagawa prefecture," by Shūzo Miwa.  
A consideration of some of the problems in the history of the museums in Kanagawa prefecture, as compared with The museum law which was established in 1951. An attempt to predict the development of museums in the future.
4. "An example of the museum (Bussan chinretsukan)," by Masahide Maekawa.  
— A case study in Chiba prefecture  
A description of the museum (Bussan chinretsukan) from its establishment to its desolution, and the influence of museums in the later stage.
5. "The history of Kanazawa museum," by Kashyō Yotsuyanagi.  
— The development of the local museums in the early stage.  
A description of the development of Kanazawa museum. It is one of the museums which developed from the exhibitions put on for the promotion of industry by the Meiji government.
6. "The history of the idea of social education in Ōita prefecture," by Shigemi Gotō.  
Some of the problems of the present museum in Ōita prefecture which refer to the history of social education.
7. "A report on the activity of Chichibunomiya Mitsuminesan Museum," by Naoya Baba.

## 画文帯神獸鏡

伝奈良県桜井市大三輪町箸中・ホケノ山古墳出土

面径 17.5cm 国重要美術品

外区は連環文を有する平縁に接して流麗に飛翔する異禽、疾駆する怪獸等の図様が連なった画文帯をもち、内区は半円方形帯を有し、半肉彫表出の神像の左右に獸像を配置している。

外区の画文様は日月の神話に関する神像または禽獸を図案化したもので、太陽を捧げる義和と月を捧げる常儀を表したものである。

材質は白銅を使用し、遺存状態は極めて良好で輝黑色を呈している。中国よりもたらされた舶載鏡で製作年代は後漢末葉である。

國學院大學考古学資料館蔵

青木 豊記

### 國學院大學 博物館学紀要 第5輯

発行日 昭和 56 年 3 月 20 日

発行所 東京都渋谷区東4-10-28

電話(03)409-0111(大代表)

國學院大學博物館学研究室

代表兼編集者 加藤 有次

印刷所 東京都小平市天輪町1 181

株式会社 中 夫 美 術

CONTENTS

Forward.....	Yūji Katō .....	1
The history of museums in Akita prefecture .....	Yasutoki Togashi .....	2
The history of the exhibitions and the museums in Nigata prefecture .....	Hideki Yokoyama.....	14
The history of the museums in Kanagawa prefecture .....	Shūzo Miwa .....	19
An example of the museum (Bussan chinretsukan) —A case study in Chiba prefecture— .....	Masahide Maekawa.....	26
The history of Kanazawa museum The development of the local museums in the early stage— .....	Kashyō Yotsuyanagi.....	38
The history of the idea of social education in Ōita prefecture .....	Shigemi Gotō .....	49
A report on the activity of Chichibunomiya Mituminesan Memorial Museum .....	Naoya Baba .....	54
<Note> The culture and it's display in the area .....	Yūgi Katō .....	60
<Review> "How useful the museums are!" (Konna-ni Yakudatsu Hakubutsukan) by Kiyoyuki Higuchi, Yūji Katō .....	Yoshiaki Kanayama.....	61
The course of museology in Kokugakuin University (1980) .....		62

---

The Museum Study Room

KOKUGAKUIN UNIVERSITY

Shibuya, Tokyo, Japan.